### 女性史研究

特集 夫妻別氏のために



### 寄贈図書

石塚正英 『フェティシズムの思想圏』 世界書院 1991年 3800円

石塚正英 『社会思想の脱 - 構築』 世界書院 1991年 2900円

厳汝嫻 江守五夫監訳 『婚姻からみた中国少数民族』上 六興出版 1991年 4600円

### 母権論解読

### 一フェミニズムの根拠―

世界書院 3,296円

始・地母神デーメーテールをたたえる

光永洋子

第一部 現代を生かすバッハオーフェン

I 『母権論』を学ぶために

三たび邦訳された『母権論・序説』

犬童美子

Ⅱ なぜ女は第二の性なのですか?

ボーボォワールと『母権論』

光永洋子

Ⅲ デーヴィス『第一の性』における母権

英訳『神話、宗教そして母権一バッハオーフェン選集一』の校訂

石原通子

第二部 原始を生かすバッハオーフェン

IV 母権とフェティシズム

バッハオーフェンとド=ブロス

石塚正英

V 梟の女神アテーナー

アッティカ四部族における母権

布村一夫

終・未来を牛かすバッハオーフェン

石塚正英

『母権論』(1861年)をかいたスイスの法学者・神話学者である J・ J バッハオーフェンは、ギリシア神話のなかから原始社会は母権社会であったことを発見し、復元した男です。

この原始母権社会をアメリカ・インディアンとくにイロクォイ族の研究によって実証したのが、 $L \cdot H \cdot モルガン$ 『古代社会』(1977 年)です。さらに原始母権社会を母系的要素、氏族外婚と部族内婚、トーテム、そのなかでの自由・平等・友愛の人間関係として理論づけたのがイギリスの $W \cdot H \cdot R \cdot$ リヴァーズです。

このように現在では社式人類学において立証された原始母権社会を、神話のなかにみいだしたバッハオーフェンのロマンチシズム、そして「起源は後代の発展を制約し、それがたどる進路に絶えず、その方向をあたえる。」とするバッハオーフェンの歴史哲学は、女性史、女性学、フェミニズムの根拠であります。五十年にもわたるモルガン、バッハオーフェン研究家である布村一夫教授を中心とした母権論研究グループによるこの書は、難解な『母権論』をよむための唯一の参考書です。(ご購読をのぞまれる方は家族史研究会熊本事務局へご連絡ください)。 (石原通子)

### 女性史研究——も く じ——1991・XII 特集・夫妻別氏のために 26

- イギリスにおける女性史研究の一断面・三好 洋子 2
- 栄子 6
- 戦後の民法改正をめぐって・伴
- 旧氏で働く女たち・林 葉子 12 夫妻別氏を考える・小柴 雅子 10
- 明治三一年戸籍法・石原 スイスの「結婚証明書」と「家族手帖」シュミット・昌子 通子 14

16

- 山川菊栄論のために・緒方 都 22
- 小泉セツの結婚・伊藤 和 24
- 女性の社会的地位・松本 らいてうと漱石・寺本 千里 26 純子 28

家事労働論争をめぐって・川上 秀子 30

嫁入り風呂敷・辻 聞き書き・大畑妙子・高木 富代子 32 照子 34

山本琴子の郷里をたずねて・緒方 和子 36

江守五夫『物語にみる婚姻と女性』にちなんで・うのき 40

ゆきこ

38

「鎌倉武士はフェミニスト」ですか・犬童 今、なぜミル『女の隷従』か・小玉 稜子 美子 42

ン 女神ヴィーナスは娼婦か・光永 洋子 44 №『家族の起原』第四版一〇〇年によせる・中山 そみ 出産と授乳『結婚・受胎・労働』第一章をよむ・立山 45 ちづ子 43

イロクォイ族の連盟Ⅲ・ルィス・H・モルガン 62

バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集 $-\Pi$ -・訳・石塚 正英 46

日本近代女性史論・4・布村一夫 68

### 婚姻からみた 中国少数民族

六興出版 4,600 円

55の中国少数民族の伝統的な婚姻と家族の慣習、社会組織を初めて体系 的に調査した貴重な資料集。日本文化の源流とその系統を解き明かすため の待望の書。

### 史学史の窓 No.14 1991 XII

緒方都・上野千鶴子『家父長制と資本制』をよむために 富田啓一郎・熊本県「郡村誌」「郡誌」「市町村史」の編著 一略年表その2(戦後)、「住民史」を求めて一 布村一夫訳・『家族の起原』第4版の準備覚書

### 史学史の窓 No.13 1991 IX

光永洋子・『フェミニズム事典』のなかの母権 布村一夫・民族学の父ルイス・H・モルガン 一 民族誌から民族学へ 一

(家族史研究会熊本事務局へ注文ください)

### 女性史研究

夫妻別氏のために

26

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。 (民法第750条)

仍りて姓を賜ひて、藤原氏とす。 (天智紀、8年10月条)

凡そ38氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。 (天武紀、12年9月条)

# イギリスにおける女性史研究の一断面

一好洋子

昨年十二月二日、私はメアリ・プライアさんのお供で熊本の家族史昨年十二月二日、私はメアリ・プライアさんのお供で熊本の家族史になれば幸いである。以下、メアリ・プライアさんが日本で話された講演を記できない。それをこの僅かな人数でと、私は会員の皆様の和とヴァイタリティに心底、感嘆しながら辞去した。最近、今年度の会誌に原名をというご依頼をいただき、昨年お訪ねしたときのあの感激を、確要をする上、会員相互の心の和と協力がなければ、発行を続けることには一部重複すると思うが、本誌の読者の中にはその機会がなかったた次第である。以下、メアリ・プライアさんが日本で話された講演のには一部重複すると思うが、本誌の読者の中にはその機会がなかったた次第である。以下、メアリ・プライアさんが日本で話された講演ので、ここでそれらの概要を申し上げることにしょう。何かの御参考ので、ここでそれらの概要を申し上げることにしょう。何かの御参考になれば幸いである。

る講演を行った。第一は「女性はなぜ歴史に登場しないのか」(熊本女の間、女性史に関する四本の講演と一回の演習、および都市史に関す昨年十一月中旬から十二月中旬までの約一月、日本に滞在された。そメアリ・プライアさんは日本学術振興会外国人招聘研究者として、

夫は妻に財産を返さず、妻以外の人を子供の養育人に選ぶことができたは妻に財産を返さず、妻以外の人を子供の養育人に選ぶことができた。安はほとんどない、それはなぜかという問題を提起する。その理由の第一は、イギリス社会の構造の問題、つまり中世が終っていた。だという。未婚の女性は、自立して生活することは許されず、父親らだという。未婚の女性は、自立して生活することは許されず、父親らだという。未婚の女性は、自立して生活することは許されず、父親らだという。未婚の女性は、自立して生活することは許されず、父親らだという。未婚の女性は、自立して生活することは許されず、父親らだという。未婚の女性は、自立して生活すると、夫の姓を名乗り、または雇用主の管理下に置かれていた。結婚すると、夫の姓を名乗り、または雇用主の管理下に置かれていた。結婚すると、夫の姓を名乗り、大がいることを指摘し、ついで最近の歴史書に登場する女性の大部分人がいることを指摘し、ついで最近の歴史書に登場する女性の大部分人がいることを指摘し、ついで最近の歴史書に登場する女性の大部分人がいることを持続し、カースには大いて、メアリさんは男性の中には女性を人間と見ない第一番演において、メアリさんは男性の中には女性を入間と見ないの表情人に選ぶことができました。

た。

子供の父親の名前しか記録されていない。夫が勘定を支払ったからで日記にも見ることができる。そこには未婚の母を除いて、取り上げた母親の名前は書かれなかった。同様のことを最近発見された助産婦のこうした社会であったから、地域によっては、長い間洗礼登録簿に

あろう。

労働の世界にも女性は登場していない。男性はふつうパン屋のジョ労働の世界にも女性は登場していない。男性は家長として家を代表現される。それは女性が労働しなかったからではなく、補助的地位、表現される。それは女性が労働しなかったからではなく、補助的地位、あるいは私的領域で働いていたからである。男性は家長として家を代あるいは私的領域で働いていたからである。男性は家長として家を代あるいは私的領域で働いていたからである。男性は家長として家を代表の、女性は一般に娘、主婦、未亡人というように職業名によって表現されている。しては我のである。

録された。

録された。

録された。

は職業名を記録されることなく、未亡人とだけ記れている。しかし、未亡人の営業記録としては残っていない。死亡しれている。しかし、未亡人の営業記録としては残っていない。死亡したとき、教区簿冊には職業名を記録されることなく、未亡人とだけ記録された。

トなど十九世紀になっても、多くの女性が匿名で著作したのは有名なかった。しかも、男性は女性の著作を無視した。ジョージ・エリオッ行為は極端に斥けられ、作者の生前に出版されたことはほとんどな知っている女性は軽蔑され、謙虚で従順であれと教えられた。文字を学問のある女性は軽蔑され、謙虚で従順であれと教えられた。文字を学問のある女性は軽蔑され、謙虚で従順であれと教えられた。文字を学問のある女性は軽蔑され、謙虚で従順であれと教えられた。文字を学問のある女性は軽蔑され、謙虚で従順であれた社がによる財産会的状態によるのである。中世以来、男子の正当な相続人による財産会的状態によるのである。中世以来、男子の正当な相続人による財産

げることができる。 在の歴史家も、男女ともに過去の女性を無視している例をいくらも挙話である。女性は同時代の男性によって無視されたばかりでなく、現

る男性の評価に注意するように警告している。という口実のもとに、追放してしまったと述べて、女性の仕事に対す最後に、男性による女性蔑視の一例として、医者は助産婦を無知だ

い。

京一講演では、歴史はあたかも男性だけによって創られてきたかの第一講演では、歴史はあたかも男性だけによって創られてきたかの舞台に登場しない事情について述べられたが、ように、女性は歴史の舞台に登場しない事情について述べられたが、ように、女性は歴史の舞台に登場しない事情について述べられたが、ように、女性は歴史の舞台に登場しない事情について述べられたが、ように、女性は歴史の舞台に登場しない事情について述べられたが、ように、女性は歴史の舞台に登場しない事情について述べられたが、第一講演では、歴史はあたかも男性だけによって創られてきたかの第一講演では、歴史はあたかも男性だけによって創られてきたかの第一講演では、歴史はあたかも男性だけによって創られてきたかの

再婚率、家族形態などが明らかにされたのである。この公的記録に、 年齢、出産率、幼児死亡率、男女の平均余命から推定した未亡人数、 作成されたといわれている。教区簿冊は、教区教会に保管されていた 作成されたといわれている。教区簿冊は、教区教会に保管されていた 作成されたといわれている。教区簿冊は、教区教会に保管されていた が、最近二、三十年のあいだに、ケンブリッジの人口史研究グループが、最近二、三十年のあいだに、ケンブリッジの人口史研究グループが、最近二、三十年のあいだに、ケンブリッジの人口史研究グループが、最近二、三十年のあいだに、ケンブリッジの人口史研究グループ を輸、出産率、幼児死亡率、男女の平均余命から推定した未亡人数、 年齢、出産率、幼児死亡率、男女の準備といい、近親結婚を避けるために の平均的生活の概要、つまり生涯独身で通す女性の比率、男女の結婚 ところが幸い、イギリスには、一五三八年以来、教区教会が記録す ところが幸い、イギリスには、一五三八年以来、教区教会が記録す

日記・書簡あるいは遺言状など私的記録を重ね合わせ、実にさまざま

高賃金を語る史料が残っている。最近では地主の家の会計帳の利用 を規制した記録が散見されるし、四季裁判所の記録にも、奉公人の最

なことが判るようになった。市参事会やギルドの記録にも女性の活動

教師として働くことがなければ、孤児院・乳児院などの救貧施設を運 進み、女性の労働や賃金についても多くのことが判るようになった。 最後に、公的世界から排除されたとはいえ、女性が看護婦、 保母、

るようになり、 歴史の表舞台に登場することになる。

営することはできなかった。女性はこのようにして公的職業に参加す

第三講演は、

従来、男性のかげに隠れて見えなかった女性が次第に

推定される。独身女性増加の一つの証拠としてスピンスターという言 セント以下であったが、同世紀の中葉には二〇パーセントを超えたと のである。 公的世界の中に姿をあらわしてくる経過とその契機について考えたも 結婚適齢期を過ぎた独身女性は、十七世紀始め、 

葉の導入がある。言葉は、はじめ「糸を紡ぐ女性」という意味であっ やがて法律用語として使用されるようになった。この言葉の意味 十六世紀後半には適齢期を過ぎた独身女性を意味するようにな

ŋ

の変化の背後には、科学技術の進歩により、羊毛工業の生産高が増大 独立して生活することが可能になったという事情がある。 糸が独立した一つの産業となり、これによって未婚の女性が経済的に 需要が拡大したため、従来、家庭内で女性や子供の仕事だった紡

後半の三四件と四倍を超える増加を示している。 加をはるかに超えるもので、 命期(一六四○−六○)をはさんで、十七世紀前半の八件から同世紀 クスフォード市についていうと、スピンスターの遺言状は市民革 スピンスターの増加を示すものと考えら これは一般の人口増

おいて、

今日の委員会の形をとっている。

れる。おそらく宗教改革、

市民革命により権威への疑問が女性に精神

版されたメアリ・アステルの『女性への提言』は、「女性は選択権をも す際にも、遺言執行人に女性を選ぶ者が増えてきた。十七世紀末に出 べている。 結婚する必要はないし、夫に従属して生活する必要もない」と述

第四講演は婦人参政権運動の組織が成立する以前、

女性の組織

が

的独立を与え、未婚婦人の地位を上昇させたためであろう。

遺言を残

つ。

ギリスでいかにして成立し、発展したかを考えたものである。 神の前で男女は平等であるという考えから、女性が説教することを認 末、当時の教皇体制を批判し、教会内の改革を唱えたグループ)は、 にあり、女性は司教になることはできなかった。ロラード(十四世紀 本質的には家父長的構造を持つ中世の教会の中で、 革以前、女子修道院では女性がその運営、管理を行っていた。 最終的権限は司教 宗教改

家父長制が再びしゃしゃり出て、主導権は男性の手に握られた。 十六世紀中葉、修道院解散令が公布され、教会と国家は緊密に結合

指導力を発揮できたごく初期の例である。しかし、秩序が回復すると、 めた。社会的動揺の時期とはいえ、女性も純然たる人格の力によって

民革命に先行する動揺期に、 した。そこには女性が独立した組織を発展させる余地はなかった。 教を許し、女性の集会を認めた。その議事録が残っているが、大体に が変わった。教会の権威は弱体化し、 された。それには多くの女性が署名している。革命後、すべてのもの タント諸派が台頭した。 部のセクトたとえばクエーカーは女性に説 食料危機が起こり、議会に請願書が提出 多くのセクト、 つまりプロテス 市

に女性も参加することができたが、参加することだけで満足せざるを 十七世紀末には、 自由意志による団体が各地に成立した。 この団体 たのである。

として、高度の権限と責任を以て運営に参加した。男性が主導する組する孤児院が創設され、女性は看護婦としてだけではなく、幹部職員技術(主として紡糸)を教えた。四十年後、女性の能力を十分に活用書を読めるようにと貧しい人びとに文字を教え、自立できるようにと得なかった。しかしキリスト教知識普及会に集まった婦人たちは、聖

織の枠内ながら、女性が独自の立場で協力した初期の例といえよう。

女性による女性の団体として集会記録が現存する最初のものは、一

そのため、友好協会についてはかなり詳しいことが判っている。けた団体と、その規約は友好協会登録簿に記載されることになった。けた団体と、その規約は友好協会登録簿に記載されることになった。三年、政府は友好協会の健全な運営を援助するようになり、援助を受に男性について、類似の組織は十七世紀後半に成立している。一七九に男性について、類似の組織は十七世紀後半に成立している。ちなみ手当、老齢年金、葬祭料などの支給について規定されている。ちなみ手当、老齢年金、類似の組織は十七○年代の女性友好協会である。これは産業革命期の人口移動に七七○年代の女性友好協会である。これは産業革命期の人口移動に

を深めようと提言する。

政権運動は開始された。女性は大義に向かって団結し、行動を起こしな権運動は開始された。女性は大義に向かって団結し、行動を起こした方、大き事業などあらゆる種類の社会事業に参加するようになった。夫も妻のこうした活動に注目するようになった。これは女性なった。夫も妻のこうした活動に注目するようになった。これは女性なった。夫も妻のこうした活動に注目するようになった。これは女性なった。夫も妻のこうした活動に注目するようになった。これは女性なった。夫も妻のこうした活動に注目するようになった。大性が政議事業、病院奉仕、刑務所改良事業とくた功績である。女性は移民救済事業、病院奉仕、刑務所改良事業とくた功績である。女性は移民救済事業、病院奉仕、刑務所改良事業とくた功績である。女性は大義に向かって団結し、行動を起こし、大切が、大力にない。

第五の「前近代社会における家父長制下に我慢強く生きた女性たち、過去の歴史に登場することのなかった女性たち、過去の歴史に登場することのなかった女性の生活を語るものであろう。メアリさんが日本の場合を語った。イギリスの古い格言は「女性が家を離れるのは一生に三回、洗礼を受ける時、結婚式の時、そして埋葬を離れるのは一生に三回、洗礼を受ける時、結婚式の時、そして埋葬を離れるのは一生に三回、洗礼を受ける時、結婚式の時、そして埋葬を離れるのは一生に三回、洗礼を受ける時、結婚式の時、そして埋葬を離れるのは一生に三回、洗礼を受ける時、望心女子大の日本史の教授の時である」という。これは非常に表現であるがある。

はないか。たとえその日が了や孫の時代になろうとも。 であろうか。素材は出されたが、時間不足のため、討論に至らなかっ て徐々とした歩みながらも、女性に有利に動いてきているのではない に、このような女性がいたからこそ、その後の世の中の状態はきわめ ような例はさらに多くなるであろうと、高牧さんは結ばれた。 くため幕府裁判所に提訴した女性もいた。史料を丹念に探せば、 し」といわれた。 ことはきわめて限られた場合だけであった。 げに、「女は三界に家な 金を受け取った。嫁の座は家族の中で最も低く、娘が離婚を申し出る 執行し、さらに子女の結婚を取り決めた。下層階層にあっては、 で、男性は家業の継承、 高牧さんは以下のように述べられた。 私たちはこれを宿題として心に留め、 娘は奉公に出されたが、その契約は家長が行い、家長が前渡し賃 しかし、機織の収入で婚家の経済を支え、 祖先の祭祀、 租税等の納入などの公的義務を 前近代の日本の家族構成の中 いつの日にか討論しようで 信仰を貫

# 戦後の民法改正をめぐって

### 民法改正の動き

解放、 あった。 九四五年一一月三日、GHQは五大指令を出した。それは婦人の 労組の結成、教育の民主化、専制政治の廃止、経済の民主化で

四五年一二月に衆議院議員選挙法改正案が公布され、翌年四月には第 第一項目にあげられた婦人の解放は、婦人参政権の道を開き、一九

回の総選挙が実施された。

されたものに対して意見を述べる立場でしかなかった。 法制審議会に出席している。しかしその議事録に見られるように起草 村島喜代であった。そのほか久布白落実、村岡花子、河崎なつが司法 が民法改正の審議会に出席することとなった。榊原千代、武田キヨ、 この選挙で初めて女性議員が誕生することになり、数人の女性議員

る不平等の排除があげられた。 除」として、妻の無能力、財産上の無権利、離婚、親権、 行動綱領」を発表した。そのなかに「民法上の奴隷的無権利状態の排 政党では、一九四五年一一月一五日に、日本共産党が「共産党婦人 相続におけ

は通過することができなかったといわれ、日本の女性の地位向上に大 日本における女性の解放のための政策推進を担当した。民法改正につ 方一九四五年一○月、GHQに着任したエセル・B・ウィードは 改正の審議を担当したオプラーと共に彼女の意向打診なしに

伴

栄 子

きな役割をはたした。

女は女性リーダー、法律家、その他多くの女達と接触して情報を集め たと言われる。一九四六年一二月の熊本での講演会も封建思想の排除 当時、連合軍総司令部民間情報教育局で婦人問題を担当していた彼

と家庭における個人の自立に重点がおかれている。 一九四七年三月一日付の第六次案は、議員や各裁判所、 弁

護士会などに配布された。

「財産の分け前平等に、一夫婦で一戸籍、完全に独立人になる妻」 と題 朝日新聞(東京版)では五月三日「新憲法と共に生まれ変わるもの」

して改正民法の主な内容が紙上で報告された。 第六次案にたいしていちはやく意見を出したのは、家族法民主化期

成同盟と日本共産党野坂参三であった。

第一に家族法を民法から切り離し独立させること。口語体の文章にす る特別規定の削除、離婚、扶養義務、相続等に関する修正意見がださ ること。第二に氏に関する規定および系譜、祭具、墳墓の相続に関す 主化期成同盟はその大半以上が女性であった。決議、修正希望条項は、 女性議員、弁護士、法律家、婦人民主クラブで構成された家族法民

後退している点で「家」制度の除去が不徹底であること。一家」を廃止 日本共産党の野坂参三の意見は、前に発表された民法改正要綱より

している点を厳しく指摘している。具、墳墓の承継は「家」の維持であること。離婚原因など家制度を残具、墳墓の承継は「家」の維持であること。離婚原因など家制度を残して氏制度を創出し親族法の中枢的地位にすえていること。系譜。祭

### 二 民法改正の作業

の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」が公布され、五月三日の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」が公布され、五月三日に施行された。GHQの『SCAP Records:Civil Code― Japanese日に施行された。GHQの『SCAP Records:Civil Code― Japanese日に施行された。日本国憲法が公布され、一九四七年五月三日に施行された。日本国際には、日本国際に対して、日本国の『Notell Code― Japanese 日本国際に対して、日本国際に対して、日本国際に対して、日本国際に対して、日本国際に対して、日本国際に対して、日本国際に対して、日本国ののでは、日本国のでは、日本国のでは、日本国際に対して、日本国際に対して、日本国のでは

室・内閣、第二部会 国会、第三部会 司法、第四部会 財政で、民された。同年七月一二日に司法法制審議会が発足し、第一部会 皇大臣を長とする「勅令第三百四十八号 臨時法制調査会官制」が公布る。憲法改正に伴う法制整備のための調査、審議を目的とし内閣総理

憲法と同時に施行された。

民法改正の作業が具体的に動きだしたのは一九四六年七月からであ

法改正は第三部会の第二小委員会で取扱われている。それは臨時法制

は我妻栄であったらしい。彼は当時、東京大学教授で、一八九七年四島武宣、長野潔、内山田作、村上朝一などであった。ここでの主導者奥野健一、幹事は、横田正俊、堀内信之助、柳川昌勝、来栖三郎、川調査会の第三部会を兼ねた。起草委員として、我妻栄、中川善之助、

などをどのようにするかであった。 電話をと、その検討事項は家制度、戸主および戸主権、戸主法の改正、妻の無能力制度、夫婦財産制、子に対す と、その検討事項は家制度、戸主および戸主権、戸主の同意権、 出された「民法親族編及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題」に 出された「民法親族編及び相続編の改正につき考慮すべき諸問題」に

ものである。

文母の共同による親権の行使、家督相続の廃止、均分相続がその主な父母の共同による親権の行使、家督相続の廃止、均分相続がその主な姻、離婚についての父母の同意の廃止、夫婦の協議による居所指定、めとし、妻又は母の法律上の能力制度の廃止、家の廃止、成年者の婚的とし、妻又は母の法律上の能力制度の廃止、家の廃止、成年者の婚数と而性の平等を目翌年の「応急措置に関する法律」では個人の尊厳と両性の平等を目

閣議決定し国会に提出された。ら第八次案が起草され、それぞれ修正されたのち最終的に第八次案が草案の作成は一九四六年七月から翌年の七月までの間に第一次案か

六次案でおこなわれた。その結果修正されたものがかなり多い。渉は一九四七年五月から七月の始めにかけて、その年の三月一日付第国会に提出されたことである。司法省民事局と総司令部政治局との交起草過程での大きな特徴は、GHQの審査をうけたものが最終的に

は「大陸法、むしろその裁判実務に経験のある者をもとめていたといの民政局裁判所・法律課課長となっている。彼が日本に派遣されたのメリカに亡命し帰化した。ドイツ法に詳しく一九四六年一一月GHQメリカに亡命し帰化した。ドイツ法に詳しく一九四六年一一月GHQツ生まれ、プロシア上級行政裁判所の陪席判事をつとめた。その後アツ生まれ、プロシア上級行政裁判所の陪席判事をつとめた。その後アツ生まれ、プロシア上級行政法にあたったのは、アルフレッド・オ当時総司令部政治局でその交渉にあたったのは、アルフレッド・オ当時総司令部政治局でその交渉にあたったのは、アルフレッド・オ

うのが真相のようです。」(「オプラー博士とのインタヴュー」山中俊夫

7

月一日山形県米沢市に生まれ、五〇才であった。

では起草に当たってどのような点がもっとも問題で重要な事項で

8 事訴訟法などの草案作成過程で大きな貢献をしたといわれる。 『法律時報』一九七五年、四月号、九九頁)とかたられている。 改正刑 戦後の

司法改革のGHQ側の中心人物であった。

審査、交渉の過程でもっとも指摘された事項の主なものは、氏、 姻族関係、扶養義務、相続などである。

親

称ス但当事者カ婚姻ト同時ニ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ妻ノ氏ヲ 氏については日本側の原案「第七百八十八条 夫婦ハ共ニ夫ノ氏ヲ

称ス」という条文がGHQの指摘で夫又は妻の氏を称すとなった。 「六次案までの考え方は、当事者の意思は夫の氏を称するのが通常

ことで、どちらでも自由に選べるのだから、それが憲法の男女平等の ですね」(『戦後における民法改正の経過』一三一頁~一三二頁)とあ 題にされた。たいしたことでもないからというので、簡単に直したの 精神に反するということは夢にも思わなかったのですが、司令部で問 だから、特に妻の氏を称するとしなければ夫の氏になるというだけの

離された。

をその氏にあわせたのにたいして、司令部は反対し、親権と氏は切り

条ノニ 同じことが離婚した場合や子の氏についてもいえる。「第八百十二 婚姻ニ因リテ氏ヲ改メタル夫又ハ妻ハ協議上ノ離婚ニ因リテ

るのからみると、夫妻は夫の氏になるのが当然であるという前提に

配偶者との協議で氏を変更せしめることはいけない」と語っている。 公布、施行された法律第二二二号では「第七六七条 「未成年の子どもがあるときに、その者の同意も得ないで、勝手に 子の氏も変えておきたいというのにたいして、司令部のオプラー 婚姻によつて

得。」となっているように、共同生活をしている親子は親の氏が変わる 夫婦間ノ未成年ノ子ヲ引取リテ自己ト同一ノ氏ヲ称セシムルコトヲ 婚姻前ノ氏ニ復ス、前項ノ場合ニ於テ夫又ハ妻ハ当時者ノ協議ヲ以テ

> となり起草者の考えが引き継がれた。 できる。」とし「成年に達した時から一年以内に従前の氏に復すること には、子は家事裁判所の許可を得てその父又は母の氏を称することが 子の氏については「第七九一条 子が父又は母と氏を異にする場合

氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。」

ができる。」となり、子に選択できる余地をのこした。 親権者についても同様で、「第八百七十八条 父母カ離婚シタル

此限ニ在ラス」として日本側が氏を共同生活の実態に合うように親権 キハ母之ヲ行フ」「父又ハ母カ婚姻ニ因リテ改メタルトキハ子ニ対ス キハ親権ハ父之ヲ行フ 但シ第七百八十八条第一項但書ノ場合ナルト ル親権ヲ失フ 但第七八八条第二項ノ規定ニ依リ子ヲ引取リタル後ハ

るときには、婚家の共同生活の中に入ってその一員となっている。実 くる。未亡人の場合について言えば、未亡人が婚家の氏に止まってい をしている間は氏も同じであり、共同生活から離れると氏が変わって 氏について我妻栄は「日本の社会生活の実態からいうと、

家に帰って婚家先との共同生活を捨て、いわば自由の身になるという

るから、当然であるという基本的な考えにもとずいている る。」(『戦後における民法改正の経過』我妻栄、日本評論新社、一九五 場合には氏を改める。そうした共同生活の実態が氏で現わされてい あり、女が結婚して氏が変わるのは、他の親族共同体にうつるのであ 一二三頁)とされる。 氏は一つの親族共同体を代表するもので

てもよいのではないかと考えているのにたいして、基本的なちがいで 司令部が氏というものは自由で、結婚のときはどちらの氏を名の

ある。

いうはっきりとした標準を示すべきだとし、「当事者双方がその協力スルコトヲ得。」という案に対して、司令部は夫も妻もそれぞれ半分とまた離婚の際の財産分与請求について、「相当ノ財産ノ分与ヲ請求

たいして、司令部と女性の議員からは妾の保護になるのではないかと相続についても、嫡子でない子の相続分を引き上げて認めたことに

によつて得たる財産の額」と変わった。

節を要求するものだとして反対した女性の議員があったが簡単に否決た後でなければ再婚することができない」に対して、先夫に対する貞策七三三条「女は前婚の解消又は取り消しの日から六ケ月を経過しきている。

残っている。 問題となった第八九七条、系譜、祭具及び墳墓の承継は現在もなおされたとされている。

亡した後に生存当時者が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許が、改正された条文は第八一一条のなかに「縁組の当時者の一方が死が、改正された条文は第八六二条、三項の「養親カ死亡シタル後、養子カ離い。例えば旧法第八六二条、三項の「養親カ死亡シタル後、養子カ離が「家事審判所」又は「家事審判所の許可」と改められたところも多が「家事審判所の民法の条文にある「親族会」や「戸主の同意」

正されたのは、子の氏の変更、親権と氏を切りはなすこと、生存配偶戦後の民法の改正はこのようにGHQとの交渉で手直しされた。修

可を得て、これをすることができる」となった。

のままであったが、八次案では削除された。原因についても自己の直系尊属に対する不当待遇がなくなり他方はそ原因についても自己の直系尊属に対する不当待遇がなくなり他方はそを命じることができるのは三等親内に限られたことなどである。離婚

者は氏とは関係なく、婚姻関係を終了できること、家事審判所が扶養

このことからみると姿は変わったが、中身は明治民法をあたらしく所が肩代わりすることになったのも改正の特色である。明治民法が親族会や戸主の権限として扱ってきたことを、家事審判

|九四七年|二月二二日、法律第二二二号 「民法の一部を改正す化粧し直したのではないかとさえおもえるのである。

る法律」として公布され、翌年一月一日に施行された。

### 三 おわりに

つづく内容は、極めて古いものを残している。したGHQからの強い要望に答えた条文に違いない。しかし、それにしたGHQからの強い要望に答えた条文に違いない。しかし、それにを旨として之を解釋すべし」とある。これは当時の日本国憲法を起草改正民法、第一条の二には「本法は個人の尊厳と両性の本質的平等え整えたにすぎない感がある。

ではないだろうか。

### 夫妻別氏を考える

### ×

四条[両性の平等]にのっとったものであります。第一三条[個人の尊重と公共の福祉]、第一四条[国民の平等]、第二べし」とかかれています。これは憲法第一一条「基本的人権の享有」、二に「本法は個人の尊厳と両性の本質的平等とを旨として之を解釈す一九四八年一月一日から施行された改正民法の第一編総則第一条の一九四八年一月一日から施行された改正民法の第一編総則第一条の

しないと法律婚は成立しません。ところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされ、どちらか一方の氏にところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とされ、どちらか一方の氏に足法第四編の第二章婚姻、七五○条に「夫婦は、婚姻の際に定める

妻が夫の氏を称しています。(一九八九年末調べ)すが、「家」の観念が強く残っている現在の社会では、九七・七%の夫「夫又は妻」と表現されているので、一見男女平等のように聞こえま

別氏も認めるかどうかという問題です。七五〇条で、結婚後の氏を「夫又は妻」の夫妻同氏だけでなく、夫妻月から再開しました。その中で問題になっているものの一つが、この身分法(第四・五編)の中の男女不平等な部分の見直しを、今年の一身分法(第四・五編)の中の男女不平等な部分の見直しを、今年の一

得感覚や、生まれたときから馴れ親しんだ氏を捨てることに抵抗を感得ていた名誉や権利が、改氏することによって損失を招く、という損夫妻別氏を提唱する人々が、その理由として挙げるのは、結婚前に

### 小 柴 雅 子

じたり、パスポートや免許証・印鑑証明の申請換えをめんどうに思っ

ことになって不本意だという理由もあります。親や兄弟・親戚の方を重視させられ、「家制度」の存続を支持しているの氏を名乗ると、その「家」の一族になったように扱われて、夫の両の氏を名乗ると、その「家」の一族になったように扱われて、夫の両の氏を名乗ると、その「家」の一族になったように扱われて、夫の両の氏を名乗ると、その「家」の一族になったりましたが、結婚して夫を同氏が憲さいする感情論もありますが、本当の理由は、強制的な夫妻同氏が憲たりする感情論もありますが、本当の理由は、強制的な夫妻同氏が憲

益々上がるのではないかという心配であります。です。第二には夫妻の関係が感情的にまずくなりやすく、離婚率がです。第二には夫妻の関係が感情的にまずくなりやすく、離婚率がの氏の取り合いになるのではないか。また、子供が二人のとき、子のの氏の取り合いになるのではないか。また、子供が二人のとき、子のの氏の取り合いになるのではないか。また、子供が二人のとき、子の氏の氏の取り合いの氏に決めいます。別氏の場合、子の氏は夫妻が話し合ってどちらかの氏に決めいます。別氏の場合、子の氏は夫妻が話し合ってどちらかの氏に決め

は勿論でありましょう。問題は当然理性的に考えられるでしょうし、自分達の生活感情のことしかし、お互いに人権を尊重して別氏を選んだのですから、子供の

が検討しています。 ながら同じ戸籍に記入する「別氏同戸籍」を、いま、身分法小委員会次に、夫妻別氏のときの戸籍の問題でありますが、別氏にしておき

頭者が率いる「家」という観念は残りつづけています。「別氏同戸籍 二世代の近代家族と変わりましたが、戸籍制度が残っている限り、筆 族は三・四世代も含めた大家族だったのが、夫婦とその子(未婚) 戦後改正された戸籍法では、戸主という呼名が筆頭者と変わり、

いう法務大臣のねらいでありましょう。

別氏は認めてもせめて戸籍だけは同じにして「家」を守りたいと

義革命によって、男女平等が確立し、夫妻関係も改善されました。 して扱われていませんでした。一九四九年一○月一日の中国新民主卞 るのもあります。 しても姓は変わりませんでした、中には自分の姓に夫の姓を冠してい 夫妻別姓の国、 しかし、一般には女の地位は低く、独立した人間と 中国の結婚を見てみましょう。旧中国時代から結婚

部改正されました。その九条に「家庭における夫婦の地位は平等で

九五〇年に「中華人民共和国婚姻法」が制定され、一九八〇年に

入します。このとき、戸口証明又は住民身分証(これらは、生年月日、 地の婚姻登記機関に二人で行って、登記官の前で結婚登記申請書に記 ある」一○条に「夫婦双方はそれぞれ自己の氏名を使用する権利をも 必要です。)また、国立病院の健康証明書も提出しなければなりません。 つ」と規定しています。尚、「婚姻登記弁法」にも規定があります。 これらによりますと、結婚するためには、どちらか一方の戸口所在 婚姻状況を証明します。もしすでに離婚しているなら離婚証が

> る疾病に患っていないこと。 Ę らい病、 性病、その他医学上結婚すべきでないとみなされ

の 家

名・性別・年令が記入され、その下には「中華人民共和国婚姻法の規 交付されます。夫に渡す方は男から先に、妻に渡す方は女から先に氏 捺印があります。 きの右側に二人一緒の写真がパウチされその下に発行日・人民政府の 定に合致しているのでこの証を交付する」という印刷文があり、 これらの規定に合致したときは結婚が認められ、「結婚証 一が双方に 見開

た小さなカードで、 たものを戸口登記簿といいます。住民身分証は日本の運転免許証に似 のことです、戸口登記は個人別になっていて、一戸にまとめて冊とし 身分証を取得します。戸とは一つの家又は団体のことで、 満一六才以上は申請し取得しなければなりませ 口とは個人

結婚した二人は、常住する街の戸口登記機関で戸口登記をし、

住民

ん。(一九八五年九月六日施行) 子供が生まれると、普通は夫の姓で登記しますが、 妻の姓を名乗ら

ていることを口頭で述べると認められます。

せたいときは、夫妻が子供をつれて戸口登記機関に行き、

夫が同意し

氏を選択して、夫も妻も子も独立した個人登録をする制度を取り入れ ればなりません。個人がもっと尊重され、男女平等のための、 くる「家」・「墓」大事の考えが根強く残っているからであります。 続のための別氏になりかねない兆候があります。それは戸籍制度から 民法第四・五編の中の保守、 H 本での夫妻別氏の問題は、 伝統、 出生率の低下している現在、 習俗に流された部分も改めなけ

配偶者がいないこと。四、直系血族または三代以内の傍系血族でない

なければならないと思います。

に二五才以上を奨励)二、男女双方の自由意志であること。三、既に

登記官は、「婚姻登記弁法」 六条の規定に従って審査を厳重にしま

一、法廷年令(男二二才・女二〇才)以上であること。(実際は共

す。

### 旧氏で働く女たち

林

葉

子

婚式のもようを、「型破り結婚式」というみだしで報じた、当時の熊本 **大の氏となりましたが、旧氏を使い続けておられるとのことです。結** たいと思いました。戸籍の氏は結婚式場で、ルーレットによってきめ、 瀬久男氏と、会員制の結婚式をされましたが、夫妻ともに旧氏を続け 熊本では、 の世界でも、 しています。芸能界では、このようなことが多いのでしょうか。 歌手の加藤登紀子氏は、結婚前の氏名をそのままに、芸名に 県会の中島絹子議員がそうです。中島氏は一九五八年に廣 もとの氏名で活躍している方もあります。たとえばここ 政治 に、

も、きわめて困難なことになります。 こういうことは個人のプライバシーにかかわるので、質問も回答

日々新聞を、コピーしていただきました。

た。福岡県大牟田市の出身である藤田氏は、

一九八六年四月に日弁連

同じく旧氏で仕事をしておられる藤田光代弁護士を訪ねまし

との通知をうけました。「通称氏を使用することは、弁護士としての仕 たので、あきらめ気分で、 がすぐにわかります。 あれば便利なこともあります。付票もついているし、親族一同の動静 り夫婦別氏を認めるように、法の改正をしてほしい。だが、戸籍簿が きは、「弁護士田尻和子こと鳥崎和子」と併記せねばなりません。 庭裁判所の財産管理人など、戸籍謄本や印鑑証明書の添付が必要なと 事には、何の支障もありません」と言われます。ただ遺言執行人や家 審議中だ」との電話があり、まもなく通称氏使用を認めることに決定 ました」。半年もたった十月になって、日弁連から「理事会で前向きに なければならず、田尻和子と鳥崎和子が同一人物だという説明がいり だけなのですが、誤って島崎とよむ人も多く、まずは氏の説明からし て仕事を始めました。「鵜に由来するという鳥崎は、熊本では私方一軒 の通称は、先輩弁護士が何人か挑戦したがだめだったと聞かされてい 旧氏の田尻を使いたいと思い、そのことを一九八二年の弁護士登録時 でなければとれません。どこに申請してあるのか第三者にはわからな いからです。それには父と母しか書いてないとのことでした 日弁連に申し出ました。が何の沙汰もありません。それまでも氏 アメリカでは出生証明書をとるのですが、本人 四月には名刺や看板などを「鳥崎」

せられている法律や制度を、改廃することではないでしょうか。

から、 けれども、 えさせられたのを、「こんなひどい屈辱はなかった」と、今も韓国の人 弁護士さんが三人おられて、一人は男の方です。 することではすぐれていますとのことでした。熊本県には通称使用 ます。「一人一戸籍」とか「出生証明書」制度は、 うか。然しこれでは、「家」意識はなおも残り、戸籍による差別も残り は云っています。民法は、憲法に違反しているのではないでしょうか を抹殺される感じです。昔の植民地時代の朝鮮で強制的に日本名に変 るのに、結婚したからといって、強制的にかえさせられるのは、人格 は許されませんでした。氏名はその人の同一性を現す一番のものであ 人の家裁の調査官も、友人の中学校の教諭も、結婚してから旧氏使用 す。裁判所の職員は戸籍名しか許されません」とのこと。藤田氏の知 判決文などの公文書でも、すべて藤田で通用するのは有難いと思い はなくて…」と笑われます。「仕事上では、裁判所でも弁護士会でも、 結婚して、戸籍上は夫の氏となりました。「戸籍を入れないという勇気 に登録されました。その後、熊本県小川町の出身である塩田直司氏と さしあたっての法改正は、別氏同戸籍あたりに落着くのでしょ 日本の戸籍制度を、廃止することには抵抗が強いでしょう 個人を尊重し、解放

(四) 以前大阪におられて、夫君の転勤で、この夏に東京に移られて出りています」とのことです。次世代につながる飛石になれるよとなりましたが、旧氏で仕事をされ、大阪弁護士会の「人権擁護委員となりましたが、旧氏で仕事をされ、大阪弁護士会の「人権擁護委員となられます。「昨年からは夫がいいだして、年賀状を夫妻別氏の連とておられます。「昨年からは夫がいいだして、年賀状を夫妻別氏の連とで出しています」とのことです。次世代につながる飛石になれるよろで出しています」とのことです。次世代につながる飛石になれるよろで出しています。

す。朝日新聞社では一九八七年七月一日から、富士ゼロックスでは 第一の行動は、このおくれている日本では、 近いものと思われるのです。「女に対する差別撤廃」のためにやるべき の活動は、女の地位の向上の具体化にはつながらない、 は し、フェミニズム論に御活躍の上野千鶴子氏ですが、法改正の運動に ほど強く妨げていることでしょうか。どうしても法の改正が必要です。 に、トラブルもおこり繁雑です。夫妻同氏の戸籍が、女の解放をどれ れませんので、結婚して夫の氏になり、もとの氏で仕事をするところ 子手帳・役所からの郵便物など、肝心なところでは戸籍名しか認めら 企業もずるいと思います。免許証・印鑑証明・納税・パスポート・母 う姑息な手段で、個々の場合をつくろいながら、法改正には無関心な の使用を認めるやりかたは、おかしいと思います。 合にはほほかむりをして、法律で仕事をしている弁護士さんに、 確信しました。夫と妻は別氏であるのが本筋です。それを法律の不都 わかりました。人格権として「私の氏名はこれだ」と主張すべきだと す。調べていくうちに、旧氏で働いている女たちがふえていることが ニーや百貨店の丸井では、ずっと以前から旧氏使用が認められていま 九八八年一二月から、旧氏使用が認められることになりました。 が少数あり、また氏をかえずに、事実婚をしておられる方もあります。 名、その中で女と思われる方が三一名です。ほかに夫が改氏をした例 (五) 企業でも、旧氏を通称として使用することが広がっ 家」のなごりの戸籍制度を超越し、 無関心のようにもみうけられます。 護士会の多くの会員のうち、通称氏を使っておられる方は もしそうであるならば、 無視したようにして事実婚を 結婚によって女が改氏さ また旧氏使用とい 旧氏 四五 7

### 明治三一年戸籍法

九八年六月一五日法律第一二号)が改正され、明治三一年式戸籍がつ 族および第五編相続(法律第九号)の施行にともなって戸籍法(一八 くられています。 籍いわゆる壬甲戸籍、 基本的人権から戸籍が問題とされていますが、戸籍は明治五年式戸 明治一九年式戸籍をへて、明治民法の第四編親

はなくなり、戸籍だけになります。そして敗戦後の「家」制度を廃止 のこされ、個人を登記する身分登記にならなかったのです。 した現在の民法に改正されてからも、やはり「家」を具現する戸籍が んでつくられた身分登記との二本だてになっています。ところが一九 四(大正三)年の戸籍法改正(大正四年式戸籍)によって身分登記 この明治三一年戸籍法は、戸籍だけではなくて西欧の近代法をまな

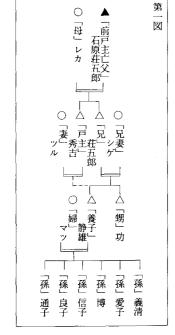
身分登記簿は一九七八年一一月二二日づけで熊本地方法務局御船支局 (焼却) にされたとのことです。 母の生まれた熊本県上益城郡益城町の 津町では戸籍法施行細則の第四九条第一項の「保存期間ハ戸籍法施行 いとおもい、役場をおとずれましたが、わたしの住む熊本県菊池郡大 へ移管されて、焼却されたということです。 ノ日ヨリ三年トス」にもとづいて、一九二○(大正九)年に廃棄処分 そこで、わたしは明治三一年戸籍法の身分登記簿というものをみた

課長会同協議問題の本省回答において、身分登記簿の保管の取扱いに

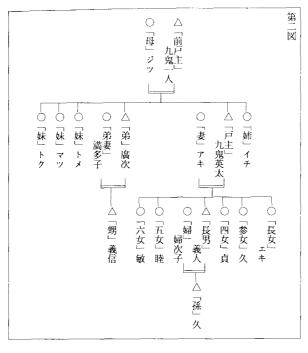
しかし、一九八五年六月に、「全国の法務局・地方法務局戸籍・国籍

あるわけです。 ハン、一九九〇年、八七頁)。それゆえいまも保管されているところも ようにとの回答がされています。(松尾英夫『人権から見た戸籍』テイ 等の資料として保管する」こともさしつかえないが、厳重に保管する ついて、廃棄処分(焼却)して差し支えない……戸籍訂正、 つぎに、わたしは父母の明治三一年式戸籍をみたいとおもって、 石 原 通 子

れていて、明治三一年式戸籍はつくられていなかったのです。 るまで、四五年間ももちいられ、ここで大正四年式戸籍にあらためら 和八)年に、町長の上申にたいする「司法大臣ノ命ニ依り」改製され 籍簿をとりよせました。父の戸籍は明治一九年式戸籍が一九三三(昭 第一図は父の除籍簿(明治一九年式戸籍)から復元できる「家」で



るわたしの「家」は長男相続ではないことがわかります。 い、分家届(明治二六年)をするまでおなじ戸籍ですから、農家であ で、父母の婚礼は盛大であったそうですが、婚姻届は第一子の出生 ます。父母の婚礼は盛大であったそうですが、婚姻届は第一子の出生 ます。父母の婚礼は盛大であったそうですが、婚姻届は第一子の出生 ます。父母の婚礼は盛大であったそうですが、婚姻届は第一子の出生 ます。父母の婚礼は盛大であったそうですが、婚姻届は第一子の出生 と記載され、わたしは「孫」と、戸主を中心とした続柄でかかれてい を記載され、わたしは「孫」と、戸主を中心とした続柄でかかれてい と記載され、わたしは「孫」と、戸主を中心とした続柄でかかれてい の一ヶ月まえの一九一一(明治一〇)年に家名を相続して戸主とな り、父・静雄は「養子」で、祖父の兄の次男です。母・マッは「婦」



へ出発してしまい、この年の一一月には離縁復籍していますから、離会の第一代議長職をやめた有馬源内とその家族とともに、北海道開拓をの第一代議長職をやめた有馬源内とその家族とともに、北海道開拓をかかれています。母は戸主・英太の「妹」、前戸主・一人の五家督を相続して戸主となることで、明治一九年式戸籍は明治三一年式家督を相続して戸主となることで、明治一九年式戸籍は明治三一年式戸籍に改製されています。母は戸主・英太の「妹」、前戸主・一人の五字となかれています。母は戸主・英太の「妹」、前戸主・一人の五字となり、一九○五(明治三八)年に遺跡相続して「家」です。母の父・九鬼一人は一八七一(明治四)年に遺跡相続して「家」です。母の父・九鬼一人は一八七一(明治四)年に遺跡相続して「家」です。母の父・九鬼一人は一八七一(明治四)年に遺跡相続していますから、離去の第一代議長職をある。

す。わたしがじぶんの身分証明のために戸籍謄本をとりよせても、わましてあらわれないで、戸主との続柄を証明しているにすぎないので上四年式戸籍に改製されていますから、明治三一年式戸籍は四○年間の「家」の記録をとどめています。 正四年式戸籍に改製されていますから、明治三一年式戸籍は四○年間の「家」の記録をとどめています。 正四年式戸籍に改製されていますから、明治三一年式戸籍は四○年間の「家」の記録をとどめています。 としてあられないで、戸主以外の家族は独立した人格をもった人間の「家」の記録をとどめています。 縁していなければ長男相続ではなかったことになります。

というのは、時代錯誤もはなはだしいといわねばなりません。身分登記が、戸籍という封建時代の「家」を登記する制度で代用する第三者と対等な法律行為をおこなうための、尊厳な個人を証明するような社会でなかったことが、現在まで尾をひいているのです。大正三年の戸籍法改正のときに、戸籍をなくして身分登記をのこす

たしを中心とした身分の証明はえられないのです。

# スイスの「結婚証明書」と「家族手帖

### シュミット・昌子

常識であることを痛感しました。 スイスのある町役場でしらべますと、日本人の私の常識はさらに非

ます。(二)離婚した場合は夫、妻、それぞれの「家族手帖」にわかれる。(二)離婚のとき、父が要求しない限り、母が子供をひきとるのが原則です。が、子供がいる場合、母との姓が異るのをさけて、婚名を申請できる。一九八八年改正の後は、この経過なしに、どちらの姓でも選択できる。一九八八年改正の後は、この経過なしに、どちらの姓でも選択できる。離婚すると、一九八八年民法改正の前は、妻は自動的に旧姓にもどる離婚すると、一九八八年民法改正の前は、妻は自動的に旧姓にもどる

(三)「本籍/出生地証明」(Heimatschein)。「ハイマットシャイン」

の人たちの婚期時代は、結婚が「はやらない時代」があって、結婚と婚となるのが、中年前後の人によくあります。いまの三○~五○才代

カトリック教徒はローマの法王が離婚を認めないので、再婚が事実

いうシステムに反対して事実婚をした人たちがインテリに多いようで

ることができます。

婚の父、離婚者、独身の養父、養母(未婚で養子を得た者)は申請す

のようなものです。シャイン」から二世代(親と子)をぬいたもので、日本の「戸籍抄本」シャイン」から二世代(親と子)をぬいたもので、日本の「戸籍」にあたります。「家族手帖」はこの「ハイマットというのがあって、これは家代々、祖先の出生地に記録されている。

あるように、「家族手帖」を申請すると発行されます。 知なしでも、養子の過程を経なくてもいいことになりました。(一)に婚すると、養子縁組をしなくてもよい。八八年改正後はこの実父の認ざれます。父が認知するとその名も記録され、のちにこの実父母が結されます。父が認知するとその名も記録され、のちにこの実父母が結事実婚の子どもは、母の「本籍」の市町村の役所に記録(Register)

う。若い人でも堂々とアパートに二人の名をかかげています。 的には受けいれられるようになりました。事実婚が多いからでしょ あり、私もパートナーになる。最近は事実婚の妻も、このように社会 夫の会社の招待状には、「ワイフ同伴」でなく、「パートナー同伴」と が、一般にはパートナー(Partnersehaft) とよばれています。先日の が、一般にはパートナー。(Partnersehaft)とよばれています。先日の が、一般にはパートナー。第五年代の名をかかげています。 が、一般にはパートナー。 「カートナーになる。 「カートナー同伴」と が、一般にはパートナー。 「カートナー同伴」と が、一般にはパートナー。 「カートナー同伴」と が、一般にはいい呼びかたです。スイスでは法

にスイス民法では、宗教にかかわらず離婚をみとめ、事実婚より再婚ぎつぎに解放した、この時期に事実婚がはやったわけでです。ちなみい法律でもその廃止は難しかったが、スイスの女たちが参政権を獲得い法律でもその廃止は難しかったが、スイスの女たちが参政権を獲得い法律でもその廃止は難しかったが、スイスの女たちが参政権を獲得す。何故かというと、以前は、この「コンコビナート」は法的に禁止す。何故かというと、以前は、この「コンコビナート」は法的に禁止

二○才代は結婚するようになりました。 ため結婚を望んだり、複雑です。最近また結婚が「はやって」きて、とか、逆に破れた家庭(broken home )に育ったので、自分の子供の

また父母が離婚した家庭に育って、みじめな家庭をつくりたくない

の道を開きました。

がのりました。これはフランスのことですが、スイスも大差はないとでの事実婚について、八月一三日付の「バーゼル紙」に面白い記事時代です。東欧、ソ連の最近の動きも、市民が政治をかえています。作ることになるので、これはいけないということです。民が主となる律が市民を束縛するのではなく、市民の動きに従わなければ、罪人を作ることになるので、これはいけないということです。民が主となる律が市民を束縛するのではなく、市民の動きに従わなければ、罪人を理由は、結婚すると二人の収入がプラスされて税金が高くなる、独身理由は、結婚すると二人の収入がプラスされて税金が高くなる、独身事実婚の人たち(パートナー関係にある人たち)がかかげる第一の事実婚の人たち(パートナー関係にある人たち)がかかげる第一の

フランス国立統計研究所の調査結果を公表した。この調査によると、ない結婚」が一番多い。そしてその結婚外の子供は二四%であると、ようにのべられています。カトリック系のフランスでは「結婚証明の「フランス女性は結婚にあき、耺業につく」という見出しで、つぎの

フランスの女性は耺業に就き、全国の勤人の四四%を占める。主と分に減少し、その結婚の三分の一は離婚に終っている。しかし子供の出産はフランス女性一人当り一・八人で、ヨーロッパ共同体の平均である。

分の一の安サラリーで、失業率は男性より少々すくない。フランスの就耺してもフランスの女性は幸せではない。男性の同僚の給料の三であるおかげである。

(旦)国籍こうゝて。日本り国籍去こうゝては王スイス日本大吏官こであるということです。 をあるということです。 きない。一週間に五―一五時間掃除や料理をし、男性は三時間足らずフランスの女性は家事をパートナーにまかせることは残念ながらで 首相が女性であるにかかわらず、女公努員は八%である。

一九五〇年七月以前は、外国人と結婚した女は外国の国籍となり、問いあわせました。(五)国籍について。日本の国籍法については在スイス日本大使館に

と結婚しても自動的に日本国籍を失うことはなかった。私の結婚はこ一九五〇年七月から一九八五年一月一日の国籍法改正まで、外国人の国籍がとれます。

いまは未亡人、気の毒な方をしっています。

しかしまた申請して日本

自動的に日本の国籍を失う。スイスに住む日本の方で戦前に結婚し、

たものとみなされる。」とあります。即ちこれをするにはスイス国籍をい。この期限までに国籍の選択をしないときは、「日本の国籍を選択し「重国籍」をみとめなくなったので、「国籍選択」をしなければならなの時期でした。しかし一九八五年一月一日の改正によると、日本はの時期でした。

18 では日本国籍とみなされています。 放棄することになるので、私はわざとしませんでした。それで、 日本

した一九五八年常時は、スイス人と結婚した女性は自動的にスイス国 の二重国籍をもっています(スイス法に従ったほうが有利)。私が結婚 スイスでは「重国籍」をみとめるので、 私はスイスと日本

籍取得でしたが、一九九二年からは五年間待たなければなりません。 スイス女性が外国人と結婚した場合はスイス国籍を保持できるなど

米したときの二五才の「ウザワマサコ」の旅券(常時は期限なし)、若 にかまえています。私が日本人としての唯一の証拠としては、私が渡 かわるでしょう。私が日本人であることにかわりはないし、とのんき ……国際法にいろいろ複雑な問題やくいちがいがあります。 い私の写真のついた骨董品を大切に持っています。 要は、 的または排他的といえるでしょう。日本が国際レベルになるとまた スイスはインターナショナル(国際的)で、日本はナショナ

から、 ので、 婚して、ドイツは重国籍をみとめないので、まだ日本国籍ですが、 なければなりませんが、この母によると、スイスで育ってスイス人だ スイスと三重国籍でした。今度二二才に達するまでに国籍の選択をし ス国籍もあり、 からいい」とのこと。 の子供はドイッ人です。離婚したらどうなるのかときくと、「しらない いろいろなケースがありますが、たとえば私の友人はドイツ人と結 日本人と結婚したあるスイス女性にきくと、結婚がアメリカだった 生まれた子供はまず米国籍、もちろん母がスイス人なのでスイ 日本の国籍をすてるでしょうとのことでした。 父が日本人なので日本国籍と当時は日本、アメリカ、 そ

九二二年のスイス国籍改正は、スイスがいかに法律を市民の実生

の項に記されます。

また①は頁数が一二頁、

(2)は八頁です。

だと思い、 活にあわせて「理想化」しようとしている傾向がみられるかのい 追記します。

化申請をし、その町に本籍のある住民総会(大都市は委員会)によっ 外国の男と結婚した場合、外国人の夫はスイスに一○年住んでから帰 の籍に入り、スイス国籍が自動的に与えられた。しかしスイスの女が 改正して、一九九二年の国籍、帰化法はつぎのようになります。 男女同権が云々されているのに法律は古く、男性有利であることを 以前は外国の女がスイスの男と結婚した場合、 外国の女はスイス夫

的に(帰化経由なし)スイスの国籍が与えられます。 一九九二年からは前者も後者も同様に、五年間すえおきして、 自動 て決定されました。

あるからでしょう。 の問題は各人口の一〇%、 問う国民登票)と「Initiative」(先議権、 ち、スイスでは「Referendum」(議会を通過した政策の可否を国民に の女が、外国人と結婚したスイスの男と同権でないことに不満をも 前者を制限して後者に寛容になったのも、外国人と結婚したスイス 市民署名を集めると議会に提案できる)が 国の問題は一〇万票、 市町村

の項があるのですが、「事実婚」の「家族手帖」(②とする) はどうなっ 未婚の母)となっている。家主については、 ているのかしらべてみましたら、内容がずいぶんちがっていました。 スイス人の妻と結婚した場合、スイス人の妻が家主となり、 (1)には、 結婚した夫妻の「家族手帖」(⑴とする)のなかでは「夫」と「妻」 補記。もう一つの「家族手帖 妻の名(夫が家主)があり、②では家主が一人(たとえば 日本の国籍をもった夫が 夫は結婚

す。前述の総務所にきいてみると、⑴は一○年に一回くらい新しく印 あらわしている……と思ったのは、ちょっと早とちりだったようで 手帖と、未婚の母用とよんでいるようでした。ユートピアといわれて

いつも遅れがちだと役所の人は言いました。役所ではノーマルな家族

いるスイスに「家族手帖」が二種類あって、スイス家族手帖の明暗を

います。すなわちスイス法務省の下に州の法務部から交付される(実 色はベージュで、赤のバーゼル州の紋がついていて、表紙をあけると、 一頁には連邦中央政府の紋「スイス国十字」と州紋がならんでついて (1)と(2)では交付所及び表紙の色と大きさがちがいます。(1)の表紙の

十字の紋がつき、交付所は「総務所」即ち法務省直轄です。 所は「スイス戸籍市民総務所」です。②は表紙が青で、スイス連邦の

際には本籍の市町村役所で手続きするのは⑴も⑵も同じです)。交付

は権限がちがいます。 をもち、州の権限が強いのです。したがって政府の省も日本のものと せん。歴史的に各州がスイス連邦になったことから、地域行政が実力 集権とちがって、地方自治権であることを背景に考えなくてはなりま ス行政形態を理解するのはむつかしいことです。スイスは日本の中央 さきの法務省のところに※印をつけましたが、これらの複雑なスイ

子供が小学校入学の場合、親が「家族手帖」を持って行けば、⑴と⑵ ます(パスポートは外国向け、スイス国内は「家族手帖」)。それで、 「家族手帖」は戸籍抄本のように、あらゆる法的な身分証明につかい

は廃語だといっても、それではおかしいではないかと言うと、法律は と思う)が改正されてから、子供の保護につとめ、私生児という言葉 Recht 」法(子供、結婚法。日本の「母子法」にあたるのではないか は一目でそれとわかることになります。一九八八年に「Kinds Ehe

> 九二年をめざして、各州同じものになるということでした。 す。「家族手帖」をいま、スイス全国統一する草案ができていて、一九 所のあるサンド・ガラン州では、⑴と⑵は同じ表紙であるとのことで 古いものをつかっているのではないかということでした。げんに総務 義務ではないので、要求者が少く、バーゼルランド州では残っている 刷するので、デザインを新しくしたのではないか。(2)は(1)とちがって

### 寄 贈 义

女性文化研究所紀要」 No. 6 昭和女子大学女性文化研究所

「年報」第8集 比治山女子短大 女性文化研究センター

アル・プライア著 三好洋子編訳『妊娠・受胎・労働』

二五〇〇円

歷史科学協議会『女性史研究入門』

三省堂 一九九一年

二五〇円

「江戸期おんな考」 史料と人物 桂書房 一九九一年 一 第二号

「人文学論集」 第 24 号 (第13号より) 仏教大学学会

無限大」No. 86 87 No.

日本アイビーエム株式会社 76より)

『続・掘る』 -北海道の民衆史掘りおこし運動 民衆史道連 一九八八年 一八〇〇円

杉本邦子・大塚豊子編『与謝野晶子未発表書簡

女性文化研究叢書工

昭和女子大学女性文化研究所 一九九一年 四八〇〇円



### SCHWEIZERISCHE EIDGENOSSENSCHAFT KANTON BASEL-LANDSCHAFT

### Familienbüchlein

Ausgestellt am	15. September	1989		aufgrund
des Eheregisters	Biel-Benken	Band VI	Seite 99	Nr.40
des Familienregister-Blattes -/-				

Dieses Büchlein enthält 12 Seiten.

11.88-1500-403

スイス国バーゼルランド州の「家族手帖」



### Eheschein

Auszug aus dem Eheregister des Zivilstandskreises Biel-Benken BL

Nr. 40

Band VI Seite 99

Am 15. Sept. 1989 haben in Biel-Benken BL

7411 200 20pt 200 1400(14) 2202 201111011 2

die Ehe geschlossen

Familienname
Vomanen
Zwistand
Heimstore
Verschaften
Se urret
-/Surication
Figure Pierre Maurice -/Les Breuleux JU -/-

Orl und Dalum der Geburt Basel, 13. Januar 1956 -/-

Familien- und Vornamen des Valers Beurret, Pierre Philippe -/-

Familien- und Vornamen der Mutter Beurret geb. Voinnet, Brigitte Marie -/-

Wohnord Basel, Grenzacherstrasse 28 -/-

und

Familienname Schmid -/Vomamen Stefanie Isumi -/-

Zivisland ledig -/-

Heimatorie Luzern und Buch bei Märwil TG -/Ont und Datum der Gebun Basel, 3. September 1963 -/-

Familien- und Vornemen dem Valers Schmid, Rudolf Ernst Walter -/-

Familien- und Vornamen der Mutter Schmid geb. Uzawa, Masako -/-

Wohnor Basel, wie oben -/-

Familienname des Mannes nach der Eheschliessung B

Beurret -/-

Familienname der Frau nach der Eheschliessung

Beurret geb. Schmid -/-

Heimstorte der Frau nach der Eheschliessung

Luzern, Buch bei Märwil TG und Les Breuleux JU -/-

4105 Biel-Benken, am 15. September 1989



## 山川菊栄論のために

されています。 山川菊栄は日本における社会主義女性解放理論の確立者として評価

とする、 過ぎないという体験にもとづき、現実的な対応をしたといえます。 自己の責任で結婚する自負と、戸主制度が実質は愚劣で空虚な形式に 抗の姿勢をとった、平塚らいてうと比較し批判されるところですが、 思い受けいれています。入籍せず事実婚で明治民法の「家」制度に抵 実家の姓をつかわぬという、母のだした条件を痛くもかゆくもないと 社会主義者山川均と結婚しました。仲人をたて式をあげ、入籍し一切 女性に育っていきました。そして、山川菊栄は満二六歳の誕生日に、 動の理論や実際を学び、関係の著作を読み女性解放を積極的に考える までの強い影響を受けます。さらに、女子英学塾在学中には、婦人運 た年の一二月、押上の紡績工場をたずねたときの女子労働者との出会 とだ」と抱負を書くほどになっています。なお、女子英学塾に入学し ります。 います。また、女性の自由な成長の芽をつみ、古い女型にはめこもう んで涙するだけでなく、 山川菊栄は一八九○年の生まれです。一○歳にして『不如帰』を読 労働階級の姉妹とともに、その解放をめざして生きようと誓う そして、女子英学塾の入試作文に「婦人解放のために働くこ 女学校の良妻賢母教育に反発を覚え退学を考えたことさえあ 男と女の関係や婚姻のあり方に不合理をみて

緒 方 都

が明確に打出されているのにみることができます。 て、教条的でなく、現実にある女性差別の事実を直視し、女性の立場て、教条的でなく、現実にある女性差別の事実を直視し、女性の立場「家族制度と民法問題」、「平和問題」などへの発言と論争に鍛えられいます。それは、このあと続く「母性保護論争」、「女子教育批判」、「婦います。それは、このあと続く「母性保護論争」、「女子教育批判」、「婦います。それは、このあと続く「母性保護論争」、「女子教育批判」、「婦別のできます。

もつすぐれたものであったが、戦前の日本の社会では少数派の運動と

山川菊栄の社会主義女性解放論は、理論的でしかも具体的な提案を

あり、期待をもって各界から幅広く多くの人たちが集まりました。 民主婦人協会(のち民主婦人連盟) 性問題、 から支える各人の自覚と自立を高めるための活動にあたりました。 日)・同施行(同年九月一日)などが行われるなかで、 同一賃金と保護を盛りこんだ労働基準法の公布(一九四七年四月七 (一九四六年一一月三日)・同施行(翌年五月三日)、男女同一労働・ 指令が出され、女性解放の実践に取り組むには好機でした。 して孤立していったのは、やむを得なかったといえます。 戦後いち早く、一九四五年一〇月一一日に民主化のための五大改革 (一九四六年四月一○日)、 男女平等をうたった日本国憲法の公布 女性労働問題、教育問題、民主化問題にとりくむ組織である は 山川菊栄の提唱によるもので 法や制度を内 選挙権行

山川菊栄のこのような生いたちと生きかたのなかの女性問題への深

(人の世界へはいっていきます。しかし、片山内閣の寿命は短く翌年人行政」に、年来の自分の主張が生かせるとの期待があって、簡単に見婦人少年局の初代局長として迎えられます。婦人少年局の仕事は、10分の世界で中、②家族労働問題及び家事使用人に関する事項、②児童ので婦人及び年少者に特殊の労働条件及び保護に関する事項、②児童ので婦人及び年少者に特殊の労働条件及び保護に関する事項、②児童ので開入の世界へは関する事項、②児童のでは婦人の世界へはいっていきます。 日本社会党が第一党となり、片山哲社との世界へはいっていきます。 しかし、片山内閣の寿命は短く翌年人行政」に、年本の自分の主張が生かせるとの期待があって、簡単には婦人の世界へはいっていきます。 「婦人の世界へはいっていきます。しかし、片山内閣の寿命は短く翌年人行政」に、年来の自分の主張が生かせるとの期待があって、簡単に関する事項、②児童の世界へはいっていきます。

二月には総辞職します。

す。また。内部にとりこまれ、戦前あれだけの「家」制度や戸籍制度 社会福祉であり、 み留まった」(同・一二一頁)ものであれば、それは自由党でもできる ブルジョア・デモクラシーを出ないものと考え、………その限界にふ 部にあってできる状況にあるのかをみるとき、「仕事の基本的な線は 向かなかったというより、社会主義者山川菊栄のやりたいことが、内 たと思われます。自他ともに認める「日本の官僚」型でなく、役人に か月の在職でしたが、自由党に政権が移った段階で辞めるべきであっ 的に明日が退職期限だと通告され山川菊栄は辞職しました。三年一〇 「自由党下の労働官僚」・一二八頁)、「卑劣な闇討ち」(同・一二七頁) 希望条項」には、 についての発言がありながら、 九五一年「六月二九日、秘書課長が突然現れ」(『山川菊栄集』で、 四日付きで提出された、「家族法民主化期成同盟の決議・修正 女性の地位の向上しか望めないということになりま 加盟者として山川菊栄の名がみえますが、 婦人少年局にはいる前の、一九四七年 民法大幅

明、一九五〇年マ元師は年頭の辞で、「日本国憲法は自己防衛のための 女性解放の意識を高め多くの同志を育てた実績をあわせみるとき、 経過と、辞職後「婦人のこえ」を創刊し、「婦人問題懇和会」を創立し、 認められず、 庁のサービスの皮きりを勤め」「今までの官庁に例のない正しい、良心 ば取りくむほど保守政権下では邪魔なのです。「婦人と労働者への官 辞職の機会を失ってしまったようですが、山川菊栄が真剣に取りくめ まらざるを得ませんでした」(同、「野に帰って」・一一七頁)ために、 菊栄に期待し応援する人びとに応え、「責任上周囲の要望に従って留 かったことや、婦人部統廃合、労働基準法の改変を防ぐために、 党内閣になって二代目の労働大臣に、提出した辞表が受け入れられ へのいやがらせのやりくちも、 官寺本広作や労働省上層部の、行政の方針や姿勢、ならびに山川菊栄 党下の労働官僚」(前同)のなかで、辛辣に酷評されている労働事務次 こるわけです。この右傾化していく背景をみれば、山川菊栄に「自由 出しが行われ、婦人少年局の統廃合問題や、労働法規の改廃問題がお 日本の武装を示唆します。このような流れのなかで、山川菊栄の追い 備隊令が公布施行されます。一九五一年マ元師は年頭声明で、 響から同年七月二四日レッドパージが始まり、同年八月一〇日警察予 権利を否定せず」と演説、同年六月二五日朝鮮戦争勃発、これらの影 九年七月四日マ元師は、「日本は不敗の反共防壁となるだろう」 と声 ルバーカー米中将は、日本に一五万の武装警察軍創設を提唱、 献身的な仕事ぶり」(同・一一九頁)の基礎と伝統をきずく仕事が 方、アメリカの対日政策が転換し、一九四八年一二月一 官僚のなかにはいりそれをふみこえられず挫折していく もっともとうなずけるわけです。 四 日アイ 川

改正の大事のときに、

入局後は発言がみられないようです。

野派を通さねばならなかったと思います。

### 小泉セツの結婚

りである。家計逼迫のため、成績優秀の小学校も一一歳でやめ、懸命と出合うまでの二三年間は、まさしく急激な士族没落の過程との重な家に二女として誕生。その翌年、松江藩は版籍を奉還。セツがハーン思ったからだった。セツは慶応四年(明治元年)二月四日、名家小泉思ったからだった。セツは慶応四年(明治元年)二月四日、名家小泉にママさま」と呼び、生涯大切にした妻セツの心にふれてみたいといママさま」と呼び、生涯大切にした妻セツの心にふれてみたいといてする。

に機を織る娘時代だった。

この地に着いた。やがて、 正義感を溢れる程に育んだ人物であった。この時を境に、セツは大き 力で運命を切り開きながら、その内側に、万物に対しての深い愛情と を越え日本に来た四○才までに、人生の辛苦のかずかずを味わい、 粉にして働き続けた為と知ったハーンは、彼女の孝養と人柄に深く心 入って間もなく、土族の娘に似合わぬ手足の太さが、一家の為に身を の家に姿を現したのは、翌年の二月頃であったと言う。セツが家に て逼迫の極にあった彼女が、世間の洋妾とのそしりも覚悟で、ハーン く人生の軌道を変えてゆく。 明治二三年八月三〇日、 かされたと思われる。 セッに伝えられたらしい。父亡きあとの小泉家の経済を支え ì ンの胸中に生き続けたギリシャ人の母ローザへの想い ハーンは松江尋常中学校の英語教師として 彼が住み込み女中の奉公人を求めていると ハーンその人も、幼くして両親に別れ、 彼女は貧困の悪夢から救われただけでは 独

次ぐ高額の月給が、セツに対する嫉妬感情ともなったらしい。ツに聞かせまいとする心使いがあったと言われる。ハーンの県知事にツに聞着。松江の厳しい寒さを逃れることの他、洋妾との世間の声をセー九日、第五高等中学校教授として、セツ、養父母、車夫を伴い熊本一は、第五高等中学校教授として、セツ、養父母、車夫を伴い熊本一は、第五高等中学校教授として、セッ、養父母、車夫を伴い熊本と妻への愛情を一身に受けた。二人の魂と歴史が調和し、共鳴し、セと妻への愛情を一身に受けた。二人の魂と歴史が調和し、共鳴し、セ

伊

藤

和

索は、 として、 じられて興味深い。ハーンにとっては、予想した気候風土との違い、 せた高い机に向い、 でのハーンは、 授業を終えて、 ハーンとの絆を深め、彼女の人生を決定する時代となった。 の大著に結実していくのである。これは同時に、 点にたって、旧日本と新日本とを見分ける目も与えた。熊本時代を境 所を、バランスをもってみる目を彼にさずけた。また、この新しい視 などで、不愉快な思いの多い日々であった。しかし、煩悶と苦闘の思 五高教授陣とのあつれき、軍国化、 二人の熊本時代を辿るにつれて、この三年間の持つ確かな意味が感 出雲で彼を魅了した日本観をのり越えて、 彼の日本研究は真の日本と西洋の理解へと発酵し、 自宅(手取本町三四番地。 気に入りの西向きの部屋で、 時間を惜んで執筆した。 西洋化の進む熊本への落胆、 後に坪井西堀端三五番地) セツは 片目の不自由な身に合わ 東西文明の違いと長 セツにとっても、 ハーンの思索を妨 五高での 彼の数々

①セツを正式な妻として戸籍に記録したい旨の依頼に対し、役所の返

たハーンとセツは、

まことに幸せな二人であった。

配った。また、彼が熊本を好きになるよう心を砕いてもいる。 げぬよう戸障子の開けたて、 廊下の足音、子供たちの遊びにも心を

るのは、セッという貞淑な妻がいたればこそであろう」と述べている。 るだろう」「『神国日本』に多くの紙数をさいて日本婦人を賛美してい 多くのすぐれた再話文学が生み出されていった。セッの助けを借りた 母トミと女中に頼み、ハーンの物語創作の手助けをする事だった。セ す」といって、やさしくいたわるのだった。 棚を指しながら「これは、みんなあなたのおかげで出来ましたの本で セツが自分の無学を嘆くたびに、ハーンは彼女の手をとり、書斎の書 の豊かな幻想力と鋭い直感力が加味されて詩文学化されたものといえ ている。浜川博氏は、「いわば、セッ夫人の半創作的なものに、ハーン ハーンの創作は、「外国に於て見出された英文学の宝の一つ」と言われ て、幼い頃から耳にした実話、足まめに探した本の話、それに植木屋、 ツは「ハーン言葉」といわれる二人だけの日本語でのやりとりを通し ツの妻としての主たる役目は、日常の家事をやさしい働き者の養 層屋など庶民の心をハーンに伝え、ここから骨董、怪談などの

かった。 国籍法上の難しい問題があって、 の入籍に心を砕いていた。しかし、英国籍のハーンとセツの前には、 ディオの音をとり一雄と名付けられた。ハーンは狂喜し、妻子の為に てハーンは真剣に考慮を進めた。熊本でのハーンの報告を辿ると、 層執筆に励んだ。松江時代、内輪に結婚を挙行したハーンは、 欄には「無し」と記入されている。一雄誕生後、妻子の入籍につい 熊本での最大事は、明治二六年一一月の長男誕生であり、ラフカ 熊本第五高等中学校の、 ハーンの現今雇外国人資料にも、妻 いまだ法律上の結婚とはなっていな

事は東京で手続きをするようにということであった。

②長男の出産届の際、セツの入籍についても再度申し出たが、

松江に

になると言われる。 ければ日本国籍は得られない。父の名で登録すれば、長男は外国人 結婚届を出すように言われた。長男については、母の名で入籍しな

③ハーンが日本国籍となる事は未だ申し出ていない。 ④母子ともにハーンの英国籍に入れば、セツや長男が受け継ぐべき財 出れば可能だと思われるが、 経済的な不利益が生じる。

政府に直接申し

⑥長崎領事クイン氏へ戸籍について問い合せ、そっけない返事をもら ⑤米国の友人や英国の親戚には、 う。常に良き友人であったチェンバレンにも相談しているが、 産権を失う。 結婚を正式に報告してい 彼は

だったが、やがて愛する妻子の将来を守る為に、地位や収入の不利を 前の明治二九年二月神戸にて帰化手続き完了。小泉八雲となる。 覚悟で遂に帰化を決意し、日本の上となる道を選んだ。 重なる難題に、一時は妻子を連れて米国へ移ることも考えたハーン 民法制定

入籍をすすめていないようである。

ギリシャに生れた漂泊の詩人ハーン。彼はその魂の安らぎをつつま

たったのではあるまいか。母なる港で、 の中に身をおいたハーンは、あたかも母ローザの胸に帰った想いにひ 百年の前、生地リューカディア島に酷似しているといわれるこの夕景 を生み、日本の心を世界に知らしめることとなった。 しい日本女性セッに見出した。 夕陽に染まる宍道湖の船上、深い思いがこみ上げて来た。 魂の共鳴はハーン独得のすぐれた文章 相照らす魂としてめぐりあえ ちょうど

### らいてうと漱石

るのである。 鳥』に出てくる女からもそう思えるのである。そしてそれは、鏡子夫 文章の中に、たとえば、二四歳の日に眼科医院で邂逅した娘や、『文 美しい妻を持って、美しい家庭を作ることに憧れていた。優しくつつ しい女」「気立てが優しくて親切な女」が彼の好みであった、に符号す 人が『漱石の思ひ出』の中で語っている、「背のすらっとした細面の美 ましやかで占風な女が、彼にとって理想の女性であった。彼の残した ないと信じていた寂しい少年、青年時代を過ごした彼は、若い時から、 らいてうは、 漱石の好みに合わなかった。親や身内の者に愛されて

四郎に思わせ、「同時に自分の腹を見抜かれたといふ自覚に伴う一種 「二重瞼の切長」の目と「目立って黒い眉毛」と「綺麗な歯」を持って 所でなくっちゃ行きっこない」「全く西洋流だね。尤もこれからの女は 心が乱暴だ」といわせる。さらにその後で、「あの女は自分の行きたい の屈辱」を感じさせる女である。漱石は、その会話の中で、あの女は 目付き」をする女である。そして「此の女にはとても叶わない」と三 を見つめている。「見られるものの方が是非媚びたくなる程に残酷な いて、「奥行の長い感じを起こさせる顔」である。会釈しながらこちら きと写し出している。顔色は「薄く餅を焦がした様な狐色」であり、 「イブセンの女の様な所がある」「イブセンの女は露骨だが、 しかし彼の理解力と好奇心は『三四郎』に、らいてうの姿を生き生 あの女は

> るのである。 女が偉くならなくっちゃ駄目だね」と、自分の女性観をのぞかせてい て来る。だから社会の原則は、独身ものが出来得ない程度内に於いて、 そう言ったその後で、「女が偉くなると、かう言ふ独身ものが沢山出来 みんな左うなるんだから、それも可かろう」といわせてい . る。

里

われる。 事象であったことだろう(彼女はこのことについて分析を試みていな からである。 草平の小説家としての表現力の貧しさだけとは言い切れないだろう。 者にとって、理解に苦しむ女としかえがかれていない。しかしそれは、 女である。傲慢で思い上がった、小ざかしい女でもある。 うに見える女である。男に向かって、愛ではなく、ただ理解を求める 公園で激しい行動に出るが、それすらも自分で意識してやっているよ ない」と言っているが、解らないと言いながら、 ね。二人とも真剣な顔をしてその実遊戯をしていたものとしか思われ 者としても、小説家としても、不消化の状態で書いてしまった小説だ 互いに理解しないまま、観念だけで突っ走った行為の成り行きを当事 があることは争われないと男に思わせるような女である。 ように描写している。そこでの彼女は、一日中歩き回った挙句の上野 また塩原事件の当事者である森田草平は、『煤煙』でらいてうを次の おそらくらいてうにとっても分析しがたい、説明のできない 漱石は、この事件のことを「どうも僕には能く解らない 的を得た言葉だと思 要するに読 頭脳に異常

い。少なくとも文章にしていない)。

うか。哀れを感じる女、古風な女が漱石の心をそそったとすれば、会 草』にも著された、この薄幸の嫂の面影を、同じく早逝した一葉に、 好には叶ったのではないだろうか。二五歳で死んだ兄嫁(三兄和三郎 る。「過去の日本の女」であると切り捨てられもした。しかし漱石の嗜 談の行方を想像してみるのも興味のあることである。一葉はらいてう 兄大一と縁談の持ち上がった樋口一葉は、漱石より五歳年下である。 くましくするのである。 心の中で、 をもちながら、心の底には儒教的思想を持ち続けたといわれる漱石の を占めていたことかと、好奇心をよびおこされる。近代的な合理精神 うことがなかっただけに、彼の想像の世界で、一葉がどのような位置 重ねてみることもあったのではないかと、考えるのは大胆すぎるだろ の、漱石と同じ年の二番目の妻)を彼は敬愛していたといわれる。『道 漱石より一○歳年上の兄と一葉の、沙汰やみになったという、この縁 後になって書かれた自伝でも、 きている女になっていない。いつも弟子たちの、とくに女性について く知らないで小説を書くのだから、作中の女はみんな頭で作られ、生 らいてうは、一葉を低く評価したように、漱石をも評価していない。 漱石は一八六七年の生まれであり、らいてうは八六年の生まれであ そして父親が、漱石の父のもとで働いていたことから、漱石の長 思想がない、創造がない、個性に欠けると手厳しく批判されてい あれは本当の意味の小説ではない。漱石は女のひとをまった 想いは醗酵し、 昇華していったのではないかと、想像をた 森田草平が漱石の小説をいつも非難し

かったのはこのことだけではない。

ある。らいてうが、自分を正当化するあまり、他人を貶めて顧みな

それについて黙っているがあれがいい」と漱石が言っていたと書いてけたのだもの、悪いといえばどちらだって悪いにちがいない。森田がが、森田のことをしきりに悪様にいいふらすのを耳にして「一緒に逃が、森田のことをしきりに悪様にいいふらすのを耳にして「一緒に逃が、森田のことをしきりに悪様にいいふらすのを耳にして「一緒に逃が、森田のことをしきりに悪様にいいふらすのを耳にして「一緒に逃が、森田のことである。またらいてうの姿をより的確に表現している平が書いた『煤煙』よりも、らいてうの姿をより的確に表現している草知らないで書かれたという『三四郎』の方が、よく女を知っている草知らないで書かれたという『三四郎』の方が、よく女を知っている草知らないで書かれたという『三四郎』の方が、よく女を知っている草知らないで書かれたという『三四郎』の方が、よく女を知っている草

らの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな興味をそそららの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな興味をそそららの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きさは、はるかに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対しての、正しい評価、正確な研究は、まだしもの感がする。ともに対して、天才の名をほしいままにしているのである。塩原事件当時、を呼び、天才の名をほしいままにしているのである。塩原事件当時、なずは、まだしるの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな興味をそそらの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな興味をそそらの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな興味をそそららの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな興味をそそららの人の縁の浅くなかったことに気づき、そして大きな関いをそそらいった。

の話を注意深く聞いていて、

平が言った言葉を引用して、暗に自分の評価としている。しかし女を

そのまま小説に書いたりしている。と草

n

るのである。

### 女性の社会的地位

### 松本純子

女性の社会的地位の向上と権利の獲得への運動は、国際婦人年(一女性の社会的地位の向上と権利の獲得への運動は、国際婦人年(一女性の社会的地位の向上と権利の獲得への運動は、国際婦人年(一女性の社会的地位の向上と権利の獲得への運動は、国際婦人年(一大生の社会的地位の向上と権利の獲得への運動は、国際婦人年(一大生の法・でいるのは、国際婦人年(一大生の社会の地位の向上と権利の獲得への運動は、国際婦人年(一大生の法・でいる。

とであろうか。この「働く婦人の家」の主な業務は働く女性の働く上とであろうか。この「働く婦人の家」に行ってほしいとどれほど感じたことであった。また、「働く婦人の家」の目指す目標は近年の女性の職にずさわりながらよく思ったことは、「働く婦人の家」という名称が何たずさわりながらよく思ったことは、「働く婦人の家」という名称が何たずさわりながらよく思ったことは、「働く婦人の家」という名称が何たずさわりながらよく思ったことは、「働く婦人の家」という名称が何たずさわりながらよく思ったことは、「働く婦人の家」という名称が何たずさわりながらよく思ったことは、「働く婦人の家」に対ない。私は今年の四月までこの男女雇用機会均等法第三〇条に定められてれのステージでの条件整備が急務となってきている。

否定出来ない。また、高齢化社会を迎えた現在、老親介護のステージ仕事と家庭の両立において実際子供を産めなくなってきていることは本を高めるため児童手当を支給しているが、特に今日では働く女性は率を高めるため児童手当を支給しているが、特に今日では働く女性は本を高めるための技術・技能の向上に対しての指導を行えるがその能力を高めるための技術・技能の向上に対しての指導を行えるでの悩みや職業に関する相談事業をはじめとして、今日では働く女性での悩みや職業に関する相談事業をはじめとして、今日では働く女性

に於いても休業制度を確立していかねばならない問題もでてきた。

連している。

建している。

建している。

の性の差別によるものである。両者はその根が深く互いに関

が成する位置では、家族を単位とし経済上からは

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、性の分業を

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、性の分業を

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、性の分業を

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、性の分業を

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、性の分業を

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、生の分業を

大に依存し、このことは家庭内労働が補助的仕事であり、第二

(岡本英雄・直井道子編)〈東京大学出版会〉によると、結婚時、夫がでおもしろい分析がある。「現代日本の階層構造」四女性と社会と階層ここで結婚後の女性のキャリアがどのようなタイプに分けられるか

り女性の労働力が低い価値で評価されてきたことと共通している。

者としての介護技術の習得支援を「働く婦人の家」は数年前から行っ 化社会の到来を考慮し、再就職を希望する女性たちに対して在宅介護 しくなるため働かざるをえないことを浮き彫りにしているともいえよ 女性が中高年になるに従って子供の教育費や住宅ローン等で生活が苦 入を得るために就業していく傾向がみられ、つまり、この統計結果は 降になって再度就業していく傾向にあるという。家計補助や自分の収 た「働く婦人の家」にもどるが、このへんのフォローと将来の超高齢 向がみられるという。ところが、夫の職業的地位が生産工程労働者で 主婦になる傾向が高い。また、夫の所得的地位が高い場合も同様の傾 専門・管理等の職業的に高い階層の地位にある場合女性は退職し専業 その際、 このような援助のあり方はこれから働こうとする人にとっ 選択される労働は主としてパート労働である。ここでま 結婚後いったん不就業になるが家庭に入っても四○才以

に女性労働の需要が要求されてきた。しかし、女性労働はコスト的に 工業の例にみられるように家庭内労働と工場内労働の区分が始まり特 はいり資本主義体制のもとでは、機織産業へと移行する中で工場制手 されるという見解を示している。このことは資本にとっては有利であ 再生産コストを負担しなくてよいことから女性の労働力の価値は低 コストに責任を負っていることから支払われるが、家族のいる女性 については、 安く融通のきく使い捨て労働として切り捨てられてきている。この点 次に、これまでの女性の労働を西欧の例で振り返ると、一九世紀に マルクスは 「資本論」の中で男性の賃金は家族の再生産

> 中で性分業形態を決定づけていることになっている。 の 形態が家父長制イデオロギーの構造的な支配と深く関連

やただ単

の視点から発言する機会と場を確立していくことも重要である。 女性労働が正当に評価されると共に女性が社会を担う一員として女性 てきたと言える。今後ますます女性の社会進出が活発になっていくが 間型押しにされてきた。そのため世の中の複雑な問題解決も遅れさせ に女性が身体的に男性より劣り、 これまでの長い歴史の中で女性は「家」とのかかわりあ 能力も低いという偏った概念で長い

後の意識調査等を行っている〕の統計に示されている。 アップのための勉強を終え、外資系企業に転職した女性を対象に就職 "WINS」(ウインズ)〔ここはバイリンガル秘書養成学校でキャリア 最後に女性の職業意識が変わりつつあることの一つの 例 が

女性の仕事は「雑用が多い」「人間関係が複雑」「男女平等でない」等々 いるとの回答結果が出ている。一方、日本企業のマイナス面としては、 の方が「昇進のチャンス」「積極的な活用」「男女平等」等々に優れて その調査によると、日本企業と外資系企業を比較すると外資系企業

があげられている。

得することが一つの励みともなり歓迎されているのは現実である。

パート労働による低賃金に甘んじることより、その介護技術を習

しい 働く上で自己を充実させ自分自身の能力開発を考えていかねばならな る レースの中で職場における平等を勝ち取っていくためには女性自らが 時代が目前に到来していると言えよう。 男女平等」は憲法二四条に人間の基本的権利として保障されてい これから女性たちが男性たちと肩を並べ厳しい社会環境と人生

かに解放していくか考えていかねばならないと思う。 特に今後の女性問題の大きい課題はこの働き過ぎの男性を仕事から

U

## 家事労働論争をめぐって

Ш

秀 子

整理されている。 の理論的側面が『主婦とは何か』(生活科学調査会編。ドメス出版)に 後二度にわたって「主婦論争」という形で問題にされた「家事労働」 働」を考えてみたい。日本における「家事労働論争」については、戦 上野千鶴子氏のマルクス主義経済学への批判の一つである「家事労

考えてみようとする人はあらわれなかった」(『家父長制と資本制』岩 をマルクス理論に対する挑戦と受けとめて、マルクスの限界について 能」と結論づけられたが、そのことを上野氏は「当時、マルクス主義 もったはじめての論文であったが、賛成意見よりも多くの反論を受け 学をふまえて展開されたため、経済学者を中心に、賛否両論がたたか ○年四月一○日、 は 論的には、七○年代のリブとインパクトを受けた女性学の成立をまた 波書店)としている。また、六○年代の第二の主婦論争の限界を「理 経済学者の誰ひとりとして磯野氏の主婦の実感から発した素人の疑問 たようである。「主婦労働の経済的評価は、 価値を認めることは不可 わされた。磯野論文は、家事労働は経済的評価が出来るという視点を ねばならなかった」とフェミニズムの未成熟とし、「磯野氏の問題提起 その第二の論争の際、磯野富士子論文「婦人解放論の混迷」(一九六 上野氏の思わくとはちがった展開をしたように思われる。 一○年早かった」とするが、その一○年後の第三の家事労働論争 朝日ジャーナル第五七号)の登場は、マルクス経済

> 経済的、社会的地位しか認められて来なかった。すべての社会は家族 事活動は家庭生活にとって必要であるにもかかわらず、一般的に低い 問も提起されてくる。 廃のための課題としてうたっている。家事労働の評価は、性別役割排 は、一方では性別役割分業の排除と、女性の労働権確立を、 きである」とし、家事労働評価の必要性を述べている。世界行動計画 たすことを願うならば、これらの家事活動に一層高い価値を付与すべ 共同体を維持し、子供を生み、教育するという家庭の基本的機能を果 家事労働評価の是非が再びクローズアップする。世界行動計画は、「家 第三の家事労働論争では、一九七五年の国際婦人年を契機として、 女性の労働権確立の理念と矛盾するという、世界行動計画への疑 性差別撤

したい。その冊子の最後に、大分県の家庭科教師である重石美代子氏 八年)は、家事労働論争にひとつの方向を指し示したものとして評価 問題研究会『家事作業をどうとらえるか (3)活の運営計画、 類される。 (1) が、『ひとつの結論』として問題提起している。「家事は次の三つに分 そうした家事労働の評価をめぐる論争のなかで、全国高校女子教育 技術的な労働としての保育、 単純な筋肉労働としての掃除、 物資やサービスの購入、円満な人間関係の配慮。 管理的な労働としての家庭経済の予算化、 調理、 雨戸のあけたて、布団の上げおろ 被服制作、洗たく、 -主婦論争の流れ』(一九七 衣食住生

面として見いだされてくる。そのひとつに主婦としてしか存在しな

子氏は、「家事労働の経済的評価の方向」(『婦人問題懇話会会報』 No さして言うことが多いといえる……この炊事、洗たく、掃除、縫い物程度の内容を、ここでは家事作業と呼ぶとして、この家事作業のと物程度の内容を、ここでは家事作業と呼ぶとして、この家事作業のと思う。……」と、「家事労働」を「家事作業」ととらえる新しい視と思う。……」と、「家事労働」を「家事作業」ととらえる新しい視と思う。……」と、「家事労働」を「家事作業」ととらえる新しい視と思う。……」と、「家事労働」を「家事作業と呼ぶとして、この家事作業のとも、意事の片づけなど。しかし、日常的に家事、育児という言葉を使し、食事の片づけなど。しかし、日常的に家事、育児という言葉を使し、食事の片づけなど。しかし、日常的に家事、育児という言葉を使

る反発」とばかりいえない論点が、家事労働の経済的評価とは別の側をいた、正式でした新しい種類の労働」である「家事労働の経済的評価否定論が必ずしも、上野氏がいわれるところの「愛の名によど、主婦にのみ固定することに疑問が投げかけられた。家事労働の経生の担い手としては、すべての人間が個々に果たすべき重要な仕事とにめざめる分野としてとらえられた時でもある。そして、その家事作としては、大間らしい生活は私的作業であるとされ、経済的評価を得るよりは、人間らしい生活は私的作業であるとされ、経済的評価を得るよりは、人間らしい生活は私的作業であるとされ、経済的評価を得るよりは、人間らしい生活は私的作業である。

ぐるみで資本にからめとられる方向として、疑問が残る。働力再生産の必要経費として資金に負担される提案には、家族、

の歯止めをかけている。ただし、過度的、補完的な制度であるにしてあるべき部分に整理して、主婦労働一般への経済的評価の動向に一定怨)で、家事労働の内容を、社会的に評価可能の部分と、私的無償で

育児や介護の社会保障給付や、社会化のための社会保障基金を労

病人

方向をもっとあきらかにすることを求めているように思える。方向をもっとあきらかにすることを求めているように思える。の視点からすると、これからの女と男、家庭のあり方、社会のの家庭生活とは何かと、人間の営みへの素朴な疑問を投げかける形の家庭生活とは何かと、人間の営みへの素朴な疑問を投げかける形の家庭生活とは何かと、人間の営みへの素朴な疑問を投げかける形の家庭生活とは何かと、人間としての尊敬、そして、生活者としての自立を根底にすえた家事作業のとらえ方には、多くの示唆が含まれてい立を根底にすえた家事作業のとらえ方には、多くの示唆が含まれているをあたり前とせず、人間としての尊敬、そして、生活者としての自立を根底にすえた家事作業のとらえ方には、多くの示唆が含まれているように思える。

と思う。この点について、上野氏は十分に答えていない様に思う。 事作業は、男女が共に行うことにより、人間性回復の手がかりとなり、 護、保育であるが、福祉が今の課題となるところである。 担となっているのが、老人、病人、身障者や子どもといった人達の介 かで私的作業として存在している。その私的作業の部分でもっとも負 制と家事労働の関係は、経済的評価として直接、交換されるのではな うちにある特殊な労働として、位置づける必要がある。しかし、資本 してみたり、資本制の外にあるとしたりするのはおかしい。 済での位置づけとしては、家事労働を資本制から全く独立した生産と よって男女共に保障していくことで、経済的には無償であるべきもの 経済的価値としと評価するのではなく、 社会的労働と同じく人間の自立には不可欠な分野である。 く、家族関係が媒介して労働力の再生産の単位として、個別家族のな 以上、家事労働をめぐる論争をみてきたが、家事労働の資本主義経 労働時間短縮などのやり方に その他の家 従がって、 資本制

# 聞き書き・大畑妙子

— 婦選の灯をともす —

大畑妙子は、九州日々新聞社の記者として働きながら、一九三〇大畑妙子は、九州日々新聞社の記者として、山下ッ子、川辺みち、平野松枝、開田直子、菊本テルときに、運動を熱烈に支えた人物である。婦選獲得同盟の機関誌である「婦選」(一九二七年一月創刊)に、新聞記者としての明快な筆を走らせ、熊本支部の活動のようすなど、何度か投稿している。また同誌らせ、熊本支部の活動のようすなど、何度か投稿している。また同誌らせ、熊本支部の活動のようすなど、何度か投稿している。また同誌らせ、熊本支部の活動のようすなど、何度か投稿している。また同誌の場別である。婦選獲得同盟の機関誌である「婦選」(一九二四年に婦人参政権獲得(昭和五)年九月二八日、婦選獲得同盟(一九二四年に婦人参政権獲得(昭和五)年九月二八日、婦選獲得同盟(一九二四年に婦人参政権獲得(昭和五)年、川田々新聞社の記者として働きながら、一九三〇大畑妙子は、九州日々新聞社の記者として働きながら、一九三〇大畑妙子は、九州日々新聞社の記者として働きながら、一九三〇

妙子の身近な存在であった実妹の武岡富子さん(八九歳)と、弟の妙子の身近な存在であった実は東京のお茶の水にあるニコライ堂で、司祭さんは、三年ほど前までは東京のお茶の水にあるニコライ堂で、司祭さんは、三年ほど前までは東京のお茶の水にあるニコライ堂で、司祭であった夫の武夫とともに暮らしていたが、夫が亡くなり子供もいなておられる。昭和一○年から昭和二三年までは大連で生活されていいので帰熊し、現在は球磨郡相良村にある緒方医院で安らかに暮らしいので帰熊し、現在は球磨郡相良村にある緒方医院で安らかに暮らしいので帰熊し、現在は球磨郡相良村にある緒方医院で安らかに暮らして、対学が大畑へいた。 要である大畑菊野さん(八四歳)にお会いし話しを伺った。武岡富子妻である大畑菊野さん(八四歳)にお会いし話しを伺った。武岡富子妻である大畑菊野さん(八九歳)と、弟の妙子の身近な存在であった実妹の武岡富子さん(八九歳)と、弟の妙子の身近な存在であった実妹の武岡富子さん(八九歳)と、弟の

## 高<br /> 木<br /> 富代子

らロボットと称する通りだんまりでどしどし実務をはかどらせるが、 蓮宗の正立寺へ、妙子のお墓参りにいった。蒸し暑さと、蚊に悩まさ ひきとりにいった。墓は、大畑菊野さんがまもっておられる いた。死因は心臓病であった。遺骨は、弟の大(ひろし)が東京まで 宛てた手紙によると「ダルマさんのようになっています」と書かれて なった。死の前日の二五日、その当時大連にいた妹の武岡富子さんへ やるから聞き届ける人は座の二三人だ」。 妙子は、 東京の病院で亡く たまく〜口を開くと、とてもユーモアの連発だ。だが是も至極低声で 的なひとであった。「婦選」五巻五号に妙子の紹介が載っている。「自 ところのある妹のような人」だと評されていた。確かに二人とも実務 選活動をいっしょにやった仲間であるが、妙子のことを「自分に似た ておられたが、まだ働き盛りの若すぎる死である。市川房枝とは、婦 五十二歳」と刻まれている。長寿をまっとうされた故市川房枝も言っ た。「寳樹院妙實日詮實大姉 昭和十九年三月二十六日 大畑妙子 れながら、こけでみにくくなっている石塔に刻まれた文字を読みとっ 八月なかばのある日の午後、熊本市横手町一丁目三〇番地にある日

め大畑家へもどり、富合村(現在富合町)より吉田秀夫を養子に迎え九)に生まれた。サガは養女として他家へいっていたが、後継ぎのた(明治二五)年、熊本県飽託郡大江村(現在熊本市大江四丁目五の一妙子は、父大畑英夫、母サガの一二人兄弟の二女として、一八九二

には、 **菊野さんに対しては、働く女として、社会的なことをいろ/~アドバ** ないが、東京での生活を、くわしく菊野さん宛てに手紙を書いている。 東京では読売新聞社の記者をしていた。肉親の死以外は余り帰ってい 二月四日に父が死んだが、それ以降の彼女は、東京での生活を始めた。 新聞社の記者をしていた記録はなかった。九州日々新聞社の女の記者 安達謙三)へ行っている。また、社史のなかには、大畑妙子が九州日々 妙子も一生独身で仕事ひと筋であったが、父の血筋をひいているよう 日々新聞社の編集長として、手腕をふるい、仕事ひと筋の人であった。 で、壷東女学校へ進み、卒業後は、大江小学校の先生をしていた。そ で身体検査で落とされた。この時はかなりのショックを受けた。そこ い受験したが、成績の方は優秀であったが、身体が丈夫でなかったの の三人が記録されている。妙子は、第一高等女学校へ進学したいと思 母サガは尚絅高等女学校二回生の卒業である。父秀夫は、 平山訓子(日露戦争前後)高木晴子(大正八~九年)手島順子 父の紹介で、九州日々新聞社へ入った。一九三二(昭和七)年 九州日々新聞社から、 熊本日々新聞社の社史によると、秀夫は一八九四 朝鮮の京城にできた漢城新報

る。熊本に初めて婦選の灯がともされたのは、一九三○(昭和五)年的政治的に目ざめていたので、この運動と結びついたものと思われように、ふとしたことからであったが、やはり、働く女として、社会山下さんと何れという程の熱心家」(「婦選」昭和六年五月号)とある上畑妙子が、婦選活動に足をふみ入れたのは「支部の書記を務める大畑妙子が、婦選活動に足をふみ入れたのは「支部の書記を務める

た。大畑家親族のめんどうもよくみる人であった。

イスしてくれる、腹蔵心のない男性的な頼りがいのある義姉であっ



大畑妙子さん

二月八日であった。 女にはあたえられなかった。 相をたじたじとさせた。結局、 人団体連盟も制限案絶対反対を声明しました」と述べ、熊本出身の内 回の時は、 選大会に出席した。一九三一(昭和六)年二月一四日に行われた第二 た。大畑妙子は、熊本支部の代表として、第二回と第六回の全日本婦 めた。大畑、 金子しげりと市川房枝であったが、二月の第一回に劣らぬ成功をおさ 獲得同盟熊本支部組織結成を記念して講演会が開催された。 再び組織されるに至った。一九三〇(昭和五)年、 すぐに婦選支部結成の話しがもち上がった。しかし一度立ち消えし、 は大盛況のうちに終わり、熊本開市以来の「女群の洪水」と評され、 彼女たちの洋服を紋付羽織に着がえてくれるように注文をつけた。会 を迎えて「婦人問題に関する講演会」を行った。 出席者演説を行っている。そして内相訪問の際 平野の会友よくぞ育ちけると金子しげりは感無量 婦選獲得同盟の金子しげり、 妙子が生きているうちには、 土地柄にあわせて、 河崎なつ、 九月二九日、

## 嫁入り風呂敷

## 辻

照

子

むかしは筑炎川沿岸の是坊の上や島畑などで綿花が栽培されて、久績会社(玉島紡績など)で生産される綿糸の供給を受けていた。には、久留米絣・久留米縞の原糸は、西日本各地で設立されていた紡するために、久留米紡績会社が設立された。それまでの一八七〇年代一八八九年、福岡県久留米市に、久留米絣・久留米縞の原糸を供給

い日本綿花の需要が減少していった。国綿花が輸入されるようになり、近代工場での紡績に不適な、太短か国綿花が輸入されるようになり、近代工場での紡績に不適な、太短か留米絣・久留米縞の原糸を供給していたのであった。安価で良質な外留米がもは筑後川沿岸の堤防の上や島畑などで綿花が栽培されて、久

ていくなかで、綿花栽培が消えていった。でいた農家である。戦争に夫や弟を送り、衣料制限などが厳しくなっ花田さんや島田さんは、里も婚姻先でも、綿花を植え、養蚕を営ん

綿花は、八十八夜のころに種を蒔く。芽が出るとオンキは間引きを

べ仕事に糸紡ぎをし、綿糸にした。悪くなるので、天気がよいうちに綿摘みをする。綿花がとれると夜な那くなる。一○月末ころ、実が割れて綿が飛び出す。雨に濡らすと色がする。メンキだけを育てる。八月になると花が咲く。九月にかけて実

と、小幅の綿布に織って染めてもらうものとがある。 紺屋さんに持って行き、染めてもらった。綿糸で染めてもらう場合

繭は自家用にとっておく。繭を蒸して糸に紡いだ。 で室内を温めた。三○日で繭になる。繭は袋にいれて工場に渡す。屑りは通気を良くし、六月の初めころと九月下旬は質の良い木炭を焚い口採りに行く。成長に応じて桑の葉のきざみ方を次第に荒くする。八(竹ザル)の数を増していく。蚕の餌である桑は、朝露が落ちたころ毎(竹ザル)の数を増している。蚕の成長にあわせて、蚕を飼っているバラの蚕の幼虫が乗っている。蚕の成長にあわせて、蚕を飼っているバラの蚕の幼虫が乗っている。蚕の成長にあわせて、蚕を飼っているバラの蚕の幼虫が乗っている。

前近代から続いている福岡市の染元の四代目主人の話では、昭和ののような嫁入り風呂敷は博多地方にも数多く現存している。ので、自家で洗い直しをする。干しあげると鮮やかな藍色になる。こので、自家で洗い直しをする。 計屋さんは染め後の洗いが充分でないき、染めてもらったのである。 紺屋さんは染め後の洗いが充分でないき、染めてもらったのである。 自家で綿屋さんは嫁入り風呂敷は横大り、のような嫁入り風呂敷はで綿口のような嫁入り風呂敷はで綿口のようなが、

て、 以前からの図案 展に、嫁入り風呂敷を出品してみたという。生地はブロードを用い、 を染める。 嫁入り風呂敷用として染めて置く。注文があって、紋 が仕上げていた。 敷用として、大阪の河内木綿を仕入れ、 産しているとのことである。 始めころまで嫁入り風呂敷の注文がきていた。 染元の女紋を入れたものを展示した。いまでは注文にも応じて生 近年風呂敷ブームなので、デパートで開かれた伝統職人芸 (砂金袋・分銅・唐笠・蓑・玉など)を風呂敷に染め 他の仕事が比較的閑なとき、正月過ぎや盆明けに、 小幅のまま染めて、染元の嫁 染元では、 (嫁の里の女紋 嫁入り風呂

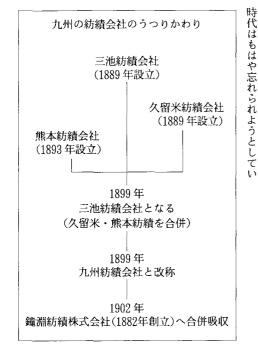
日間 り客の日、 者である私も、 礼の日より遅れて届けられる例は、 タンスに掛けられて里より届いた。嫁入り風呂敷が嫁の里より届くと なっている。 溜は、 島田さんの嫁入り風呂敷は、 (女の別れ客の日、 主婦の座が確定したときでもあったのである。嫁入り道具が婚 婚姻届も、 婚礼の日 女の里のお見知り客の日など)かけて催している。 一九三〇年代の出生であるが、両親は婚礼の祝宴を数 から一年も過ぎて、 第一子の出生直前にだされていることが多い 男と女の親類縁者の日、 婚礼の日から数ケ月あと、 島田さんに限らず一般的であっ 私の出生届の二、三ヶ月前 男の隣近所のお見知 特注の桐 だが Ö

が立つし、 ならなかった。 わたって訪ねた。 子どもが生めて、農作業に励み、機が織れ、衣服が縫えなければ 田さんや島田さんが育った時代の農家の女たちは、 花田さんや島田さんたち、老人クラブの協力を得て、 煮てもうまくないので干大根にしました」ということであ 機織りや裁縫を嫁入り前に急いで習い覚えることも 一九九一年三月ころ、「大根は畑に置いとっても臺」とほせさんたち、老人クラブの協力を得て、数ケ月 が

> なった。 れた生活を営んでいる。 をさんさんと浴びた胡瓜、 花田さんや島田さんらは、委節の移り変わりをそのままに受けい 筆者も千切りや小口切りにした干大根を戴いた。 現在は、 衣の消費生活はあるが、鶏を飼い、 綿花を育て、機を織ることは必要ではなく 茄子、 トマトをおみやげに戴くこともあっ 野菜を植え、 八月には、

り

した農家の女たちであった。農家に嫁した女が農作業の合間や、 農家の子女であった。 有の杉の木が育ったころに行う地域でもあった。 油や味噌を自家で作る生活がそこにあった。 、仕事として機を織り、 かっての久留米紡績会社設立のころ、女工として綿花を紡いだの 久留米絣・久留米縞を織ったのも農閑期を利用 衣を作り、 ぼろど~になるまで絣や縞を着た 家の建て代えは、



# 山本琴子の郷里をたずねて

## 緒方和子

山本琴子については⑴「山本琴子をさがしもとめて」本誌一九集、山本琴子については⑴「山本琴子と『古代社会』の邦訳」二の、第三号)に「山本三吾、琴子の墓にもうでて」と題して、一中の窓」(第三号)に「山本三吾、琴子の墓にもうでて」と題して、一中の窓」(第三号)に「山本三吾、琴子の墓にもうでて」と題して、一中の窓」(第三号)に「山本三吾、琴子の墓にもうでて」と題して、一中の窓」(第三号)に「山本三吾、琴子の墓にもうでて」と題して、一中の窓」(第三号)に「山本琴子と『古代社会』の邦訳」二次は「地本琴子については()「山本琴子と『古代社会』の邦訳」二のは貧乏ということでした。

りました。ていた私も思いがけずこの地方の人柄にふれて、さわやかな気分になていた私も思いがけずこの地方の人柄にふれて、さわやかな気分にな川キク様の屋敷まで案内していただきました。見知らぬ土地で緊張しすぐこの前の道の下になりますからと、恐縮する私をうながして、下すぐこの前の道の下になりますからと、恐縮する私をうながして、下

いますがと申されて、次のようにお話しいただきました。なっているので、お目にかかったこともなく御期待にそわないかと思ク様で一九四一年七月に結婚されています。琴子は一九三五年に亡くク様で一九四一年七月に結婚されていました。琴子は五人姉妹の末娘のことを「琴おばさん」と呼ばれていました。琴子は五人姉妹の末娘のことを「琴おばさん」と呼ばれていました。孝ク様は琴子

出来た人でした。おかげで私も見習ってきました」。何にも聞いておりません。姑は村でも評判の読み書きから何でもよくだったと思います。またどうして上京されたのかその動機など姑から

れて、五男夫妻と三人の孫さんにかこまれて幸せな日々をお過しで腰に何だか琴子の御姉さんを見る思いでした。今は御主人が亡くならこのようにお話しいただいたおだやかな言葉づかいや、やさしい物

琴子が卒業された田平町立東小学校の川原政幸校長先生から琴子のいがけず杉山様の御宅にお伺いすることができました。このときお年寄同級生である杉山すい様を私に紹介いただきました。このととを手紙で質問形式なので電話は駄目とのことでしたので、琴子のことを手紙で質問形式なので電話は駄目とのことでしたので、琴子のことを手紙で質問形式なので電話は駄目とのことでしたので、琴子のことを手紙で質問形式なので電話は駄目とのことでしたので、琴子のことを手紙で質問形式なので電話は駄目とのことがありました。このときお年寄に扱っていただいたことがありました。

て「孫の嫁の運転する車で田平町の級友をたずねたり、二級上の姉の日正しい方で九○才とは思われないほどしっかりした方でした。そし居正しい方で九○才とは思われないました。ずぐにすい様は孫のお嫁さた町はずれの広びろとした田んぼの真中に、よく手入された防風林がた町はずれの広びろとした田んぼの真中に、よく手入された防風林がた町はずれの広びろとした田んぼの真中に、よく手入された防風林がた町はずれの広びろとした田んばの真中に、よく手入された防風林が上でいますとすぐにわかりましたといって、このあたりでは名前のへと云いますとすぐにわかりましたといって、このあたりでは名前のへと云いますとすぐにわかりました。

とになり、私は高等科へ進みましたが、その時は琴子さんの姿はありをになり、私は高等科へ進みましたが、大の古にとでたずみませんね」と、九〇才にもなる方がやがて八十年も前のことでたずみませんね」と、九〇才にもなる方がやがて八十年も前のことでたずみませんね」と、九〇才にもなる方がやがて八十年も前のことでたずみませんね」と、九〇才にもなる方がやがて八十年も前のことでたずみませんね」と、九〇才にもなる方がやがて八十年も前のことでたずかませんですとになり、私は高等科へ進みましたが、その時は琴子さんの姿はありなませんです。

家にも行きましたがおぼえていない、わからないとのことでした。

それぞれ問合せましたが卒業名簿には見当らないとの返事でした。かと、大正時代からの東京の夜間女学校を調べると八校ありました。大学の夜間商業学校卒業なので、もしか夜間女学校に通われていない上京がいつなのか、その理由などもなぞのままです。夫の三吾が慶応まで送っていただき、いつまでも御幸せにと念じてお別れしました。帰る汽車の時間がせまり、御嫁さんの車で、すい様と曾孫さんと駅

ませんでした」と御返事いただきました。

# 江守五夫『物語にみる婚姻と女性』にちなんで

## うのき ゆきこ

に何かしら不思議な力を感じらずにはいられなかった。ているものとよく似ていた。それが今もなお毎年続けられていること紙人形があり、「嫁入りの人形と祓除の民俗」の中でくわしく紹介されることがらがいくつか提示されていた。熊本市内にも厄除けに用いる江守氏の論稿の中には、私の幼い日の思い出や、熊本に関わりのあ

神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と中「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなやしろもあり、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さなで見から、古くから「祇園さん」と神「護町神社」を祀る小さな三角形に切り取り、反対側の端を左右ともに振り袖の名に切り取り、反対側の端を左右ともに振り神である北西神社の一角には五丁目の守り神で変が、大田では、「本田では、

呼んで安産祈願、日明き詣りに始まり七五三、成人式、結婚式を経て下の代表を集めて催されるようにした。皇室では百官の代表を集めて催され、民間の神社では氏は花岡山へ遷ったとも、九八六~一〇一一年の一条天皇の頃には、には花岡山へ遷ったとも、九八六~一〇一一年の一条天皇の頃には、には花岡山へ遷ったとも、九八六~一〇一一年の一条天皇の頃には、には花岡山へ遷ったとも伝えられている。一六四七年に現在の北岡に遷社殿が炎上したとも伝えられている。一六四七年に現在の北岡に遷社殿が炎上したとも伝えられている。一六四七年に現在の北岡に遷社殿が炎上したとも伝えられている。一六四七年に現在の北岡に遷と関治四年)には現在の社殿が造営された。ところで明治政府は一八七一年(明治四年)にそれまでの神祇官を神祇省と改めた。この年から全国の神社で大抜の儀式を再興させ、すべての神社でおこなわれるようにした。皇室では百官の代表を集めて催され、民間の神社では氏と記された。皇室では百官の代表を集めて催され、民間の神社では氏といった。

月と十二月の晦日には参集者に読み聞かせて大抜式をおこなった。そ間になるための在り方、抜の仕方が皇祖神の遺訓として宣言され、六この大抜詞には、天皇統治の在り方、国民の罪を抜い清めて正しい人り、天児屋命が奏上した「解除の太諄辞(ハラエのフトノリト)」で開り、天児屋命が奏上した「解除の太諄辞(ハラエのフトノリト)」で開本書記』ではスサノヲノミコトが犯した罪のために天の岩戸が閉ま本書記』ではスサノヲノミコトが犯した罪のために天の岩戸が閉ま大抜とは天罪(アマツツミ)と国罪(クニツツミ)を抜う儀式で『日

と強調されているが、明治になって実施されるようになったという氏という氏の儀式は、「内侍、奉行官人、祝詞の座を設け被物をつらね、西刻(十の儀式は、「内侍、奉行官人、祝詞の座を設け被物をつらね、西刻(十の儀式は、「内侍、奉行官人、祝詞の座を設け被物をつらね、西刻(十の人の儀式は、「内侍、奉行官人、祝詞の座を設け被物をつらね、西刻(十の人の後式は、「内侍、奉行官人、祝詞の座を設け被物をつらね、西刻(十の人ののち鳥羽天皇一一一六年に「中臣祭文」として神前で奏上する形にののち鳥羽天皇一一一六年に「中臣祭文」として神前で奏上する形にののち鳥羽天皇一一一六年に「中臣祭文」として神前で奏上する形に

子調べとこの人形は何のかかわりもなかったのだろうか……。

れた高貴な女性の人骨や昔話、神楽など広大な阿蘇の原野のような広れた高貴な女性の人骨や昔話、神楽など広大な阿蘇の原野のような広古い南方に語源を持つ「火」であること、一の宮町長目塚から発堀させて運ぶ「宇奈利」の行列は有名である。また阿蘇町役犬原の霜神社を下運ぶ「宇奈利」の行列は有名である。また阿蘇町役犬原の霜神社を下運ぶ「宇奈利」の行列は有名である。また阿蘇町役犬原の霜神社装束に白の頭巾をかぶった十四人の女性が神への供物の膳を頭上に載装束に白の頭巾をかぶった十四人の女性が神への供物の膳を頭上に載装束に白の頭巾をかぶった十四人の女性が神への供物の膳を頭上に載装束に白の頭巾をかぶった十四人の女性が神への供物の膳を頭上に載装束に白の頭巾をかぶった十四人の女性が神への供物の膳を頭上に載ますに表が神事に主人を演奏を入ります。

第Ⅲ部は地元の歴史を振り返るきっかけを与えてくれた。の慣習や文化も今後急速に失われていくことだろう。本書の第Ⅱ部と球磨地方では現在急速に過疎と高齢化が進み、民俗学的に重要な独自

## \*

江守氏は「宇津保物語」の分析で次のように述べておられる。

「考察対象が『宇津保物語』である為に、平安貴族社会の婚姻=家族の「考察対象が『宇津保物語』である為に、平安貴族社会の婚姻=家族のに妻を迎え、舅姑と独立し、夫方居住制屋敷地共住集団の形をとった。のでとは娘の親達にも同様の悩みと不安を与えた。」しかし江守氏はの、妻達の嫉妬と懊悩の大部分をしめ、妻諸婚の妻達を苦しめた。こり、妻達の嫉妬と懊悩の大部分をしめ、妻諸婚の妻達を苦しめた。ことは娘の親達にも同様の悩みと不安を与えた。」しかし江守氏はのことは娘の親達にも同様の悩みと不安を与えた。」しかし江守氏はのことは娘の親達にも同様の悩みと不安を与えた。」しかし江守氏はのことは娘の親達にも同様の悩みと不安を与えた。」しかし江守氏は「平安貴族社会に於ける巨大な父系出自氏集団とは、同一の祖先から『男系的に辿られらる全ての後裔から成り立った超世代的共同体をなら男系的に辿られる巨大な父系出自氏集団とは、同一の祖先から『平安貴族社会に於ける巨大な父系出自氏集団とは、同一の祖先から『平安貴族社会に於ける巨大な父系出自氏集団とは、同一の祖先から『大郎皇皇』に、同一の祖先から『大郎皇皇』に、「中国、「大郎皇」に、「中国、「大郎皇」に、「中国、「大郎皇」と、「大郎」と、「大郎皇」と、「大郎皇」と、「大郎皇」と、「大郎皇」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎皇」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」と、「大郎」」

という江守氏の結びの言葉を信じて、次の発表に大きな期待を寄せてた。「いずれ、これを機に、他の文学作品についても検討してみたい。」ことは出来なかったが、当時の女性のおかれた位置を知ることができ女性学を学び始めたばかりの私には、本書の内容を充分に理解する

在り方の一部分にすぎない。」と断っておられた。

型蛇婿入譚と猿婿入譚におだまき式蛇婿入譚も分布している。阿蘇やに囲まれた古い昔話の里で、本書の一八二と一八三頁に見られる水乞かのルーツを予感させるものがある。阿蘇と同じく人吉球磨地方も山

いるのである。

がりを持つ地域であり、南西諸島の「おなり神」信仰とは異なる何等

## 今、なぜミル『女の隷従』 か

## 小 玉 稜

り

る 律上全く同等でなければならない、それが実現されれば人間社会は幸 『女の隷従』を出版した。この本は、人間はすべて平等で、男と女は法 感じられるが、彼は資本主義思想を越えることはできなかった。 女性労働者の苦しみは大きかったからである。そこにミルの人間性が のあまりにもひどい不平等、両者の両立の難しさに悩んでいた。特に それはハリエットと結婚までの長い道のりの中にも見ることができ のと云える。ミルの理論の根底には常に道徳的ヴィジョンがあった。 の権利を主張する本はあったが、男性による男女同権論は画期的なも わせになれるというものである。それまで女性によって書かれた女性 成票を得ることができた。それから二年あとの一八六九年に、ミルは はじめてのことである。婦人参政権法案は否決されたが、七三票の賛 を国会に提出した。イギリスの国会でこの問題が取りあげられたのは また産業革命のあと、資本主義体制が進む中で、資本家と労働者 八六七年にジョン・スチュアート・ミルは婦人参政権の法案

等を述べ、婦人の地位向上と男も婦人の人格を認めるべきことを説い いている。 著して萬古一定動かす可からざるの此習慣を破らんと試みたり」と書 『学問のすすめ』一八七六年の中で、「スチュアート・ミルは婦人論を 彼の自由主義思想は人々に大きな影響を与えてゆく。 一八六八年の明治維新のあと、日本でもミルの著作が翻訳さ また一八八五年に出版した『日本婦人論』には男女の不平 福沢諭吉は

ちがいない。ミルが婦人参政権を主張してからあと、イギリスでは婦 内兵衛訳、一九二三年)『女性は服従される』(片口泰二訳、同年)が う、市川房枝らを中心に設立された新婦人協会は一九二○年に発足 人参政権運動を起こしたのは一九一九年のことである。 れがそのまま一九〇〇年に治安警察法となった。目覚めた女たちが婦 政府は台頭してきた民権運動を押えるために集会及政社法を発令、こ ジョア婦人運動のみ参政権運動を行うのである。一八九〇年に、 人による参政権運動に移ってゆくことになる。日本の場合は、ブル 人運動が一貫して婦人参政権運動に終始したが、後にプロレタリア婦 で差別に苦しむ女性たちにとってこの本は少なからず刺激を与えたに た本であると書いているのである。天皇制を中心とする家父長制の下 論』一九一三年の中で、この本は婦人に関する著書中、最も多く売れ 権のバイブルと云われ」と書き記している。また西川文も『婦人解放 の隷従』について、「この本は出版以来六十年、今日に至るも婦人参政 出版されている。一九三七年十月に大内兵衛は「婦人の友」で、『婦人 で、『婦人解放の原理』(野上信孝訳、一九二一年)『婦人解放論』(大 になったミルが再び浮かびあがったのは、大正デモクラシーの時代 (深間内基訳)が『男女同権論』として招介されたのは一八七八年であ ている。ここには十分にミルの影響が考えられる。ミルの『女の隷従』 福沢はすでにミルを読んでいたのである。このあと、一端は下火 平塚らいて

41

Ħ

透していないことを世界に示すことになると恐れたのである。

行政の

を乗り越え人間解放を実現する道となろう。

六年二月十一日から二三日まで主な都市を廻った。一九四六年三月十

Ļ١

0)

を絶たないのもこのためである。

衆議院議員を選ぶ総選挙が告示されたが婦人の棄権が問題に

それは棄権率が高ければアメリカ占領軍による民主主義が浸

権利を得たのは二年二ヶ月後のことであった。一九二二年に新婦人協 んの )目的は治安警察法第五条の修正である。度重なる請願によってほ はじめて規約の中に婦人参政権が盛りこまれた。 部が改正され、法的に女性も政談集会に出席また発起人になる 新婦人協会の第

運動の中心的存在として一九四○年まで活動を続けることになる。 会は解散し、そのあと一九二五年婦選獲得同盟が成立し、婦人参政権

ことを主張する。 党の片山哲は婦人公民権案の中で婦人を男子と同じように参加させる に育たなかったのは国情によるものであろう。 ならなかったし、またミルと前後して輸入された社会主義思想が運動 された思想が知識人たちだけの形式的な運動となり、大衆的基盤とは への第一歩をふみだしてゆくのである。戦前の日本をふり返ると輸入 ギリスで婦人参政権が実施された年である。一九三○年に、社会民衆 婦人参政権問題が議会で活発になったのは一九二八年、ちょうどイ しかしそれ以来この問題は影をひそめ、日本は戦争

権ははじめて法的地位を得たのであった。それはアメリカの占領政策 局婦人課長のウィード中尉は婦人参政権の意義を伝えるために一九四 食住の問題が大きく横たわっていたからである。GHQ民間情報教育 られたとはいえすぐに生活が良くなるわけではなかった。そこには衣 で民主化に関する五大改革の一つだったという。女性に参政権を与え 五日のことである。 婦人参政権が日本の議会で承認を得たのは一九四五年十二月十 治安警察法は十一月に廃止されており、 婦人参政

> も高まったが今なお女性議員は少な のうち三九名が当選し、日本初の女性国会議員が誕生した。 棄権防止の結果、 女性の教育水準は男性なみに向上し社会参加も拡大、 女性の投票率は六七%となり八三名の女性立候補者 政治的関心 そして現

矛盾は解決されず、大きくふくらんでゆく。 現は厳しいものがある。 述べている。戦後四六年になるが、選挙権は得たものの女性参政の実 氏も、この本の論証の論理の強さは歴史をつらぬく解放を押し進めて 値をもつ」と云う。また『ミルの女性の解放を読む』の著者水田珠枝 的をもっているものか、もっとよく理解するためにこの古典は読む価 は参政権を正しく使っていない。 治の構造は変らず、男性支配の政治が続いている。 きた男女平等の理念であり、そこに今でも、ミルを読む意味があると ばならないのだろうか。戦後、この本の改訳をした大内兵衛は、 ではなぜミルの『女の隷従』がいまも読まれるのだろうか。 民主化されたと云いながら、 女も男も婦人参政権とはどういう目 フェミニズム運動があと そして資本主義の 経済・ 社会・政 まね

する人が招かれ、 分認識した上で、 く見極めなければならない。 には女の政治参加への助言が欠けている。 あと、国はフェミニズム運動に力を入れはじめた。 ない 参加が僅かなのはこの会の特徴である。 困ったことにフェミニズムが行政に利用されている。 のである。 多数の女たちが集まる。 女性自身が政治意識を変革してゆくことこそ、 行政側の目的は何か。 そのためにもミルを読みミルの限界を十 女性運動の必要性は何か。 マンネリ化された講師の話 男女の問題でもあるのに男 政治の根本問題が問 フェミニストと称 国際婦 われて 7人年 ミル ょ

# 鎌倉武士は

犬 童 美 子

なる」というのである。「所有権を認められた者に幕府は安堵状を交 滅する。……当知行者すなわち占有者が所有の最優先権をもつことに いても、現にその土地を占有せずに二十年経過したら、その権利は消 権者とし、それを新しい由緒としている。だがその公式文書を持って は頼朝以降に、その所有権を保証する幕府の公式文書を持つ者を所有 し」たといわれる「二十ヵ年々紀法」といわれるものである。「7条で う条文である。つぎの8条は、「中世の土地所有権に大きな影響を及ぼ 他があっても、 説しながら鎌倉武士のすがたの一端をかいまみせてくれるのである。 た」として、貞永式目のなかの私的所有権にかかわりのある条文を解 堵』(領地所有権の保証) をしてくれる自分の政府をもつことであっ とである。これはたいへんすばらしい指摘なので簡単に紹介したい。 徴」という章があり、「鎌倉武士はフェミニスト」であるとしているこ い一文がある。それは、『日本人とは何か』上で、なかに「武家法の特 付」したから、領地は法の保護を受けた永代所有となり相続される。 「武士が幕府という自らの政権を樹立した動機の一つは、『本領安 まず了条は、「頼朝以前の由緒(知行の正当性)を裏づける書類その 山本七平さんには、貞永式目(御成敗式目)を論じている小気味よ 「この相続は自由相続であって法定相続ではない。つまりその所領 頼朝およびそれ以降の決定が由緒と見なされる」とい

の領を悔い還して他の子息に譲り与えることがかかれている。めぐって問題が生じたようで、26条は子息に所領を譲り渡してのちそあでって問題が生じたようと所有権者の自由であるが、妻子への相続を者に安堵状を給付することを『式目』は保証している」のである。有権者が譲ろうと、原則として一切自由で幕府は何の干渉もしない。所のみに譲ろうと、原則として一切自由で幕府は何の干渉もしない。所

こうして山本さんは、「『男女同権』という言葉はなかったが、『男女つようにすべきだというのが18条の趣旨である。すり、ができることが定めされている。男女ともに同じ権利と義務を持参して結婚してのちも、問題があれば「悔い還し」(後悔して取りもど参りで、その娘が所領を持大事なことは、18条である。娘に譲状をわたし、その娘が所領を持

には、貴族よりも下の階層のものたちのあいだでは男女平等ではないわゆる武家時代のはじまりのこととすると、そのまえの平安時代いわゆる武家時代のはじまりのこととすると、そのまえの平安時代いかと推測されないことはない。相続をめぐって、娘も妻父母同恩』という言葉」があったとのべる。まさにこの時代は、相続父母同恩』という言葉」があったとのべる。まさにこの時代は、相続

かったかどうか考えてみなければならない。

思われる。これが平安の女たちを考える一つの手がかりである。せれば、平安時代の女も相続権をもっていたと推定せざるをえないとしたがって、鎌倉武士はフェミニストであったというのは言葉のあやしたがって、鎌倉武士はフェミニストであったというのは言葉のあやしたがって、鎌倉武士はフェミニスト」であったというが、そうで山本さんは、「鎌倉武士はフェミニスト」であったというが、そうで山本さんは、「鎌倉武士はフェミニスト」であったというが、そうで

を息子に譲ろうと、娘に譲ろうと、妻に譲ろうと、分割しようと一子

# 受胎・労働』第一章をよむ

立 山 ちづ子

ら、その前とその時代が対象とされたことになる。革命が一七六○年代から一八四○年代にかけて起こったといわれるかを「イギリス女性史一五○○~一八○○」としている。イギリス産業一九八八年に出版され、一九八九年一月に邦訳された本書は、副題

加して進められた。 本ぜ、中世の女性史か。編著者のメアリ・プライア女史が編訳者のなぜ、中世の女性史か。編著者のメアリ・プライア女史が編記が多いから、とのお答えであった。中世の資料は文字形態が異明な点が多いから、とのお答えであった。中世の資料は文字形態が異いる。解読も困難な作業であることは、日本と同じようである。この本は歴史人口学や地方史、農業史を研究する女性たちが共同執いの本は歴史人口学や地方史、農業史を研究する女性たちが共同執いの本は歴史人口学や地方史、農業史を研究する女性の場合、未だ不ら、近期により、大学の大学の表情を表している。 正式が多いた。また、日本語訳は戦後生まれの男性研究者たちが参加して進められた。

九七七年、京都で行われている。に主婦の後に大学で学び、ドクター論文を書いた。その論文発表は一に主婦の後に大学で学び、ドクター論文を書いた。その論文発表は一だけをとりあげる。執筆者のドロシー・マクラーレンはメアリとともここでは、第一章「婚姻内出産率と授乳──五七○~一七二○年」

あり、三歳になるまで、乳をせがむたびに授乳した。当時の医者たちイギリス工業化のまえ、母親がわが子を母乳保育することは習慣で率を、授乳方法の角度から明らかにした。ドロシーは少ない資料を堀り起こして、富裕な女と貧しい女の出産

子を連れ戻ったということはありうる」と。乳児は貧しい女達にとっ彼らの製品をロンドンへ持って行き、帰りに郷里の妻たちのために里彼らの製品をロンドンへ持って行き、帰りに郷里の妻たちのために里人、帽子職人、衣服仕立て職人、靴職人、その他大勢の手職人たちが人間貨物をも載せて戻ってきたのではないだろうか。田舎の手袋職人間貨物をも載せて戻ってきたのではないだろうか。田舎の手袋職人間貨物をも載せて戻ってきたのではないだろうか。田舎の手袋職人、帽子職人、衣服仕立て職人、靴職人、その他大勢の手職人たちが人、帽子職人、衣服仕立て職人、靴職人、その他大勢の手職人、ところが、上流階層の女達は乳母を利用し、絶えざる出産をくりる。 ところが、上流階層の女達は乳母を利用し、絶えざる出産をくりる。 ところが、上流階層の女達は乳母を利用し、絶えざる出産をくりは伝染病に抵抗できる体力がつくまで授乳を続けることを肯定していは伝染病に抵抗できる体力がつくまで授乳を続けることを肯定してい

テームズ川畔の二つの教区の事例から明らかにされる。児〔里子〕のための授乳期間の延長が出産間隔を長くしていることを、貧しい女達は里子を引き受けた場合、出産間隔は二倍となり、新生

て大事な仕事の対象であった。

機会を見つけるようになり、授乳の延長や乳母業がしだいに減少したと、この時期女が乳母業よりも収入が多く、かつ労苦の少ない雇用のの間に人口が二倍となるが、出産率が一六四〇~七九年に最も高いこさらに、マインヘッド教区の人口研究から、一五七〇~一七二〇年

関係があった。それは、イギリスの工業化への過渡期における人口変母乳を使用するか否かは乳児死亡率と、したがって出産率と密接なことを示すものだろうとドロシーは述べる。機会を見つけるようになり、授乳の延長や乳母業がしだいに減少した

研究では私はまだ知らない。したという事実が資料から明らかにされていく過程を、日本の女性史したという事実が資料から明らかにされていく過程を、日本の女性史下層の女の生活のなかの細々とした変化が重大な人口変動をもたら

動の歴史の重要な要因であったと結論づけられる。

今後の私たちの女性史研究の視野と方法を大きく広げる名著である。

## 女神ヴィーナスは娼婦 か

光 永 洋 子

と説明してはいない。

第三集

ばらしく、私たちをひきつける。 バッハオーフェンの『母権論』 はじつにむつかしい。それだけにす

のべられている。 ティーへ昇華したのであり、そしてアポローン的父権へと進化したと ディーテー的ヘテリスムスから、デーメーテール的ギュナイコクラ 存在を発見した。人類に普遍的な文化段階としての母権は、アプロ 資料であるとみて、 ーマ法を専攻したバッハオーフェンが、神話的伝説は真実の歴史 その背後に、 いまの父権とまるでちがった母権の

を設けて交わりをもたねばならないとされていて、これは日本のカガ が、アマゾーンに代表される女たちの抵抗であった。でも一定の期間 むつかしい。太古のアプロディーテーをふくめたすべての女たちは、 神話についての著作をよんでも、自然法にしたがっているというアプ ヒにあたるのかもしれない。 ヘテリスムスをきらって男たちをよせつけないようになる。この拒否 ディーテーの行為が、なぜヘテリスムスであるのか、理解するのは スやヘーシオドスによっても、グレーヴスやケレーニイのギリシア それでは、 アプロディーテー的ヘテリスムスとは何なのか。 ホメー

とつながるが、この古典古代のヘタイラにちなんで、原始の女たちは たちが、 彼女はアプロディーテー・ヘタイラともよばれている。 自分たちの女神としてアプロディーテーを崇拝していたこと これは遊 女

> フェンは、ヘタイラからつくられたヘテリスムスという術語をプロミ スクィテートとあらためたが、プロミスクィテートの意味をはっきり も思われる。 ヘタイラのようであったと、バッハオーフェンがみたのではないかと けれど、このちがいを感じとって、晩年のバッハオー

そのなかで、デーメーテールとその娘ペルセポネーの物語を重くみた 段階にあるといわれているので、 をおいたのだとされている。いまではデーメーテールの婚姻は対遇婚 バッハオーフェンは、アプロディーテーのありようをデーメーテール はなれられないでおられる布村先生である。 バッハオーフェンからはなれなければとおっしゃりながら、 専門のモルガンの学説によっての解釈であるということである。 婚の段階にあったとみてもよいとのこと。でも集団婚はヘテリスムス のものより古いとして、ヘテリスムスのつぎにギュナイコクラティー の「ギリシアの女神たち」でのべられて、神話のよみかたを示された。 (娼婦制)でもプロミスクィテート このようなことを布村先生は「女性史研究」 アプロディーテーはそのまえの集団 (乱婚)の段階でもない。

ある。 崇拝されて、娼婦的であるということはあまりしられていないようで た。アプロディーテーよりもヴィーナスのほうが私たちにはなじみぶ ギ ·リシアのアプロディーテーは、 美の女神としてしられているヴィーナスが、 ローマではヴィーナスとよば 遊女や娼婦たちに

である。 が、あえて題はヴィー アプロデ 1 1 ・テー的ヘテリスムスについて考えてみたのであった ナスとし、 この女神を理解したいとねがっ

## 『家族の起原』

## 第四版一○○年によせる

一山そみ

エンゲルス『家族、私有財産および国家の起原』(以下『家族の起原』 研究文献でわたくしは、「『家族の起原』 再訳書目録」、「『家族の起原』 研究文献でわたくしは、「『家族の起原』 一○○年」の二冊を刊行しました。そこでわたくしは、「『家族の起原』 一○○年と記でわたくしは、「『家族の起原』 中○○年と記でわたくしは、「『家族の起原』 中○○年になります。

記念としてかかれています。 記念としてかかれています。 で、『家族の起原』第一版一〇〇年 独創的見解」にたすけられたと布村一夫氏は「エンゲルスをささえた 秘書兼家政にあたっていたルイーゼ・カウツキーの「明晰で透徹した 場前改訂がおこなわれた」のです。老いたエンゲルスは、そのとき、 第四版(一八九一年一一月、ディーツ社)は、たくさんの「重要な

氏は「生命の生産と再生産は一元である」(「歴史学研究」一九八五年)における近代婚姻法」という副題がつけられています。このあと布村スをささえた女たち」には、民族学、法社会学の視点で「『家族の起原』(一九八五年)をその一〇〇年記念として出版されたのは法代民族学』(一九八五年)をその一〇〇年記念として出版されたのは法で家族の起原。エンゲルス『家族、私有財産および国家の起原』と現

いまこそ読まねばならないかということがわかるでしょう。

これを知ると、いまなぜ『家族の起原』第四版一○○年を記念し、

ます。 を発表して、エンゲルス命題をめぐる「論争を解決した」とされてい

氏は、『結婚届・出す理由と、出さない自由』(一九九一年)で「ベス 現します。しかし一夫一妻婚でさえも、男の支配や財産の保全と相続 国家観にたった「家」制度を基礎とした明治民法を制定したのです。 いいます。しかし、明治政府は個人主義的なフランス法を退け、 条「婚姻中に受胎された子の父は-と夫の売春をともなう一夫一妻婚」をあげて、二つの否定を善行とし るとしていることを読むと、二宮氏の考えがわかるようです。 念ですが、氏が、「私的所有制度と結婚制度」とは「密接な関連 めすといいます。このように書いた二宮氏が詳しくのべてないのが残 に基づくものにする」ためにどうすればよいかを『家族の起原』 の起原』を示します。「妻のかつての尊厳を回復し、結婚を真の人間愛 ト一四」の参考文献をあげて、最後に「プラス・ワン」として『家族 難解な『家族の起原』をよみ、いま、改正民法を考えています。二宮 と戸籍法の矛盾などを考えねばならないのです。布村先生に導かれて こうした法律の不充分さを解決するために、「夫妻別氏」、憲法二四条 にやくだてようとするかぎり、なお解決せねばならないものがあり、 務」のカントの婚姻哲学受入れは、敗戦後に「憲法二四条」として実 て、「解決できない矛盾を解決する」ために、ナポレオン法典第三一二 エンゲルスがいう「双方が自由意志で結んだ契約」「平等の権利と義 エンゲルスは、先進工業都市マンチェスターで見聞した「妻の姦通 -夫である」が布告されたのだと があ

# 『母権論』第二回編集─Ⅵ─バッハオーフェンの『古代書簡』と

訳・石 塚 正 英ヨハネス・デールマン

> で、あらゆる細部において、この問題を追求し続けた。 ボックにおいていっそうの刺激を受け、けっきょくは晩年に至るましたし、『タナクウィル《伝説》』の付録において問題を掘り下げ、ラしたし、『タナクウィル《伝説》』の付録において問題を掘り下げ、ランツィンガーの『東アフリカ研究』を読書した際、かれはただちに、ンツィンガーの『東アフリカ研究』を読書した際、かれはただちに、公の兄弟の優越的地位が、バッハオーフェンの注意を引いている。公母の兄弟の優越的地位が、バッハオーフェンの注意を引いている。

の計画は、三番目のインドの部に関してのみ実行されただけであっらに》三篇の独立した《小》論文にするということである。しかしこらに》三篇の独立した《小》論文にするということである。しかしてすでに千頁を越える分量となってしまった。それゆえに、昔からわれれにひときわなじみ深いものということになった。資料の過多れわれにひときわなじみ深いものということになった。資料の過多れわれにひときわなじみ深いものということになった。資料の過多は、あらゆる構想をぶち壊してしまうのだった。今回は積み込みすぎは、あらゆる構想をぶち壊してしまうのだった。今回は積み込みすぎは、あらゆる構想をぶち壊してしまうのだった。今回は積み込みすぎは、あらゆる構想をぶち壊してしまうのだった。今回は積み込みすぎは、あらゆる構想をぶち壊してしまうのだった。今回は積み込みすぎは、あらゆる構想をぶち壊してしまうのだった。それゆえに、昔からわですでに、一種の論文を考えた。そして最後に、最も簡潔な解決策をとり関する一連の論文を考えた。そして最後に、最も簡潔な解決策をとり関する一連の論文を考えた。そして最後に、最も簡潔な解決である。しかしこらに》三篇の独立した《小》論文にするということである。しかしてもの書に、一世界の本では、ことである。しかしているの言葉は、ことである。

らといって、この偉大な発見の功績はいささかも滅じるものではな包括的に研究し、叙述したのである。こまかなところで誤謬があるかに識別しただけでなく、その親族名称的、法的および社会的構造をも

すでに《一八》六○年代において、若干の諸民族のもとに見られる

た。理由はあとで明らかにされよう。

異なる二側面なのである。それは同一のことがら、家族の発展史にか 《紀元前後の数百年間にインドでまとめられた『ラーマーヤナ』》にお ナーガ諸民族の家族における姉妹の息子(遺稿一○四)。第三章、サ 論じている。そのほか各章の表題は以下のとおりである。第二章、 ハーバーラタ』中、アスティカ・パウヴァのアスティカ神話について 題はない。本章は《紀元前後の数百年間にインドでまとめられた》『マ 章ある。 ら成る母系親族集団が考察の中心におかれている。論文は全体で二一 かわることであって、そのなかでは、姉妹-兄弟-姉妹の息子の三部 の息子の権利は相互に対応している。 その二つは Avunculat の、 としたなら、それはあまり意味をなさない。 Avunculus の権利と姉妹 や Avunculat のことは問題にせず姉妹の息子のことをそうするのだ 六章、タイティーリーヤ~ヴェーダという名称の起原に関する説話に サティヤーヴァーティとの伝説における姉妹の息子 (遺稿一〇九)。 ける姉妹の息子(遺稿一○八)。第五章、サンガーラと、ガーディの娘 新たな草案の作成は、遅くとも一八七八年初には開始された。 ア部族における姉妹の息子(遺稿一○五)。第四章、ラーマの物語 (遺稿)「インドの伝承にみる、姉妹の息子権。『母権論』の著 第一章(遺稿一一〇)は、タイトルページを除いて個別の表 人類の親族概念発展史考」というものである。もし、 タイ

シナ半島の二、三の民族(遺稿一二四)。第二〇章、 九、ネパールのバールバッティアー (遺稿一二三)。第一九章、 サイ。六、ラージマーハールのプーハリ。七、サンタル。八、ナガ。 ガロ。三、コック。四、ボドおよびディーマル。五、ククシないしルー 部および西部における山岳諸部族。一、コッシャーないしカッシ。二、 ル、メナ、そのほかの原住部族(遺稿一二三一)。第一八条、ベンガル東 ゴンドを問題にしている。) 第一七条、ラージプート地方におけるビー 三三一頁以下の『古代書簡』第三八簡と第五〇簡にみられる《叙事詩 コーロス。二、トダヴァないしトダ。三、カピリ(遺稿一二一)。(第 添え書き)。第一五章、南インドの原住諸部族。一、レッドとイエル よび姉妹の息子(遺稿一一八)(鉛筆で「マラバール・モルディヴ」の 七)。第一四章、南部インドの西海岸に住む諸民族のもとでの伯叔父お(箋) 第一三章、法律書における伯叔父および姉妹の息子(遺稿一一六)。第一三章、法律書における伯叔父および姉妹の息子(遺稿一一 るカシミール諸王の物語における伯叔父および姉妹の息子(遺稿一一 第一一章、インドのヘラクレスの娘に関する伝説における姉妹の息子 島の仏教諸侯の物語における伯叔父および姉妹の息子(遺稿一一五)。 姉妹の息子(遺稿一一四)。 一六章は遺稿中に欠けている。第一七章の一頁から推測するに、本書 (遺稿一五七、一五八)。第一二章、『ラージャターラーンギーニ』にみ 第一〇章、セイロン年代記にみるセイロン マレー系諸民族 インド

の諸作品を読み始めたが、その際『母権論』におけると同様、諸民族囲に及ぶ民族誌的文献である。まずは、インドの伝承についての大部妹の息子権である。資料は神話、史的伝承、法律書およびかなりの範かかった。その中心テーマは、Avunculat ないしその補完としての姉バッハオーフェンは、この論文を仕上げるのに、一八八〇年初までバッハオーフェンは、この論文を仕上げるのに、一八八〇年初まで

(遺稿一二五)。第二一章、オセアニア諸部族(遺稿一二六)。

ヴァンソ………』にみるセイロン島原住種族のもとでの伯叔父および

若干の類例に関する説話における姉妹の息子

(遺稿一〇七)。

第八章、

ンドゥスとクルスの大戦争の物語における伯叔父および姉妹の息子

一一三)。第九章、《スリランカで五世紀末に書かれ》『マハー

おける姉妹の息子(遺稿一○六)。第七章、クリュシナの誕生ならびに

48 学も変わっていない。泥土主義から太陽主義への、また母系から父系が分類の原理を成している。神話の取扱いは変わっておらず、歴史哲 『母権論』に対するインド的大弁護となっている。 『姉妹の息子権』は、その内容、構成、容量そして哲学的核心からみて、 論』以上のものでもある。それは、インド、インドシナ、オセアニア セアニア海域文化にも妥当することが証明されている。その限りで の発展という一般法則は、インド文化、インドシナ文化、それにオ だが同時に、

告について巨細にわたる説明が縷々展開されている。バッハオーフェ から避けるという明白な理由から、インドの神話、法典、民族誌的報 理論の基礎を十分明らかにし、空虚な思弁にすぎないとの非難を最初 まりの積みすぎの点で、歎かわしい欠点を『母権論』と共有している。

た。《訳者による改行》

した、

諸世界における Avunculat に関する、当時の比較社会学の水準に即

初めての包括的な研究なのである。それは、民族学的、社会学

的学識においては『母権論』をはるかに凌いでいるものの、材料のあ

度構成を変更した。 が当初とは違ったふうになってきたので、バッハオーフェンはもう一 準備されたし、中国についてはその後数年のあいだに補充された。だ する同類のものが印刷された。アメリカとアフリカについての資料も 少し遅れて、古典世界とゲルマン世界における Avunculat に関

八八〇年に、実際的に完全となった著作を印刷に付すことが

で

る》三つの視点が付け加わり、それによって最終的なかたちが定まっ

らく一八八○年初に開始したであろう。それに際して、

新たに《次な

かれは母権を発見したのであり、

この認識と方法は、

かれよりも

おそ

ッハオーフェンは、『古代書簡』第一巻の印刷原稿の起草を、

とにすでに仕上がっている草稿を選択し、それに手を加えることだっ さるべき作業はしたがって本質的に、新たな視点および書簡形成のも 逐語的に一致していることを示している。第一巻の決定稿について為 夥しい数の「書簡」が、詳細な部分において遺稿中にみられる構想と にして説得力をもっていると、バッハオーフェンは思ったのだろう が、『姉妹の息子権』といった類の著作によってよりもいっそう直接的 の発展理論の普遍的妥当性を読者に理解させるには、この方法のほう まな文化からの比較報告を通じて証明されるべきこととなった。 した。これに代えて、「決定的な視点」がともかくも述べられ、 にかなり進捗していた親族観念の発展史に関する計画を、 た。第一、一連の著作中で広範な文化圏に対して叙述してきて、 かれは、下準備にそろえたものを広範に役立てることができた。 かれは中止 さまざ

る。 時を経るにつれいっそう強固にしていったのだった。この見識に従っ る。バッハオーフェンは、最古の伝承は神話から得られるとの確信を、 時とともにしだいに顕著になってきた展開の、たんなる完結なのであ 学と比較社会学の研究にかんがみると、一見思いがけないことであ 諸民族も、 選した。それによって第一巻は統一のとれた印象を保った。 のような《神話の》選択は、それに先立つ一〇年間に行なわれた民族 の法に関する広範囲な調査はまったく考慮されておらず、 第一巻はほとんど神話学の著作となっている。インド・ゲルマン世界 《新たな視点の》第二。バッハオーフェンは、大体において神話を精 けれども、この点に関しては、一八七三年の最初の構想に始まり、 最後の数書簡でほぼ付随的に扱われていただけである。 現存の未開 そのため

しかし以下の理由から、この問題には否定的な判定が下された。 バッハオーフェン自らは自分の草稿を、申し分ない改訂に

J・コーラーに伝えた論拠は、印象深い。である。この偉大なる老人が、のちにひどく孤独になってから、若いの為。 た。それでもってかれは、昔から好みとしてきた着想を具体化したの げ魅力あるものにするべく、いま初めて書簡形式をとることに決心し ある。《新たな視点の》第三。かれは、あきらかに叙述の雰囲気を和ら ふたたび精力的に神話を重要視したのには、十分な根拠があったので 始文化の基礎には宗教があるとの説を固執した。バッハオーフェンが すぐれた同時代人研究者とかれとを区分するものである。かれは、 原

の発展史に関する研究だと推測することは、まず困難だろう。 て好都合とは思えない。『古代書簡』というタイトルでは、これが家族 過程がいっそう明白に表れるようになった。書名は、われわれにとっ は時折本文を引締めるだけ引締めるため、草稿にみられた若干の思考 ことで、題材の過剰をいまや実際的に克服した。それどころか、かれ バッハオーフェンは決定稿について、いま一度資料の精選を行なう

たのである。

とである。とりわけ、ゲルマン人のもとでの Avunculat に関し よる『古代書簡』新版でもって、この意味深長な、従来遺稿中に隠れ 見込まれた範囲をはるかに越える浩瀚なものとなったことは別とし く公表しえたか否かということである。印刷の分量が、当初この版に たインド人のもとでの姉妹の息子権に関して保存された草稿をもれな ていたこの年の著作がはたして広範囲に提示されたか否か、というこ この成立史を前にして、次の問題が生じた。すなわち、われわれ て、

> の研究全体に重要な意味をもつ。われわれは、この巻でもって、ひと第一巻のために行った草稿の精選は、概して、一八八〇年以降のかれ 態は、かれの研究成果の決定稿と見做し得る。 け完全なかたちで公表するという視点は、そこでは重きをなさなかっ ところにはそれを補っているだけである。校正済みの草稿をできるだ においてたんにいっそう明白に引き立たせるか、或いは留保の必要な れらは、バッハオーフェンが自ら第一巻中に描いた像を、二、三の点 況を考慮に入れる必要があった。原本から本文を選択するに際してか つの長期にわたる形成過程の熟した成果を手にする。編集者はこの状 よって検討済みと見做していた。 したがって、 かれが『古代書簡』の この最終的な本文の形

ける「伯叔父および姉妹の息子」の冒頭をなしている。 <sup>@UD</sup> 妹の息子権』に由来するもので、それは第一三章インドの法律書にお る論文である。二つ目の原本は、一八七八年に記されたインドの『姉 であり、ゲルマン人のもとでの Avunculat を論じた二〇〇頁を越え の間になされたサリカ法典に関するいっそう大がかりな研究の一部分 目の原本は「アロディス」である。これは一八七四年から一八七五年 バッハオーフェンがこの対象を模範となる二つの原本を示そう。一つ よう。なにしろここではかれの人格およびかれの研究にみられる本質 いては、ほぼ完全に沈黙している。その点はことのほか残念に思われ 会の構造に関する証言を詳細かつ明敏に吟味してきた法学的資料につ な部分を問題にしているのである。それゆえわれわれとしては、 だが『古代書簡』は、 熟達せる法学者バッハオーフェンが家族と社

的

とがきで明白にされるだろうけれども、その研究について『古代書簡 バ ッハオーフェンの民族学的研究の真に巨きな広がりは、

である。

徹される所有の支配」、それがこうした文化の変化を惹起するとなる《本訳文、第二五集四二頁以下》と完全に一致して、「無敵の勢いで貫 《Vaterrecht》への移行は父性《Paternitat》の精神的内実の識別を通 根本命題、すなわち、ギュナイコクラティ《女人統治》から父権 権的文化に関して描いていた像は、 すでに Avunculat の探究を通じ とにした。なぜなら、それらは理解の上で重要なのだが、『古代書簡』(203) と第二一章にある小篇をほんの二片だけ、初めて遺稿から再録するこ ぜなら、 遺稿中に見られる似たような類例のさらに広範な証明は断念した。 なら、ここでは発展過程における Avunculat が考慮されているから え、『《家族の》起原』の体系に対する重要な補足を与えている。 のである。『姉妹の息子権』最終章からの抜粋は、けっきょく、親族関 しかに、ジロー-トゥーロンの『《家族の》起原』(本書五六四頁と次頁) かった。原本の「ボドおよびディーマルにおける所有と父権」ではた じて生じるという命題は、その一般性において拒否されねばならな たがって、民族学的視野の広がりにあっては、『母権論』における他の はなく、それよりもはるかに、母の兄弟がそうなのだった。—— て著しく変化していた。 には明白な形態で現われていないからである。バッハオーフェンが母 なのではなかったからである。《とはいえ》『姉妹の息子権』第一八章 ない例を示している。われわれはそのくらいで止めにしておいたし、 アラバールに関する第二七書簡から第三○書簡までにおいて、申し分 民族学的諸問題を論じる際のかれの方法については、少なくとも、 疑いなく、まったく不十分な印象しか伝えていない。しかしなが オセアニア族のもとでのその発展の乏しい、 われわれには実質が問題なのであって、山積みの資料が問題 ―――母がそのままで家族の中心というので 要約的な叙述を与

さらには、神話はたしかに歴史を含んでおり、社会秩序に対する帰納 そう広い基盤に立って、神話の世界を徹底的に研究し得たのである。 称諸体系およびその宗教的起原を突き止めるべく、周知の事実のいっ 学術部門の基礎を置いた。いまやバッハオーフェンは、最古の親族名 かわらず、その間に民族学が母権的状態に注目し、比較社会学がその した。すなわち、『母権論』では、神話と象徴との助けをかりて、それ にしている。ここではほんの一言だけ付け足しておこう。 変わらない。そのことに関して言うべきことは、すでにモイリが話題 話から出発している。かれの神話学上の諸原理は、『母権論』のそれと 刊》で述べられた発展図式は、この特別の補足を必要とするのである。 別な研究対象としてあとに残したため、『《家族の》起原』《一八七四年 説明を追うのが容易となる。 原』およびそのほかの同時代人の諸体系に精通しておくと、バッハ(2) 的推論を承認するとのバッハオーフェンの命題は、J・F・マクレナ 伝承を解釈する場合、繰返し、民族学的描写が引き合いに出された。 かれがこうした方途を歩んだことは、『古代書簡』が指し示している。 まで完全に未知であった一文化の再構成に成功した。だがそれにもか て明解である。最後の五書簡を除き、バッハオーフェンはもっぱら神 オーフェンの社会学的な分析におけるテーマの選択を見抜き、 第一巻の構成は、印象としては逆であるにもかかわらず、 とはいえ、 A・バスティアン、 L・H・モルガン、 A・クーン、 M そしてE・タイラーのごとき人物に承認された。『《家族の》 親族概念だけが重要というのでなく、 かれは一八七三年以降、Avunculat を特 それと宗教との関 事態は変化 単純にし かれ

係

その究極の精神的根拠、

それにバッハオーフェンの歴史哲学も重

プルタルコスを通じて伝えられたプラトン主義の、この精神的根拠にして精神の勝利が光り輝いたということを聞き知る。『古代書簡』は、太陽主義の二元論が人類の発展を支配し、世界的出来事の内的意義と要なのである。そこでわれわれは絶えず、物質と精神の、泥土主義と要なのである。そこでわれわれは絶えず、物質と精神の、泥土主義と

もまた基づいているのである。

最初に収められた二篇の書簡中には、婚姻の最も重要な発展段階が最初に収められた二篇の書簡中には、婚姻の最も重要な発展段階がある。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。その解釈は、同様の意味でなされている。

そこでいまや、実状の全貌が、幾分複雑に述べられるのである。

シアとイタリアに、その比較を見いだすのである。ここでもまた、く。すなわち、インドの蛇族とバラモンの僧侶階級との闘争は、ギリている。文化的諸段階の全体によって具体化されたこの諸形勢においている。文化的諸段階の全体によって具体化されたこの諸形勢においている。文化的諸段階の全体によって具体化されたこの諸形勢においた、両性の世界史的闘争における決定的な局面を表示した、母性原理に対する父性原理の勝利が祝われるのである。第一○番で、母性原理に対する父性原理の勝利が祝われるのである。第一○番で、母性原理に対する父性原理の勝利が祝われるのである。ここでもまた、全人の後に続く七書簡では、「性関係の歴史における最も重大な転換その後に続く七書簡では、「性関係の歴史における最も重大な転換

わらず、神話学と進化学説とは、この歴史的眺望をくもらせてきた。といっそう高等な宗教と文化とをもった外来の征服者に対する原住の蛇いっそう高等な宗教と文化とをもった外来の征服者に対する原住のが表して描かれる。その際バッハオーフェンは、父権的である。この八篇の書簡に対しては、アスティカ神話を論じるのにまずは Avunculat が指摘され、その発展史的な役割が決定されのにまずは Avunculat が指摘され、その発展史的な役割が決定されると言いうる。「オルペウス教的発展原理」の完全な価値を害することなく、インドーギリシアーローマ的世界における泥土主義と太陽主義のである。この八篇の書簡に対しては、アスティカ神話を論じるなインド・ヨーロッパ族への母権的な原住民の屈服が問題だということが、確かにかれの見解としてあったらしく思われる。それにもかかとが、確かにかれの見解としてあったらしく思われる。それにもかかとが、確かにかれの見解としてあったらしく思われる。それにもかかとが、確かにかれの見解としてあったらしく思われる。それにもかかとが、確かにかれる原住の蛇のである。

初期を過ごしたというのが、バッハオーフェンにとって公理であっ いうことは、 するものだった。すなわち、それは人類の総体を包含するものである。 度はかれの、 史料批判を拒否し、何よりもまず内的な判断基準に立脚した。 だ何の役にも立ち得なかった。かれ自身は、神話に関しては史実的な インドの先住民も同じであった場合、 である。だが、インド・ヨーロッパ族がその初期に母方民族であって、 かれには、全般的な発展原理からインド・ヨーロッパ族を除外すると バッハオーフェンのものの見方にとって、 神話は Avunculat を保持してきたというのが、 そのことを証明するために、 歴史の形而上学である。これは人間本性の統一 意識されていなかったであろう。 かれは神話を研究し尽くしたのであ もしインド・ヨーロッパ族がか 当時のイデオロギーは未 かれらもまた母権的な 著作の根本命題 その尺

れらのいわゆる母権的秩序を脱して父権的なそれを形成した時期が確

実でないのなら、

母権と Avunculat は最古の時代にとってもはやな

52 である。(窓)の、かれの進化学説が明白にして決然たる適用を妨害してしまったのの、かれの進化学説が明白にして決然たる適用を妨害してしまったの とは、 は もっていたものもあったし、 ンはひとつの偉大なる歴史的認識を説き明かす鍵を手中にしたもの 見方が存したように思われる。それにもかかわらず、原住の「蛇諸族 かには、 ない。けれどもバッハオーフェンには、インド・アーリア諸部族のな 父権的社会秩序を実際いつ頃からと見積り得るか、厳密には確定し得 族的ないし人種的には理解されず、バラモン僧たちの精神的な行為と んら明確な区別項でないことになる。一般に、アーリア人の父権は種 一義的に母権的と叙述されている。したがって、バッハオーフェ 詳細には語られない。 かれらがインドを征服した当時すでに完成した父権的体制を はたしていつ僧侶の教義が住民全体に浸透したかというこ 依然として元のままのものもあったとの したがって、インド・アーリア諸部族の

ことは損われるだろう。 論に入る前、 けっして不必要なものというわけではない。バッハオーフェンは、 オクト《あらゆる場合の八》」、「ローマの酒杯に刻まれた碑銘」は、第一一および第一二書簡の、ちょっとした間奏曲ふうの「パンタ・ うとされる根拠をも、 外におかれ、 数字に関する書簡でようやく果たされるのである。この問題が考察の は たような事実を全部話題にしたところで、 ありあまる程の概念が示されたにもかかわらず、それでも往々、 概して一歩も先へ進まないということである。それは、 諸者に、さらに二つの示唆を与える。最初の一○書簡で 親族名称諸体系の研究が将来的に何ら考慮されないだろ われわれは見聞している。 すなわち、たとえさまざまな文化における似 民族学的比較という問 すなわち、 八という 親族組織 次の

機智を含んだかれの側面攻撃は、

たんにかれが選んだフランス人

に独自の起原をもつことのできる」現象ということである。 は「人間性という基礎に根ざし、それゆえありとあらゆる民族のもと 題はかれの社会学的研究にとっては除外される。《訳者による改行》比較という問題に肉迫し得るように模範例として示すのだが、このB できない。バッハオーフェンは、八という数字を、 も受ける同一の交際考察方法の原因を、単一の人間性に帰することは の確定にとって、信頼するに足る判断基準である。 八という数字は別である。それは、 の場合に原親族ないし移住に関する既知のあらゆる思惑を抑制する。 て「人類の問題」が重要なのである。そしてバッハオーフェンは、 バッハオーフェンの頭脳明晰な文献学上の補説が、いわば論文の思 原親族、文化の移転、或いは移住 それが東でも西で 人びとが民族学的 したがっ

解されたりすることはない」からである。 では、何にせよ関連性のなかにあり、隔絶 な関連性への目を失っていたのであり、 し不平を述べている。それは比較観察を受付けず、それゆえ大がかり びモルガンあて書簡で、当時の古典文献学の偏狭な視野に対し、繰返 てきた点を知らなければならない。マイアー・オクスナーあて、 オーフェンが、すでに長いこと自己の専門分野における同僚と論争し のきいたウィット》の大きなかけらである。古代研究者たるバッハ 想的なスパイスであるならば、 立脚点であり、 較という方法の必要性を強調した。なぜならば、「地上にあるものすべ だった。それに反してバッハオーフェンは、自らの全研究において比 しばしば健全な感覚を失っていることに気づくといったもの またこれが『古代書簡』におけるかれの方法でもあ 第一二書簡はアッティカふうの塩(気 隔絶のなかで生み出されたり理 文献記録という呪物崇拝に堕 これがバッハオーフェンの およ

には、

ここでは母の兄弟が、

妻の位置には姉妹が、

そして息子の位 次の章でたしか

る。「古い時代の権利に対し、かれはその心臓を射た」(一二三頁)。こ 頁)。その際オレステスは神の救けを享受するが、デーダルスは自己の の生活をいっそう高次の精神的段階へ高めようとしている」(一二二 罪を負った。「双方とも母系家族に根ざしており、双方とも自分の民族 しの罪を負ったように、デーダルスは姉妹の息子殺しという償いえぬ い時代に属し、父系家族は後代に属する。ちょうどオレステスが母殺 太陽主義の時代である(一二五頁)。そのうち、母系家族はいっそう古 然的原理の支配する泥土主義の時代と、父系の精神的原理が勝利する 頁)。伝承は二種の時代を描いて展開する。すなわち、母系の純粋な自 と、デーダルス神話はなんら純粋に詩的な創作物でなく、「古代ギリシ 個別分析と母系家族の歴史とに至る。バッハオーフェンの説明による 抗し難い力」「個人的意識の威力」 は、物質的な時代の終焉を準備す 力を頼りとする。 |民族がたどってきた歴史的状態と運命の反響である」 (一二六 れわれは、 第一三書簡でこの論文の中心に、すなわち母系家族(%4) デーダルスのなかにある「精神的な個体性という反

> 総体において明示することとされるのである(一三一頁)。 頁)。比較《という研究方法》は、人類の精神発展過程の同

者は、いっそう高度な栄誉の段階に達することを使命とする」(一三) る」(一二一頁)、および「母方オジの精神的な努力の継承者である後

一性をその

係わる。Avunculat と Nepos《甥》との多くの関係から《主たる》二 まず第一に、 デーダルス神話とインドの伝承における Avunculat に

つまり「母の兄弟は姉妹の息子の教師であ

つが特に引き立てられる。

に議論されることになるテーマが打ち出されるのである。 には姉妹の息子が、それぞれ占める。それによって、

すなわち、

研究は、 びついた「ソロリウム・ティギルム《姉妹の梁》』を熟知することとな 承や詩作のなかで研究される。そしてついに、太古の宗教的観念と結 係 あって、 盤となっているのである。「生活は血縁共同体を基礎にしているので えている。すなわち、ここでは兄弟姉妹間の愛情が Avunculat の基 四一頁)。インドとマライの伝承は、Avunculat に「倫理的内実」を与 スキテートに、その自然のままでおだやかな諸形態に負うている」(一 の制度は、 れる。Avunculatは「純粋な母系家族制度の一部を形成している。こ®。 て統一的に観念するだけの時代だった。マオリ族の伝説でもって、 る。それはたんに血縁団体しか知らず、男女の原存在を兄弟姉妹とし が、兄弟と姉妹との関係が、古典、インドおよびその他の地域の伝經。 次に Avunculat ないし姉妹の息子権の起原に関する問題が立てら 兄弟姉妹間の愛という神話のモチーフとなる。 親近者の無制限な結び付きにではない」(一四二頁)。 あらゆる人間的恣意に左右されない起原を、 原始の 姉妹と妻の関 次なる

存する未開諸民族のもとでの Avunculat に移行する。

はるか太古の

弟

さにこのようなかたちでの相続をもっている。それはただ母、 た母系家族は、母方の命名、母系の血統計算、母系相続法、そしてま なかに浮彫りされるのである。父の存在を欠いた最古の時代に発生し の精神的な基盤の上に、母系家族とその成員の諸関係が、透し細工の

母の兄

それに姉妹の子供たちしか知らない。一人の母のふところを介し

- 未だに見いだされる。《訳者による改行》 神話が保存してきたものが、これらの諸民族のもとではこんにちでも

置くためである」。そして次のように付言する。「そのようにして、 所存である。それによって未開諸民族に対し、ひとつの強固な基盤を この方法を、わたしは未開諸民族の法的関係についての自著で用いる 章節は実際、正しい方法に従って取扱われているからである。……… いる。「わたしはまさにこの章節に特別の価値を置く。なぜなら、その コーラーは、これらの書簡に対する批評のなかで、次のように述べて になっていたかという、一つの印象を伝えるものである。ヨーゼフ・ 的に優先しないでいたなら、この著作はどのような感じに見えるよう けっしてそのような範囲で追求せず、草案の選択において神話を一方 第二七から第三○番までの書簡は、もしバッハオーフェンが神話学を ここではきわめて明確に、区別されて、家族の進化が引き立たされる。 た傑作である。前以って作成しておいたたくさんの材料のなかから、 る。第二九番と第三〇番の書簡は、民族学的資料を社会学的に取扱っ いたかは、マラバールの家族関係に関する最後の四書簡が証明してい がいかに専門知識に精通し、他を寄せつけなくすぐれて理解し通して 歴史上の諸民族に見られる親族名称諸体系に対しバッハオーフェン

> 付きから明らかにされる。それゆえ、それは誰しも認めるごとく、ゲ Avunculat をたんに母権から導出させるだけでなく、 ことが立証されているのであるから、バッハオーフェンによって初め 秩序のなかにおいても、母の兄弟に「父の機能」が承認されるという また、本来明らかである。実際つい最近まで、Avunculat は母権と結 この問題に関するいっそうすぐれた解決は、いまのところ与えられて るにしても、この解明は理解しやすくて説得力がある。いずれにせよ、 している。たとえ個々の場合に依然として特別の歴史的根拠があずか ルマン人のように、父権的諸関係のもとでも、その本然的な力を実証 近者の無制限な結合」よりも強力な、 もまず天賦の血縁共同体と兄弟姉妹関係とから解明する。それは「親 もなく可能というわけではない。そのほかバッハオーフェンは、 はありえないし、Avunculat から母権へと遡っての推論は何の疑 て観察された Avunculat と母権との結び付きは、 つて存在した母権が推論された。しかし、若干の純粋に父権的な社会 合されていたのであり、AvunculaAt の変化した諸関係のもとで、 血の結び付き、兄弟姉妹の結び もはや一 それを何より

完全に確証される。母系家族に対して Avunculat が共属することもするような使命を母の兄弟がそのまま継承するということの観察が、ところで、バッハオーフェンの最も重要な学説に関し、民族学に対める確実にして恒久的な貢献として何が強調されるであろうか。もしする確実にして恒久的な貢献として何が強調されるであろうか。もしかるような使命を母の兄弟がそのまま継承するということの観察が、ところで、バッハオーフェンの最も重要な学説に関し、民族学に対の発展史を扱った拙著は、最も力強い助力を得ることになる」。

与えるものであった。一二五部という抑えられた発行部数からわかる定価で、二七八頁からなる八つ折版という、きわめて好都合な印象をに「ひどく重苦しいドイツ語の四つ折り版。などでなく、申し分ないに「ひどく重苦しいドイツ語の四つ折り版。などでなく、申し分ないに「ひどく重苦しいドイツ語の四つ折り版。などでなく、申し分ないに「ひどく重苦しいドイツ語の四つ折り版。」などでなく、申し分ないに「ひどく重苦しいドイツ語の四つ折り版。」などでなく、申し分ないに「ひばしている」のように、「おいている」という抑えられた発行部数からわかるとして、「している」という抑えられた発行部数からわかるとして、「している」という抑えられた発行部数からわかるとして、「している」というが表している。

いない。

(第二版)で、

料を豊富に提示しており、特別の注意が払われるに価する………(88) はいなかった。それでもなお、かれの控え目な期待は、さらにいっそように、バッパオーン・エーネーン れわれには殆ど知られていない、民族心理学的に多大な意義をもつ資 うにある。「著者は徹底した博識と明敏によってこの著作にかかり、 ス・ツェントラルブラット』誌での、この著作の宣伝広告には次のよ はけっしてひどく冷淡というものではなかった。『リテラーリッシ して図書館への献本のみであった。 が、その際にはおそらく、ほぼまったく著者から友人とか評論家、 バッハオーフェンは初めから、たくさんの売れ行きを考えて -それなのに、そこでの反響 ゎ そ ェ

フェンの十分な同意が得られていたであろうからである。ゲルツァー 0) すぐれた批評が載った。それは特に価値がある。なぜなら、たんにこ 著作の深遠な研究に依拠しているからというだけでなく、バッハ 豊富な民族学的資料を基礎にして家族と親族の形成に関する系統 - フェンとの個人的接触に依拠して出来上がっており、バッハオー(%) 『外国』誌には、H・ゲルツァー(イエナ)による、きわめて

人物、 たあと、次のように説明している。《訳者による改行》 ………この包括的な目標を立てた。さらには、マクレナンが 「ラサム、タイラー、ラボック、それからほかの誰よりも功労のある アメリカ人のルイス・H・モルガンは、 またA・ジロー--トゥーロンが『家族の歴史』で、 各々の著述において

的な叙述にまで至っているとして、手短かに研究上の骨折りを賞讃

あろう。

《訳者による改行》

れ確定される前に計画を立てているのである。著者《バッハオーフェ 免れ得るわけではない。 幾分狭い範囲の観察をしている。もちろん、以上の諸著作は、 それらは、個々の現象がその根本まで研究さ 非難を

> インドおよびそのほかの比較は、 則的な、 のが、後世の進化のせいで抑制されてしまった初期の根本理念の合法 た現象を通じて正しい解明の鍵を発見し、さらには、外見上異なるも だったきわめて多くの謎が、遠く離れた民族や文献に見られる類似し ぬ光をすべてのものに放ち、また古典の伝承についていままで未解決 辛抱強い読者であれば誰もが、以下のことをまもなく認識するだろ なったあと、この論説は次のような結びとなる。「各章を検討するだけ るような人間が問題なのである」。簡潔にして適切な内容紹介を行 び付いておらず、あらゆる類の気候風土のもとで独立して再三出現す しようとする思惑を放棄する。 なった比較から、何らかの原親族或いは地域的に緊密な諸部族を推論 な課題に注目することにしたらしく思われる。 はこのことを自覚しているように思われ、 すなわち、さまざまに異なる伝承の比較考察がいくらかの予期せ 論理にかなった帰結へと変化していくことを。 かれにとっては、けっして民族性に結 古典古代の解明に役立てられるので かれは、 個別研究という控え目 それゆえに、 往々機宣にか

う。

保存されているのを見いだす。 の完全な標本が、 住む人類のそれと違いはまったくない。前者がかつて認識していたも のである。 の遺物は、 れている、いっそう古代の家族・親族体系の遺物を提示している。 れわれは往々、 がこの地上からすっかり消え去ってしまうなどというものはない。 実際、これは、神話とか儀礼、 古典の全盛期における進化した観念からは解明されないも ギリシアとイタリアの先史時代は、 遠く離れた『未開人』のもとで、 ヨーロッパではなんの脈絡もない断片にすぎぬもの けっきょく最古の人間は、 伝承のなかに未だきわめて多く含 ほかのあらゆる大陸に 太古の化石として ちょうど杭 そ

とないで、一個ないでと同じように、その滅び去ってしまった思考と、、群生活、その母系家族、その母方オジ権およびいっそう高度な概述、群生活、その母系家族、その母方オジ権およびいっそう高度な概定なの進歩において、同じようにはっきりと、われわれの前に立つことになるであろう。したがって著者は、実際十分な確信をもって、ないなからぬ讃辞を与えているが、他方ではブルジアンの『年報』での少なからぬ讃辞を与えているが、他方ではブルジアンの『年報』といるが、大学をである」。 ―――一方では、実際十分な確信をもって、ないなからぬ讃辞を与えているが、他方ではブルジアンの『年報』といるが、表の選が去ってしまった思考とれに「酒杯の金言」に限定されたもの――――は、たんに酒杯の金音といる。

論文のいっそう読み易い形態は、すこぶる成功裡に洗練された結果、論文のいっそう読み易い形態は、すこぶる成功裡に洗練された結果、でき冷静さでじっとこらえたので、今回も忍従することができたよくべき冷静さでじっとこらえたので、今回も忍従することができたように思える。ヨーゼフ・コーラーの理解力ある批評およびかれとの個うに思える。ヨーゼフ・コーラーの理解力ある批評およびかれとの個うに思える。ヨーゼフ・コーラーの理解力ある批評およびかれとの個うに思える。ヨーゼフ・コーラーの理解力ある批評およびかれとの個うに思える。ヨーゼフ・コーラーの理解力ある批評およびかれとの個ががなかった。『タナクウィル《伝説》』の批評後、かれは以下の説はずがなかった。『タナクウィル《伝説》』の批評後、かれは以下の説はずがなかった。『タナクウィル《伝説》』の批評後、かれは以下の説はずがなかった。『古代書簡』は読まれなかった。バッハオーの論調は変わらなかった。『古代書簡』は読まれなかった。バッハオーの論調は変わらなかった。『古代書簡』は読まれなかった。バッハオーの論語は変わらなかった。『古代書簡』は記されなかった。『カース によりにはいる。

## 京主

(18) 本書五六○頁。

言の解読に対して一定の正当性を承認しただけである。それはそうと

いる。「しかしながら全体として、著者の諸研究は広範な博識と同様すしても、この批評は、そのあとに次のような意外な判断で締め括って

ぐれた学識に基づいている」。

- (8) バッハオーフェンからアルベルト・ウェーバーへ、一八七五年一二月
- 一三日付。
- (18) 遺稿一四、一五参照
- (99) 本書五二八頁以下。
- (即) 遺稿一四、一五参照
- (卿) エトルリア人家族における母系原理、全集第六巻、三二七頁、三三〇
- (193) 本書五四六頁参照。

—三三二頁

- (蝌) このことは、準備作業に基づいて仮定し得る。
- (恊) バッハオーフェン全集第四巻、五一一頁、五一八―五二二頁中のE・
- (96) バッハオーフェンからウェーバーへ、

ワードをみよ。

- ()的) 本書五七五頁以下。
- まったく新たな論文を書いている。そこで、次の結論が生じる。すなわ戻っているのでなく、インドの法律書にみられる親族観念に関する、(照) バッハオーフェンは、ここで、最初にものしたインドに関する草案に

本訳文では注記》をみよ。関しては、本書五七七頁および脚注七《脚注六の誤植、また当該注は、関しては、本書五七七頁および脚注七《脚注六の誤植、また当該注は、を取り上げることで、最初の草案は取り払ったのだった。遺稿一一七にち、かれは改訂を決意した時、『ラージャターラーンギー』(第一二章)

- (!!!) 全集第二巻、六四頁と次頁参照。
- (細) 全集第三巻、一○九七頁以下のモイリ《の記述》参照。さらには、『比一五をこには以下の記述がある。「かれの著作〔すなわち『母権論』」はすこぶる広大にして、夥しい資料で満ち満ちている。まさにこの事情から、ぶる広大にして、夥しい資料で満ち満ちている。まさにこの事情から、ぶる広大にして、夥しい資料で満ち満ちている。まさにこの事情から、たくもって一種の骨董品と見做された」。J・コーラーもまた、同上一五たくもって一種の骨董品と見做された」。J・コーラーもまた、同上一五たくもって一種の骨董品と見做された」。J・コーラーもまた、同上一五たくもって一種の骨董品と見做された」。
- 知) 例えば、フォシュによるフランス語訳『マハーバーラタ』は、その上、知) 例えば、フォシュによるフランス語訳『マハーバーラタ』は、その上、知りの別には、フォシュによるフランス語訳『マハーバーラタ』は、その上、知りの別には、フォシュによるフランス語訳『マハーバーラタ』は、その上、
- での交信がふさわしいのです」。 決定的な視点の確立に向けられておりますから、それにはまさしく手紙(巡) 遺稿一四〇、二八頁と次頁。「わたしの意図は資料の積み重ねでなく、
- かれている。「取り扱われている対象は母権と緊密な関係にありますのの。(『古代書簡』)第一巻(をモルガンへ)発送するに際して、次のように書き三七頁以下)、第四―九書簡のオラステス-アスティカ、ギリシア-イン 第三書簡のオレステス-アウグストゥス、ギリシア-ローマの比較(本書四七頁以下)、第四―九書簡のオラステス-アスティカ、ギリシア-ローマの比較(本郷)
- 289)をみよ。 比較研究の方法に基づいてだけ従来よりも大なる明白さと真の理解とに のなかでなされたよりもさらに広く、この方法をひろげ、この方法で とめています。この、初めの三○の論文《つまり『古代書簡』第一巻》 のにみとめられるものを、後者によって明らかにし、説明することをも 諸部族にしろ、他の同じような現象と比較しており、前者の謎めいたも 古典古代の諸現象を、消滅した諸文化民族にしろ、現存している未開の が先のお手紙で述べられたものと同じであります。わたしは、いわゆる ための願ってもない機会を与えられました。根底にある視点は、あなた で、あなたの諸著作に賜わりました多くのご教示と、わたし自身の努力 八八頁、含注五《本訳文の注颂》、および五八九頁、含注二《本訳文の注 達することができることと、わたしは十分に確信しております」。本書五 しても、同じく連合の原理に関しても、まったく完全なものであること、 の部族をあげます)とローマ諸部族との一致は、それらの内部構造に関 ローマ諸氏族の解明に達するつもりです。イロクォイ族(事例としてこ へのあなたの参与に対する感謝とを、拙著の献辞によって公然と述べる
- (郷) 一八五七年六月二日付マイアー-オクスナーあてバッハオーフェン書(郷) 一八五七年六月二日付マイアー-オクスナーあてバッハオーフェン書の記述としてこれらの神話中に記されている思想を知りたがっているような………或る若い古代遺物収集家を紹介してほしいと考えてきましっな………或る若い古代遺物収集家を紹介してほしいと考えてきました。

(邲) このことはインドについてでなく、ほかの草稿について言える。

- 206 そのような交信で伝えたのです。そして、死がかれらをわたしからすべ です。かれらが好意をもってわたしに同伴してくれ、励ましの訂正をし れを親しみあるかたちで補うことは、わたしにとって快い思いつきなの た未知の読者の、不特定のゆえにまた不安でもある多数の人びとに、そ て奪い去ってしまった今、これらの談話が引続いているように考え、ま わけでなく、偶然というわけでもありません。多くの吟味された問題点 てくれたことは、わたしにとって喜びの源だったのです」。 一八八三年五月六日、「書簡形式を選んだことについては、根拠がない わたしはドイツやフランス、そればかりかもっと遠方の友人たちに、
- 遺稿一四八、本書五三三頁、五七二頁、七五五頁。
- 208 本書五七三頁以下。
- 209 際立った例外に関しては、ただちに下記をみよ。
- 210 本書四一七頁以下および四三四頁以下。
- 211 《遺稿一八四の》二二五—二五九頁の断片を含んでいる。本書五三三頁、 『エンダ』、二、三のゲルマン伝説、『サリカ法典』をもつサリ族。原本は 四頁にほぼ完全なかたちで残されている。以下のものが順々に話題にさ れている。タキトゥスの『ゲルマーニア』二〇、『ニーベルンゲンの歌』、 五七二頁、五七五頁をもみよ ゲルマン人の Avunculat に関する論文は、遺稿一四八、八一一二八
- 212 稿一一七は、インドの法律書中に含まれる親族観念に関する資料が完全 に伝えられた編集である。 本書五七三頁と次頁、注三《本訳文の注照》をみよ。原本は、 七、一─一七頁の最初の二段落を示している。まる九○頁を数える遺 遺稿一
- 213 での所有と父権」は、約五○頁からなる、不完全に伝えられた遺稿から 本書四四二頁以下に示されている本文「ボドおよびディーマルのもと

完全に伝えられた遺稿一二六からのものである。これは一○○頁以上の れわれが提示した抜粋はそのうち一五〇―一六三頁を再録したものであ 分量を含み、一八七九年一○月から一二月にかけて書きおろされた。わ から一四N頁まで選択されたが、そのうち一四G・H・I頁が欠けてい なる抜粋であって、それは一八七八―七九年成稿のものである。一四F る。本書五七四頁をもみよ。 四四四頁以下に記された別の原本「オセアニア諸族」は、不

る。

本書二〇一、三二三、三四〇頁。

214

- 215 本書五四六頁と次頁、ラボックとの議論をみよ。
- 216 本書四四三頁。
- 217 本書四四四頁以下。
- 218 話については、本書のあとがき起草に際し六〇三頁以下ですでに示され ているロンメルの寄稿をみよ。 『母権論』あとがき。全集第三巻、一〇九九―一一〇一頁。インドの神
- 219 本書五六五頁以下。
- 220 本書五三八頁以下、五五〇頁以下。
- 221 本書四四四頁以下の簡潔な叙述。
- 222 本書五三四頁以下をみよ。
- ネガヤ》、ユンクス《イグサ》ならびに葦、トウシンソウ、葦草について スコイノス《トウシンソウ》、スコイニオン《縄》、スパルトゥム《ハ 『墳墓象徴』(一八五九)、全集第四巻、三七○頁以下をみよ。
- (24) 本書五四二頁と次頁
- (巡)《マクレナンの》『古代史研究』(一八七六)、一七一―一七五頁に印刷 論』、全集第二巻、四九五頁以下で抜粋している。 されている。バッハオーフェンはトゥラウパディ説話をすでに『母権

変えられるのを許すには、あまりに強すぎたということである』。換言す うしてなのだろうか。これはバラモンの法に対するあけすけの反対であ 説明されるのだが、のちに一人の妻と結婚したというのは、いったいど ヴァの五人の王子は、 頁で》、マハーバーラタの性格を議論する際にたずねている。『パンダ 「マックス・ミュラーは《『古代サンスクリット文学史』一八五九、四六 るような一妻多夫であったのだから、それはアーリア文明の段階で純粋 かに改ざんされているにせよ、婚姻制度がいまでもチベットでそうであ てによって確認される。………要するに、たとえもともとの伝統が明ら とである。このことは、パンドヴァの王子たちに関係していることすべ 多夫婚を行なっていたという伝説が、ここに受け継がれているというこ れば、『マハーバーラタの主要な五人の英雄が生まれ育った諸族』は一妻 的伝統は、その英雄たちの生涯におけるこの本質的にして奇異な特徴が み、説明され得る。すなわち、この場合、人びとの口碑における叙事詩 ではない〉このような矛盾はただ次のことを承認することによっての いるのである」。《原文イギリス語》 な伝統としてあったことを認めないわけにいかないものを十分に残して 《マクレナン》同上、一七二頁以下には次のように記されている。 この法には次のように記されている。〈一夫多妻であって、一妻多夫 最初はきわめて厳格にバラモンの教育を受けたと

## (図) 本書、五四六頁をみよ。

を、詳しく再論しているが、そこでかれは、明白にバッハオーフェンを章において、バッハオーフェンが『古代書簡』第一巻で論じたことがら(本書五八九頁以下)『婚姻と家族の起原』(一八八四)のインドに関するるジロー-トゥーロンは、同じくバッハオーフェンに強く感化を受けた3) バッハオーフェン思想のすばらしい解説者(本書五六○頁以下)であ

解させた。そのおかげで最終的に、バラモンの父権に宗教の権利を確立 この伝説は、かれらの掌中にあって土着の宗教に対する勝利の象徴と られるように、母方の伯父や甥との性的な関係を際立たせている、この 助けとなるだろう。それと同時に《ジロー-トゥーロンの》詳説は、イン るバッハオーフェンの幾分複雑な詳説を読むに際して、諸者に好都合な ロー-トゥーロンのこのいっそう明晰な詳説は、アスティカ神話に関す 援用している。疑いなくバッハオーフェンに立脚して叙述された、 させたのである。 蛇族を神に捧げることを終わらせ、そしてアーリア人とナーガ族とを和 から遣わされた救世主となった。 なった。アスティカ族は、母の種族を死と呪いとから解放するために天 記憶ではない。バラモンたちによって、かれら固有の教えに採用された 族の間で優勢であることがわかる。スマトラのマレー人家族のなかに見 の古い伝説をみれば、それが北西インドの、アーリア人に征服された民 コッシャー、カッシ、コック、ガロなどの諸族である。『マハーバーラタ』 イール族ばかりでなく、その他多くのインド諸族にも見られる。 《母系》家族は、インドにおいて見いだされる。それは、マラバールのナ 起原』 二〇二頁以下には次のように記されている。「こうした同母異父 にも役立つことになる(その点については以下の注記をみよ)。 フェンが実際にはどのように見ていたかという問題をはっきりさせるの ド、イタリア、ギリシアの先住民に対するアーリア人関係をバッハオー プラのパンダヴァー族の勝利なのである」。《原文フランス語》 ような伝説はどれも、歴史的情況の伝統や民族的慣習のぼんやりとした バラモンの勝利は、 その救世主は、バラモンたちに対し、 ナーガの住民に対するハスティナ

## (229) 本書九五頁以下。

- 232 231 本書一三一、一八六、二〇一、五一五頁をみよ。 本書三九〇頁
- た。 ゆる記憶が消し去られたように、存在していなかった。兄弟間の一妻多 には、多かれ少なかれ恒久的で排他的な一夫一妻婚を実践し始めてい パ族は父子関係による家系を知っていた。そして、かれらの部族のなか れることだろう(二八六頁以下)。「分離する以前に、インド・ヨーロッ 述の明晰さをもってバッハオーフェンの史学上の諸概念をも描写してく オーフェンによる思考の所産に全面的に依拠した章「ヘレネス」で、上 れの解説者ジロー-トゥーロンは、『婚姻の起原』(一八八四)中、バッハ 神話分析のため、実情が未だ幾分不透明に描かれている。そこでわれわ において、インド・ヨーロッパ族の親族概念に関する、かれの友人F・ 利として仲間の妻と結婚した、古代の婚姻の名残りであったように思わ 兄弟は、青い蓮色の目をした美しいトゥラウパディと共同の結婚をし るようになった。『マハーバーラタ』の偉大な英雄、パンダヴァの五人の 夫婚は、アーリア人の部族がインドへやって来たことによって実践され う唯一の手段で生き生きと述べる描写は、われわれが伝説や制度の助け うに意見を述べている。「わが友人である学者《ソシュール》が言語とい ド・ソシュールの言語学的研究を報告しており、それについて以下のよ れる」《原文フランス語》。ジロー-トゥーロンは、『婚姻の起原』の結語 かもたなかった。一妻多夫婚は、集団のなかで兄弟たちがみな正当な権 シアの人びと、スパルタ人のもとでは、多くの兄弟が相互に同 『古代書簡』には、何よりもまずインドの伝承にみられる極端に難解な それにもかかわらず、そうした親族体系や婚姻制度をもつ古代社会 インド人やギリシア人のもとで同母異父の《母系》家族制度のあら また古代の慣習を最も長期にわたって保持していた古代ギリ

見表明において、たしかにバッハオーフェンの見解がわれわれに示され ス語》。 光景と一致しているように思える。両方のやり方から得られた結果は、 といえないにせよ、インド・ヨーロッパ族もまた母権的な初期を通過し 規則ではあっても浸透していくことは、ありうるのである」《原文フラン 系制がさまざまな部族に、或いは住民のさまざまな階層のあいだに、不 い社会形態との戦いは、多かれ少なかれ強まっていた。けっきょく、父 同母異父《母系》の慣習がもつ恩恵はまだ存在していたが、それと新し 長権ではないものの、父子関係による家系も、同様に知られた。そして、 確に感じとっていた。かれらのあいだで一夫一妻婚が知られ、また家父 において、かれらは母系氏族から父系氏族へと変化していることを、正 年月、父子関係による家系をもっていなかった。《しかし》過渡的な時代 簡単に要約されよう。アーリア人は、 を借りてその本質的特徴を再構成しようと努めている、そうした社会の たとの意味深長な一語を発したのであった。この問題については本書六 トゥーロンは、インドと地中海沿岸の歴史について、たとえ適切な仮説 たことを確信し得るだろう。これに従ってバッハオーフェンとジロー-われわれは、ジロー-トゥーロンのこの決定的にして究極的な意 分離するに際して、それまで長い

236 235 234 本書一〇四頁以下。 本書五四八頁以下をみよ。 本書一一六頁以下。

○三頁以下のロンメルをみよ。

- 本書一一六頁。
- 237
- 238 それゆえ、これが第二巻の一一書簡でふたたび取り上げられるのは意 本書五八四頁をみよ。また二〇一頁
- 外である。五九五頁以下をみよ。

たC・A・シュミット、前掲書(本書五三五頁注一)の三九頁以下には

- (2)例として、一八七〇年五月二日付および一八七〇年一一月一〇日付が
- 241 特に一八八○年一○月二九日付および一八八一年一月四日付。
- 243

242

本書一一六頁。

- 244 本書一一八頁以下。
- 245 本書:一八―一三九頁の第一三章から第一五書簡
- 246 本書一四〇頁以下の第一六書簡。
- 247 本書一四四―一五六頁の第一七および第一八書簡。
- 249 248 本書一八七―二〇〇頁の第二三および第二四書簡。 本書一五七―一八六頁の第一九から第二二書簡まで。
- 250 本書二〇一頁以下の第二五書簡。
- 251 『比較法学雑誌』第四号(一八八三)、二七五頁と次頁。
- を指す。本書五三六頁注一。 《ヨーゼフ、コーラー》『婚姻の先史』(シュトゥットガルト、一八九七)

253

リフ-ブラウン、「南部アフリカにおける母の兄弟」、『南部アフリカ科学 構造」、『アメリカ人類学者』誌、第五五号(一九五九)。A・R・ラドク テス、『タレンシ族における氏族制度の力学』(一九四五)、同、『タレン 集団の特徴」、シュナイダー/ガウフ、『母系血族関係』(一九六一)。ま ドイマ』誌、第五号(一九五〇/五四)。また内部組織に関する母系社会 雑誌』第二一号(一九二四)。J・ヘケル、「母権問題によせて」、『パイ と父系社会の相違については、第一にD・M・シュナイダー、「母系血縁 シ族における織物のごとき血族関係』(一九四九)、同、「単一血統集団の 単線的な血縁集団の構造については、以下の著作をみよ。M・フォー

簡潔明瞭な概念が与えられている。

- 254 カール・J・トゥリュープナーからバッハオーフェンへ、一八八○年 ○月二九日付 (遺稿四三)。
- 255 (郄) トゥリュープナーからバッハオーフェンへ、一八八一年八月三二日付 本書五二六頁、五六四頁をみよ。
- 257 同上。

(遺稿四三)。

- (紭) 受取人のリストと礼状は保存されている(遺稿四三)。—— リュープナーからバッハオーフェンへ、一八八一年一〇月一二日付。「あ いくものになると信じております」。 販売されることを堅く信じておりますし、最終的な結果はきっと満足の しかしわたしは、本年中には、また来年には、言うに値する程の部数が なたの著作の売行きのまずさにわたし自身驚かされております。――
- (郄) 『ツァルンケス・リテラーティシェス・ツェントラルブラット・フュ ア・ドイチュラント』(一八八一)、Sp 一二六〇。
- 260 (畑) ゲルツァーからバッハオーフェンへ、一八八一年六月二二日付(遺稿 『外国』、第五四号(一八八一)、四九九頁と次頁。
- 262 四三。 『母権論』に言及していないのは奇異である。
- (ゐ)『生物学国際評論』(一八八一) 所収。
- (邲)『古典古代学の進展に関する年報』、コンラート・ブルジアン編、第二 八号(一八八一)、三八頁と次頁。
- (焔) 『比較法学雑誌』、第四号(一八八三)、二六六一二七七頁。 同上、二七二頁と次頁。

〈訳者あとがき〉 ―Ⅵ

のうち SS.572-588 の部分を訳したものである。SS.523-571 はすでに Briefe, Schwabe & Co Verlag Basel/Stuttgart, 1966, SS.523-602 und die Zweite Bearbeitung des Mutterrechts, in Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke, Achter Band, Antiquarische 本論文は Johannes Dormann,Bachofens "Antiquarische Briefe"

なお、今回も、 予定である。また次号をもって、本論文はすべて訳されることになる。 三訳語の変更をした。大澤氏には重ねて御礼申しあげたい。 大澤明氏に下訳をお願いし、それに対しわたくしの責任において二、 本誌第二一―二五集にて発表済みであり、後続部分は次号で発表する 前回同様ジロー-トゥーロンのフランス語文については

## イロクォイ族の連盟 Ш

刊行一四〇年を記念する

Н ・モルガン

のまれる飲物は、 いものであった。また彼らは、いくつかの種類の茶をもっていた。こ であり、それらでかなり多くの料理がつくられたが、食欲をそそらな (apios tuberosa)、 豆類、南瓜類である。 これらが彼らの消費する食物 させた未熟トウモロコシ、野生果実、野生ジャガイモに似ている根果 かの野鳥、スープ、スコタッシュ、さまざまなやり方であぶって乾燥 モロコシでつくった粥、二―三種類のトウモロコシパン、鹿やそのほ イスをしたしてつくられた。 エデ糖がくわえられた。カエデ茶はカエデ液汁を煮沸してつくられ 彼らの食料は、情況からしてやむをえずに、あまり多様ではなか 月桂樹の根で味つけされた。そしてスパイス茶は一種の野生スパ 彼らの主な食料品目は、くだいたトウモロコシ、皮をはいだトウ ツガの枝の先端を水のなかで沸騰してつくられ、カ

彼らの社会制度のもとでは、犯罪や非行がまれであったので、

イロ

魔法つかいの親族者たちはおとなしく、彼を彼の運命にゆだねたので 行人たちにわたされ、彼らによって処刑された。会議の決定のあとは、 刑の判決が宣告された。そのあと魔法つかいは、志願者である死刑執 たならば、証人たちがそうすることにほとんど失敗しなかったが、死 しらべられた。もしも証人たちが、会議が納得するほどに罪をしめし 犯罪が否定されたとすると、証人たちがよばれ、事態の情況について めることを約束しての完全な告白は、釈放を保証した。だが、もしも 集され、会議では告訴者のまえで、魔法つかいは裁判された。 魔法つかいを殺してよかった。もしも殺せなかったならば、会議が召 にされた。魔法がおこなわれているのを、誰かがみつけたときには、 れ、その大小によって、サケマたちによって罰せられた。魔法は死刑 かの悪行があり、それらはサケマ〔酋長〕たちの裁判権のもとにおか クォイ族は刑法をもっていたとは、とてもいえない。それでもいくつ ついての通知をふくんでいる白ワンプム帯をおくった。

そのとき後

が有効であった。

おそらくは企てられた殺人が苛酷なばあいをのぞいて、

ふつうは和解

a Z

きわめてまれであった。
されめてまれであった。これは古い慣習であって、このような違反はを、会議が女に命じた。これは古い慣習であって、むちうたれることると、任命された人たちによって、公衆のまえで、むちうたれることを、会議が女に命じた。ことは会議で審査されたが、もしも罪がみとめられた。がが刑は女だけに課せられ、女だけが罪姦通は笞刑に処せられた。だが刑は女だけに課せられ、女だけが罪

れた。 れた。 氏族にぞくすると、これらの二氏族が、すべての事実をしらべるため 氏族にぞくし、死者が第二の もたらさないために、 氏族によって、事件がとりあげられた。私的な復仇が破滅的な結果を 久にぬぐいされた。殺人の犯行についてはただちに、双方がぞくする くられた白ワンプムの贈物がうけとられたときには、事件の記憶が永 をとることはなかった。殺人者がわによって、その犠牲者の家族へお とでさえも、その生命をうばうことができた。これにたいしては責任 そうであると、会議はただちに、彼の名で、他方の会議へ、その結果 **、間のあらゆる犯罪のうちで、** 別べつの会議をひらいた。犯行の結果に、赦免の可能性があった だが、この行為は赦免されることもあった。家族が和解しない もしも犯行者が、第一の 補償することに同意するかどうかをたしかめた。もしも彼が 古代ギリシアにおけるように、殺人者の私的な復仇にゆだね 被殺者の家族は、殺人者をみつけたときには、数年すぎたあ 被告の犯行が無罪であるかの問題は、一般的には決定しや そのあとで前者の会議が、違反者がその犯行をみ 精力的な努力が和解をもたらすためにおこなわ 〔胞族にふくまれる〕四氏族のうちの **[胞族にむくまれる]四氏族のうち** 最大のものである殺人は、 死刑にさ

かっ なわれることがみとめられた。双方が、四つの兄弟の氏族 うにとのあらゆる説得に抵抗すると、そのときには彼らの復仇がおこ のものであった。 をもっておらず、 の争いが、一般的には双方の親族者たちによって仲なおりさせられ 命されるかした。このばあいには殺害者はふつうは逃亡した。 して生命をもって答えるまで、決してやめないと決意した復仇者が任 みなしたものをうける権利を共同でうけとるか、あるいは生命にたい 償の時期がすぎさったのである。そのときには、 には赦免とうけとられたのである。だが復仇者が出発していたら、 をはなれるまえに、ワンプム帯がうけとられたならば、それはふつう た。 の犠牲者の血族者たちとのあいだで、問題がきめられるようにされ たちのそのごの干渉はやめられ、古い慣習にしたがって、殺人者とそ だけの会議が召集された。だが家族が容赦しないならば、双方の友人 たならば、自分たちのあいだでの調停をこころみるために、 くっている四氏族〕のうちの一氏族にぞくしていたということであっ プムが適当な時におくられなかったり、家族がワンプムをうけとるよ ワンプムをうけとるようにと、すすめることにつとめた。 友人たちによっておしすすめられた。このような影響力のもとで、 長いあいだの怨恨、 復仇者が指定されるまえに、そして復仇者がその任務のために家 白ワンプムの贈物は、死者の生命にたいする補償という性質 死者の家族をなだめ、 それは平和の捧げ物であったが、 容赦をねがって、罪をみとめて後悔するという性質 したがって殺人は、 その興奮をしずめ、 昔はめったにおこらな 家族が正当な補償と それの受納は相互 赦免としての もしもワン 〔胞族をつ この氏族

ある。 らそれることにたいする唯一の処罰であった。 れていた最もきびしい罰である公衆の憤りという非難は、廉直の道か 個人の倉庫も、決して必要でなかった。赤人〔インディアン〕にしら て、 尊敬の情と自己尊敬をもっていたし、このはずかしい行為にたいし に評すると、どんな人たちもイロクォイ族よりは、この点でより高い 飲酒者がその犯行を完全におこなうまでになった。だが、彼らを公平 しられていない。 ディアンの諸慣習をひどくそこなったので、 なかった。白人との交渉がはじまったあとでは、彼らのあいだでの贈 いだでは殆んどしられていなかった。彼らの原始的な素朴さのころに 訚 より大きい軽蔑をもってみていたと、みとめるべきではないので 報酬めあてという考えは、 今日まで、 |の犯行のうちで、もっとも下劣なものである盗みは、彼らのあ 彼らのあいだには、 彼らの子孫たちのあいだでは、この犯行はほとんど 通商のおかげでの新しい所有諸形態の発生が、イン インディアンの心のなかにはいってい 財産をまもるために、錠も鍵も あるばあいには浮浪人や

役にたたなかった。この点での自制力は、 であったこれらの混乱を増大させたし、彼らの森林のなかでの独立を な原泉であることを証明した。彼らの社会制度にとっては偶然なもの インディアン社会の外貌を変化させたし、彼らのあらゆる不幸の十分 本的な四つの罪であった。現代では、彼らのあいだでの火酒の導入が によわかった。 で善良な人たちは、 こんだのである。 これらがわが国の原始的な住民たちのあいだでの、社会に反する基 たころには、 耽溺の結果はなげかわしく、 彼らのわれわれとの交渉の最初期から、彼らの賢明 この下劣な取引きに、たえず反対したが、 まったくしられていなかった新しいものをもち 赤人は白人よりも、 破滅的であった。 彼らが はるか

> ずれのあいだでも、酒をもちこむことを禁止するように要求する」と 災難によって、彼らは荒廃させられたのである。イロクォイ族とのわ い情欲をもえたたせ、病気や争いや口論をもちこんだ。 流血でみたした。それは家庭の炉辺の平和をこわし、もっともはげし て、彼らが排除されたのである。火の水は彼らの村落を、浮浪、 駆逐できない敵であった。 びとを、おそらくはうしなっている。 量のラム酒が、彼らに供給された。現在通用している諸植民地の諸法 な抗議がなされた。「商人たちによって巨大な、まったく信ぜられない のべた。ほとんどおなじころ、イギリス政府にたいして、つぎのよう ころした。われわれは全統治者たちに、ここでいま、わが六部族のい キャッスルでのラム酒の販売である。 長が一七五四年に、ニューヨーク州知事にたいして、この件について、 取引きの認可であったが、絞首刑にあたいする。 べきなんらかの行為があるとすると、このもっとも邪悪な非人間的な れわれの過去の交渉で、 へ逃亡する。このために、 を傷つけ、殺した。 は、イギリス人によってうとんぜられた。 ばしば酔っており、彼らの取引きでは濫用された。それで彼らの性情 律は、供給をとめることはできない。 「われわれの心臓をふるえさせた事柄がある、これらはわれわ たくみに名づけた「火の水」は、文明そのものよりも打ちかちがたく、 そして復仇をさけるために、 われわれが他のものよりももっと非難される フランス人のずるさによるよりも多くの人 ほとんど同じ程度での双方の原因によっ 酒は多くの老若の人たちをうち どの部族のインディアンも、 彼らはしばしば酒でたがい モホーク部族の一首 フランス人のところ 飢えと寒さの 暴力、

(2) 同上、第二巻六一○頁。

(1)『ニューヨーク州歴史資料』

第

巻五九一

特質である感性の気高さをもちつづけているのである。 汚されたが、人間として彼らは、今日まで、彼らの祖先を特徴づけた の生まれながらの誠実さは、取引きと飲酒にふけることで、ときには なかった。イロクォイ族の発見のあと、白人との交渉のなかで、 話手の言葉のこじつけをゆるさなかった。言葉はかんたんで明確であ かった。じじつイロクォイ族の言語では、二重のはなし方、すなわち めらわずに、真実をのべた。しらばくれはインディアンの気質ではな その太古からの純粋さで、すべて新鮮のままであった。あらゆるばあ 性質であった。この天賦の感情は、彼らがもっとも栄えた時代には、 いに、そしてどんな危険のさいにも、イロクォイ族はおそれずに、 真実を愛好することは、 意味の相違や洗練された言語に固有であり微妙なちがいをゆるさ インディアンの性格のいま一つのすぐれ 彼ら た

た。

らは、 遂行をうったえる原告のきびしい訴訟というものはなかった。だが彼 域に形成されたいくつかの州との多くの事件では、契約の諸事項の不 民族的な廉直さのもっとも誇りたかい記念物の一つである。彼らはだ 政治的不幸のもっともきびしい裁きをたえしのび、この信任は彼らの 4 には特別の目的のために、 きには友好と連合について、ときには防衛のためだけに、 せいとなった。 まされないかぎりは、イギリス人との「契約の鎖」をつよくまもった 帯に「かきこまれた」が、このあとは、 いだの契約のすべては、インディアンの表現をもちいると、 契約にたいする信任を、イロクォイ族は不動の誠実さで固守した。 彼らの全土が彼らの信任のぎせいとなった。彼らの昔からの諸領 つぎつぎの契約によって、土地をうばわれ、しばしば詐欺 インディアン諸部族との関係ではイロクォイ族は、 契約をしばしばむすんだ。これらの部族の オノンドーが部族のサケマ あるばあい ワンプ ع

> て、 が、

ここからして、「この帯はわたしの言葉を保管している」という表現 に帯を交換したが、それは批准ばかりでなく、 しばしばみられるのである。インディアン諸部族は契約のあと、つね が、帯のひきわたしのさいに、インディアンのスピーチのむすびに、 に、その後継者たちに、代々にわたって、契約の解読がもとめられた。 のさいに、 ンであるホ・ノ・ウェ・ナ・トの保管にわたされた。 ワンプムの世襲的保管者にされたのであっ 契約の覚え書きであっ た。 彼は連盟の設立 この保管者

退する軍事部隊のキャンプを通過するだけのことであった。 侵入することができたが、それはなんの損害をうけることなしに、 むこうにかくれたかのように、彼らの攻撃からすくわれたのであ ネシー ゴ・オ・ノすなわちチェロキー部族とむすばれたが、それによるとテ の諸原因の一つであった。おなじような契約が、かつてオ・ヤ・ダ・ が、イロクォイ族がエリー部族にたいして長いあいだ持っていた怨恨 追撃は停止されねばならないという趣旨であった。 この河をふたたびわたって、自分じしんの領域にもどると、 境界はジェネシー河でなければならず、どちらかの部族の敵対部隊が なわちエリー部族とのあいだに古い契約があったが、 セネカ部族とエリー湖の南岸に住んでいたガ・グァ・ガ・オ・ノす(1) イロクォイ族の部隊は、もしものぞむならば、 テネシー河をふたたびよこぎったならば、うちかちがたい障壁 追撃するイロクォイ族によってとらえられるまえに、ひきかえし 河が追撃の境界であった。もしもチェロキー なおも敵の領域に この契約の違反 部族の戦斗部隊 彼らのあ そのごの 後

部族にたいする、 これは一六五五年のころにイロクォイ族によって駆逐されたエリー イロクォイ族による呼び名であった。 エリー部族は

イロクォイ幹族のわかれであり、イロクォイ族の一方言をもちいていイロクォイ幹族のわかれであり、イロクォイ族によって追いだされた中立民部族が、イェ・ゴ・サ・カすなわちキャット部族として、彼らのあいだで知られていたことは、唯一わちキャット部族として、彼らのあいだで知られていたことは、唯一わちキャット部族として、彼らのあいだで知られていたことは、唯一の事実である。この言葉は野生猫を意味した。彼らのあいだで大きい力をもっていた女の名前があることから、これがこの部族の名前となった。シャルルヴォアはまた、中立民部族についてのべている。第二巻三七七頁。彼が土着民の諸名称を紛糾あるいは混乱させたことは、巻三七七頁。彼が土着民の諸名称を紛糾あるいは混乱させたことは、

首長たちの使節が、ただちにデラウェア部族の国へおくられ、 をおくったことによって、その従属がみとめられたあとで、彼らが サグ・ア・ナガすなわちデラウェア部族が征服され、貢納のワンプム それをこわすことがあると、そのものをきびしく罰した。これの例を、 を禁止し、彼らのあらゆる市民権をうばい、このあとは彼らは女たち を会議によび、貢納部族という地位をうばいとった。彼らが信頼性を ロクォイ族の庇護のもとにある西方の部族を攻撃した。契約について もたないことで彼らを叱責し、 イロクォイ族は社会的信頼を神聖なものとみなすことを誇りとし、 2 び名であって、 侵害にたいする禁止にもかかわらずである。 オ・ヤ・ダ・ゴ・オ・ノはイロクォイ族によるチェロキー部族の呼 「洞穴に住んでいる人びと」を意味している。 このあとは永久に戦争にでかけること イロクォイ族の

ウモロコシをつぶす杵を腕にはめさせ、こうして今後は彼らの仕事は

のようにあらねばならないと宣言された。イロクォイ族はこの剔奪

デラウェア部族にガ・カ・アすなわち女のスカートをはかせ、

ラウェア部族は解放されることは決してなかったのである。' 的なやり方で象徴したのである。部族の独立をうばう行為のあと、デ女たちの仕事のようでなければならないことをしめしたという、比喩

(1) デラウェア部族は一七四二年ごろ、イロクォイ族の認可あるいは同 ンを、 はもはやできないことを、 お前たちは知っている。 土地売却の権利を われわれはお前たちを征服した。われわれはお前たちを女たちにした。 のようにしてお前たちが、まったく土地を売るようになったのか? 引用される。「このワンプム帯をして、 クォイ族がおこなう立派な作法を、さらに説明するいくつかの断片が ゴは演説のなかで、 彼らを非難した。 征服した諸部族にたいしてイロ ニア州に売却した。上述したオノンドーガ部族の首長であるカナセテ 意なしに、デラウェア河畔の自分たちの土地の一部分をペンシルヴァ 地のことに干与することを永久に禁止するのに役立つ。 ならないことに、お前たちはいまや注意せよ。このワンプム紐は、お前 ら去る無条件の命令とのあと、 をとりあげて、彼はつづけた。「われわれの正しい非難と、この土地か お前たちがどうふるまうかを、 らへ行くことができる。お前たちがわれわれのところへくるときには、 それでわれわれは移住のための二つの場所、ワィオミングかシャモキ もつことは、お前たちにふさわしくない。それを悪用するからだ。…… お前たちは女たちであり、 お前たちから出自した誰でもが、 へ行け、そしてこのワンプム帯をとれ。」……このあと、別のワンプム お前たちの子どもたち、そのさいごにいたるまでの孫たちに、土 お前たちにわりあてる。 お前たちはこれらの場所のうちのどち 女たちのようにお前たちは土地をうること われわれは見よう。文句をいうな。向う われわれがさらにお前たちに云わねば このあと、土地をうることを決して お前たちを黴罰させよ。……ど お前たちも、

にしてつくられた食物は量は少くて軽く、戦士たちが熊皮の袋にいれ

紛にくだかれ、

長い危険な遠征のための十分な食物として、たやすくもっていく

ドン、一七五○年刊、八○一八一頁。 にひきわたすものを記念するために。」ゴルデル『五部族の歴史』ロン保持しなければならない。 お前たちの伯父たちが、 この日にお前たち敢えておこなわない。 そしてこの目的のために、 お前たちはこの紐を

そって、

チェロキー部族の国

みやかに動いた。彼らの夜の露営では、

ことができた。部隊は縦

一列で軍事路をすすみ、

テネシー河の南岸に

わずか五日の行程であるように、

す

彼らの人数や目的地をしめす

帰途でもおなじことを

こみ、 斗柱であるガ・オン・ドテにちかづき、自分の赤いトマホークをうち ために、ときの声をあげながら、集落をあるきまわる。そのあとで戦 指揮することをのぞむ軍事首長が、完全武装で、自分の企図をのべる であった。これすばやくおこなはれた。志願者たちをあつめ、 はいった。 ホークでもって、戦争の存在がしめされ、連盟の各集落は戦争状態に よってか、赤色にぬられて赤い羽根と黒いワンプムでかざられたトマ サケマたちの会議によってか、あるいは隣接の敵にたいする一部族に て彼らの戦斗心がおこり、彼らはつぎつぎと彼の踊りにくわわること る部族にたいして戦争が布告されたあと、 戦斗踊りをはじめた。 それで、部隊をつくり、侵撃をはじめるかは、各人の自由 彼のまわりに群があつまり、踊りによっ オノンドー ガ 渓谷での 遠征

> \ د

でていつたのとおなじであった。彼らが広場の中央にある戦斗柱につの行列で集落にはいった。彼らが、そのすこしばかりまえに、集落を

呪術師の一人が彼らにたいして、歓迎と祝賀の演説をおこなっ

あつめるために、ときの声をあげた。

ついで捕虜たちをつれて、

集落のはずれにつくと、その到着をしらせ、彼らをむかえる人たちを

したが、

捕虜の数と死者の数もしめした。帰っ一定のしるしを樹木にきざみこんだ。

帰ってきた戦斗隊が彼らの

事をのべ、そのあと戦斗踊りがふたたびおこなわれた。

た。それにこたえて、部隊の一人によって演説がなされ、

彼らの出

しなった。 も捕虜が養取されると、その忠誠と情愛は、養取した部族にうつされ されなかったが、この人物はその寛大な敵にたいする軍事路に、 へかえされた。これらのまれな寛大な行為のばあいには、 されたし、贈物やそのほかの好意の印によって、 かであった。ときには、すぐれた軍事首長がその軍功によって、 とを決してもとめなかった。捕虜にとっては、養取か拷問かのどちら ず、自分たちじしんのうちで捕虜になったものたちを、 とも永久に自分の国をうしなうのである。 もむき、もしもうまくいかなければ、 たび決してはいらないという尊敬にしばられているとみなした。 イロクオイ族は捕虜たちを、インディアン諸族とは決して交換せ インディアンは戦争にでかけるときに、 そして養取によって生命をたすけられたならば、 戦斗のきまりによって生命をう 連合体の成立のときから、 彼は断然として危険にお 自分の人たちのもと とりもどすこ すくなく

らはただちに集落をはなれて、敵の国の方へとむかった。もしもいく

かの集落でこのような動きがおこったならば、これらの部隊は道中

であつまったが、各部隊はそれじしんの軍事首長の指揮のもとにとど

彼らの食物はふつうは、トウモロコシをやきこがし、ついて

カエデ糖をまぜたものであった。

このよう

集落の老女たちが踊りがおこなわれているあいだに、彼らの食物を用

部隊にはいった。このようにして部隊がすぐにつくられた。

踊りがおわり、なおも企ての熱狂にもえているあいだに、彼

によって、

たK族の諸断片にたいしてもおよぼされ、独立している諸部族の連盟た。それは捕虜にたいしてだけおこなわれたのではなくて、分割されの原則を、他のインディアン諸部族よりも、はるかまえへおしすすめ

養取にする慣習が、イロイオイ族のあいだでひろくおこなわれた。こ

# **灰の連盟 をとりいれることであった。** 灯割され かえて彼らを吸収して、イロイオイ族と共通の一家族のなかへ、彼らしすすめ は、征服によって隣接の諸部族を隷属させることであり、また族籍をれた。こ へのうけいれさえもゆるした。彼らの政治の主なる特徴であったの

# 日本近代女性史話・第4

「青鞜」は誤訳である

ようでもある。 『うなというでもあり、『我輩は猫である』での行燈袴・束髪姿の女学生の後身のでは、美弥子をヒロインとする。その彼女は、のちの「青鞜」の女らの美女であるお那美さんの裸体をえがいたが、そのあとの『三四郎』の美女であるお那美さんの裸体をえがいたが、そのあとの『三四郎』

な教師の筆ではない。 婦につながって、読者をおどろかせ、ひきつける。もはやくそまじめ嬢につながって、読者をおどろかせ、ひきつける。もはやくそまじめ度胸がない男とひやかされている。きわどい場面であるが、さきの裸男である。このときは、二三才。上京の途上、のりあわせた女から、三四郎は熊本の第五高等学校を卒業して、東京帝国大学に入学した三四郎は熊本の第五高等学校を卒業して、東京帝国大学に入学した

であったラフカディオ・ハーンこと小泉八雲をおどろかせるにたる野の漱石がしったのであるが、漱石よりもまえに五高のイギリス語教師どはりつかないとかかれている。このような蛮カラを五高教師のときしい。牛肉かどうかをたしためるために、壁になげつけた。馬肉ならしい。牛肉かどうかをたしためるために、壁になげつけた。馬肉なら近高の生徒たちは肥後の赤酒をのみ、牛肉屋で桜肉をくわされたら

布

村

夫

蛮である。

く電鳥がこの『ブリタニカ』をしらべたとはおもえない。とにかい。でいるでは、「青鞜」誌を創作したが、この誌名は生田長江からすすめられたり、百科事典をしらべたうえでのことであるともいう。事典は『猫』の月賦形式で」うりだされたものらしい。丸善の社史によると、『ブリの月賦形式で」うりだされたものらしい。丸善の社史によると、『ブリの月賦形式で」うりだされたものらしい。丸善の社史によると、『ブリの月賦形式で」うりだされたものらしい。丸善の社史によると、『ブリの月賦形式で」うりだされたものこの第二○版はしらべていないが、とにかトッキング」項はない。つぎの第一○版はしらべていないが、とにかトッキング」項はない。つぎの第一○版はしらべていないが、とにかいました。

しているので、草平はいわゆる塩原事件のあと、漱石の庇護のもとに行されている。この年の一月から草平は、朝日新聞に『煤煙』を発表これをも参照して、整理された『文学評論』が、一九○九年三月に刊を講義している。このときの講義を、森田米松こと草平がノートし、漱石が東大で、のちの『文学評論』として一冊にまとめられたもの

あり、漱石がつよくかかわっている。原事件とかさなって、煤煙事件となる。このために平塚家との交渉が原事件とかさなって、煤煙事件となる。草平の小説『煤煙』が、さきの塩たずさわっているようなのである。草平の小説『煤煙』の原稿をかきながら、『文学評論』の整理や校正などに、

## .

「女に少々学問が出来て、幾分か六ずかしい談話に口を挟むように「女に少々学問が出来て、幾分か六ずかしい談話に口を挟むようにと確この時代から始まったのである。この『青靴下』の隊長はモンタはこの時代から始まったのである。この『青靴下』の隊長はモンタギュー夫人であって、当時の婦人の馬鹿で無学なのを慷慨するの余り率して精神的修養を奨励したのである。その『青靴下』の隊長はモンタだなしの伴侶を組織した。なるべく男子に愚弄せられないようにとなる。

田あるいは雷鳥がなぜ「青鞜」と訳したかである。 漱石では「青靴下」と邦訳されているブルー・ストッキングを、生

対局の表・鏡子の『漱石の思ひ出』一九二八年、二三八頁では、「沓瀬石の妻・鏡子の『漱石の思ひ出』一九二八年、二三八頁では、「沓」としなかったかもしれない。「沓」にあきらかに皮製の靴なのであら、漱石も「青い長い沓足袋」と邦訳していたかもしれない。「沓」には布靴もあり、木靴もあるが、「鞜」はあきらかに皮製の靴なのであら、漱石も「青い長い沓足袋」と邦訳していたかもしれない。「沓」に靴下でなければならない。鏡子が「沓足袋」といっているぐらいだから、漱石の妻・鏡子の『漱石の思ひ出』一九二八年、二三八頁では、「沓瀬石の妻・鏡子の『漱石の思ひ出』一九二八年、二三八頁では、「沓瀬石の妻・鏡子の『漱石の思ひ出』一九二八年、二三八頁では、「沓」といる。

用しているということになる。の誤訳がいまでも、ブルー・ストッキングの訳として、世間ひろく通

きらわれたのかもしれない。
きらわれたのかもしれない。
なお「沓足袋」の祖型は「襪」である。一九九○年の図録『正倉院なお「沓足袋」の祖型は「襪と書いて『しとうず』と訓みならわされていうず」のルビがある。「襪と書いて『しとうず』と訓みならわされていき。これに「あかあしぎぬのしと展』には、「赤絁襪」がしめされている。これに「あかあしぎぬのしと展」には、「赤絁襪」がある。一九九○年の図録『正倉院なお「沓足袋」の祖型は「襪」である。一九九○年の図録『正倉院

子をすんなりと結婚させている。だが漱石は「夫の思い通りになるような妻」になるかのように、美弥らば妻じゃない人形だから」とかく。これはすばらしい女人論である。女である西田美弥子をえがいたが、「夫の思い通りになるような妻な女であるところ、漱石はブルー・ストッキングを知っていて、新しいつまるところ、漱石はブルー・ストッキングを知っていて、新しい

だからこそ独身論を展開してみせる。これは永井荷風のそれではな新しい女は夫の思いどおりになる妻にならないとする漱石は、それ

## \*

١,

なる者の筆記したる一章あり。」(『荷風。断腸亭日乗』 仕、岩波文庫、号を開き見るに、漱石翁に関する夏目未亡人の談話をその女壻松岡某「九月廿二日。終日雨霏ゝたり。無聊の余近日発行せし『改造』十月いている。 ※石は自分の思いどおりにならない鏡子に、新しい女、新しい妻を漱石は自分の思いどおりにならない鏡子に、新しい女、新しい妻を

『思い出』のかきはじめの部分を荷風はよんだのである。もとの雑誌

五一頁)。

のかもしれない。雷鳥は誤訳をきずかずに、採りあげたとしたら、こ

わけにもいかないので、誤訳を承知のうえで、生田は「青鞜」とした

う精神病の一種だらう」とかかれている。これを荷風は「余この文をの話をかき、そのあと精神病学の呉さんの診断としての「追跡病といるとと、「さういう精神病があの人のうちに隠れてゐて」と、漱石の兄をみていないが、一九二八年に一冊にまとめられた『漱石の思い出に

とは何たる心得違ひぞや。」の知らざりし良人の秘密をば、未亡人の身として今更これを公表するの知らざりし良人の秘密をば、未亡人の身として今更これを公表する「縦へその事は真実なるにもせよ、その人亡き後十余年、幸にも世人よみて不快の念に堪へざるものあり」とするのである。

つづけて云う。

「見す見す知れたる事にても夫の名にかかはることは、妻の身として見す見す知れたる事にても命にかへても包み隠すべきが女の道ならずや。」

こうして荷風は「妻妾なき」をよろこび、あらためてみずからの

独

ると申しても差閊はない」(同上、二八八頁)のである。ている時の間だけで、一度門外に出れば、忽一変して多妻主義者にな事にもなり得る。わたくしの『独身』は場合によっては『多妻』というのである。とにかく自分の「『無妻』は場合によっては『多妻』というが、それあるがゆえに、彼は戦後に、不幸にも、文化勲章をもらえたがられているところであるが、ここにいたるまでの彼の女遍歴はよ身をたのしむかのようであるが、ここにいたるまでの彼の女遍歴はよりをたのしむかのようであるが、ここにいたるまでの彼の女遍歴はよりをたのしむかのようであるが、ここにいたるまでの彼の女遍歴はよりを

からみついている。ここにいたって、漱石に荷風的なものがあらわれの代助になると、それは高等遊民のものであり、時代のゆきづまりががって漱石の、独身論とはまるきりちがっている。だが『それから』『三四郎』での近代的な新しい女をまえにしての、広田先生の、した

てくる。さらには姦通がからみつく。

る。 の『女性に関する十二章』(中公文庫、一三頁)でかいていけ藤整はその『女性に関する十二章』(中公文庫、一三頁)でかいていとして、この彼の真の思想を理解し、祖述したものはありません」と、弟子たちを持っていたというのが定評でありますが、その中の唯一人第日君は、小宮豊隆とか内田百間とか安部能成という『すぐれた』

代の男と女とは、「その愛の交渉を結婚生活という形をとらずに行う代の男と女とは、「その愛の交渉を結婚生活という形をとらずに行うなった。」このような男と女とは、「絶えざる自己犠牲を必要とする結なった。」このような男と女とは、「絶えざる自己犠牲を必要とする結なった。」このような男と女とは、「絶えざる自己犠牲を必要とする結なった。」このような男と女とは、「絶えざる自己犠牲を必要とする結なった。」このような男と女とは、「絶えざる自己犠牲を必要とする結びに「本当は夏目君は未婚者であることは不幸なことでなく、幸福なごに「本当は夏目君は未婚者であることは不幸なことでなく、幸福なごに「本当は夏目君は未婚者であることは不幸なことをかき、さいの指婚を否定した。」となぐさめたようなことをかき、さいの結婚を否定した。「その愛の交渉を結婚生活という形をとらずに行う

化する弟子たちを、なぎたおさざるをえなかったのである。漱石を神格もはや伊藤にとっては漱石は前世代の作家なのである。漱石を神格

ことが妥当なのである」とするのが漱石の見解だと伊藤はみるのであ

このような荷風の実践、そのうらづけとしての独身論は、

『猫』や

戦後になると、私娼をもちいている。

自分だけに都合のよい独身であり、前近代的な公娼を利用しての独

の交渉」を婚姻においておこなわないならば、そこには近代的な法律カント的な契約としての婚姻にまで、およぼしていないのである。「愛たびながら、新しい女の出現をたのしみながら、人間関係の近代化を、こびながら、新しい女の出現をたのしみながら、人間関係の近代化をよろに立ががら、新しい女の出現をためしみながら、人間関係の近代化をよろに近郎』の美弥子を、あっけなくも結婚させているので、漱石にとっ『猫』で、そして『三四郎』で、漱石が男の独身を賛美しているが、『猫』で、そして『三四郎』で、漱石が男の独身を賛美しているが、

はどうなのかである。たれがフランスでのことであるが、いわゆる明治日本でたのである。これがフランスでのことであるが、いわゆる明治日本でるが、そのあとも妻たちは、女たちは、参政権と相続管理権をもとめ近代がナポレオン民法典において法律婚を規定するのはなぜかであ

婚がなく、事実婚が一時的であるか永続的であるかである。

出現を目のまえにして、男の独身をたたえる。よろこびとかなしみをリス文学をまなび、日本の近代化をのぞみながら、現実の新しい女のている。この漱石がヨーロッパの世紀末を知りながら、一八世紀イギあとの一九○七年ぜんご、いわば二○世紀のはじめにイギリス留学し漸石は一八九八年の「民法」後二篇の成立のまえに婚姻した。この漱石は一八九八年の「民法」後二篇の成立のまえに婚姻した。この

みとっている。

こまでが戦前のことである。な法律的な力をもって、女を使用し、生殖させればよいのである。こな法律的な力をもって、女を使用し、生殖させればよいのである。こくらエゴの強い女でも、妻としては無能力であるから、男はそのようを夫に隷属するものにするのだから、安心して妻をめとればよい、いを夫に隷属するものにするのだから、安心して妻をめとればよい、い

旧明治民法をつくったものたち、それをうけいれるものたちは、

妻

が、このときにはもはや、新しい基本法がつくられていた。新しい憲伊藤の十二章は、戦後の一九五三年に雑誌にかかれたものである中

学史では社会派の作家ではなかったらしい。
学史では社会派の作家ではなかったらしい。
学史では社会派の作家ではなかったらしい。
学史では社会派の作家ではなかったらしい。
学史では社会派の作家ではなかったらしい。
会いう文字をつか法がつくられたといわれているが、ここで「憲法」という文字をつかまが、はびこるのである。明治「憲法」から戦後の「基本法」とでの議会と、戦後の新しい憲法のもとでの国会とを、つないで考えるという悪が、はびこるのである。明治「憲法」から戦後の「基本法」とでの義と、戦後の新しい憲法のもとでの国会とを、つないで考えるという悪が、はびこるのである。明治「憲法」から戦後の「基本法」との力とのなかで、妻子にたいして近代的、民主的でありながらも、文の力くのなかで、妻子にたいして近代的、民主的でありながらも、文の力くのなかで、妻子にたいして近代的、民主的でありながらも、文の力くのなかで、妻子にたいして近代的、民主的でありながらも、文の力という、という文字をつからいないで、妻子にたいして近代的、民主的でありながらも、文の力といる。

## \*

庫、五二頁)とかく。

「本人公の代助に託し注目すべき独身論を展開している」(中公文は、主人公の代助に託し注目すべき独身論を展開している」の中ですでには、主人公の代助に託し注目すべきなる。彼は、『三四郎』の中ですでにはによってかかれている。これは「女と男の解放学」と副題されてい武によってかかれている。これは「女と男の解放学」と副題されてい武によってかかれている。これは「女と男の解放学」と副題されてい

ましてや一九〇〇年代近代人の限界のもとでの代助である。半分だけ中身そのものもあやしくなってくる」(同上、五三頁) とする。戦前の、ているのだが、芸奴のところで用を足すとなると、その『近代人』の足りるのである。海老坂は、「代助にしても、『近代人』の意識を持っぱさは「日本現代の社会状況」にむかっているから、③芸妓遊びで事代助は⑴「一図に物に向って集注し得ない」のであり、②その頭の代助は⑴「一図に物に向って集注し得ない」のであり、②その頭の

72 「この時代に、人妻への恋物語としてだけでなく、近代における独身の な独身聖職者論、独身運命論しか述べていない」ので、『それから』が 期の、社会主義者堺利彦の「家庭の新風味」をとりあげて、「おそまつ 近代化していく一九世紀後半、そして二〇世紀前半での漱石の時代的 海老坂がしめしている。この彼は、『それから』とほぼ同じ時

むべきであると考えている」(同上、二〇一頁)のである。 しかも海老坂は、「荷風の文学を、偉大な単独生活者の文学として読

れてよいことである」と論じている。

根拠を問う物語としてこの小説が書かれていることは、大いに注目さ

これでやめるが、ともかくも海老坂はおしえるところがすくない。そ である。これだけを知ったうえで、 べるにさいしては、漱石の独身論をとりあけざるをえないということ 海老坂の論をくわしくのべることが、ここでの目的ではないので、 戦後になって独身論 あらためて漱石における雷鳥をか —未婚論 ―シングル論をの

んがえてみなければならない。

ようである。 て、姦通にふれることになるからでもある。 煤煙事件のあと、漱石は雷鳥にふれないし、平塚家との交渉もない 漱石は小説のうえでは「新しい女」からさきにすすみで

いる)との婚姻届をだす。

彼女は一九四一年の八月に奥村博史(このときすでに彼は改名して

そんな空気のなかでの出隆の思い出がよまれる。 生活にはいったとしている。それで若い燕と同棲したと非難される。 それにもかかわらず、二人は法律婚にはいらない。二人はあえて共同 一まあ『女もやるもんだなあ、』という程度の関心と言おうか。とに 二人の結婚は、 九一四年二月になって、雷鳥は奥村博とともにくらすようにな 双方の親たちからゆるされていないのではない。

> 鳥にふれる。 ついて歩いているのを珍らしがって見送ったとか」とかいたあと、雷 かく、そのころだと思うが、本郷の通りを大杉栄と伊藤野枝とがくっ

—七二頁)。 味はあったろう。」(「出隆著作集」7。『出隆自伝』一九六三年、七一 奇心とで眺めていたとか、そういう記憶がある。それだけの関心=興 いう画家とくっつき合ってなにか話しているのを、羨ましい気持と好 した雷鳥女史が、その『若い燕』にしては頑丈すぎる巨漢の奥村博と 「山手線の電車のなかで、立っている僕の直ぐ前の座席に、 すらりと

彼を、女性史の立場でとりあげてみたいものである。 ギリシアの哲学と政治についてかき、マルクシズムにたつにいたる

の登記であったならば、雷鳥のなやみはなかったはずである。 を拒否しての事実婚、意識的な事実婚であったといえる。一八九八年 の民法後二篇、そして戸籍法ではなく、すでに夫婦別氏であり、 た。そのときから七五年あまりあとの現在では、彼女の行動は法律婚 た子ども二人を、彼女みずからの私生児として届出ざるをえなかっ ようするに家族制度に反対して、婚姻届をださなかったが、

が必要であった。」からである。こうした女親の利己からして、「敦史 大学卒業とともに、幹部候補生試験をうけるには、両親の正規な結婚 らせたいという親の思いがこれをさせた」からであり、「敦史の早稲田 に井出文子『平塚らいてう― は試験をとおり、航空技師将校として入隊した」のである。このよう これは「長男敦史の応召に当面して、少しでも戦場に出るのをおく 近代と神秘 --』でかかれている。

## 予 告 (1992年12月)

女性史研究 第27集

特集 明治31年「身分登記簿」を復活せよ

## 石塚正英

頸城野のフェティシュ信仰

一法定寺石仏群の比較宗教学的分析一

(「史正」誌 第20号。1991·X)

1991年12月1日 印刷 1991年12月1日 発行

## 女性史研究

第26集

頒価 1,000 円 (送料実費)

東京事務局

編 集 家族史研究会 東京都中野区新井4-27-6-801

**165** Tel 東京 (03) 3385─0147

振替口座・東 京 3-12894

熊本事務局

熊本市池田3-2-30

**〒**860 Tel 熊本 (096) 354—6158 振替口座・熊 本 6—1 3 1 7 1

家族史研究会熊本事務局

共 同 体 社

